

武蔵野市の図書館

平成23年度

武蔵野市立図書館

目 次

■ 図書館の概況	1
機構	1
図書館の管理運営	2
施設概要	3
武蔵野プレイスの開館	6
〈事業報告編〉	
■ 貸出サービス	7
貸出サービス	7
登録者数	7
貸出数	7
■ 予約・リクエストサービス	8
予約・リクエストサービス	8
予約件数	8
相互貸借件数	9
人気ランキング	9
■ 新聞・雑誌	12
新聞・雑誌所蔵タイトル数	12
官報・新聞縮刷版等	12
■ 郷土・行政資料	13
資料の主な種類・分類・年間受入・除籍資料冊数	13
定点撮影	13
市民文庫	13
■ 市史編纂	14
■ AVサービス	15
資料所蔵数	15
貸出件数	15
視聴用デッキ所有数・AVブース利用状況	15
■ 児童サービス	16
こどもまつり	16
どっきんどようび	17
おはなし会	18
児童用配布物	19
むさしのブックスタート	19
除籍資料のリサイクル	20
■ 読書の動機づけ指導	21
■ 学校連携	22
■ 職場体験	22
■ 子ども文芸賞	23

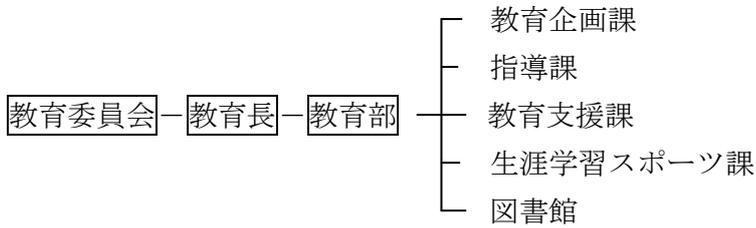
■	子ども読書活動推進計画	24
■	団体貸出サービス及び文庫活動助成	25
	蔵書数及び貸出数	25
	武蔵野市文庫連絡会（文庫連）事業	25
■	障害者サービス	26
	登録者数	26
	利用者サービス	26
	障害者サービス意見交換会	28
	講座	29
	障害者サービス登録を必要としないサービス	29
■	一般向け催し	31
	映画会	31
	武蔵野プレイスオープニングイベント	32
	トピックス	33
	課題解決テーマ展示	33
■	除籍資料リサイクル事業	35
	提供資料数	35
■	グループ学習室利用	36
	利用状況	36
■	大学図書館利用	37
	成蹊大学図書館	37
	亜細亜大学図書館	37
	日本獣医生命科学大学附属図書館	37
	市内大学以外の利用紹介申請	38
■	レファレンスサービス	39
	利用状況	39
	ホームページレファレンス情報	39
■	インターネット検索用パソコン	40
	オンラインデータベース	40
	利用状況	41
■	図書特別整理	42
	概要	42
	実績	42
■	コンピュータシステムの概要	43
	導入の経過	43
	個人情報保護に関する留意事項	44
	図書館コンピュータシステム所蔵機器一覧	44
■	広報	45
	図書館だより	45
	ホームページ	45

■ 人材育成・職員研修	46
■ 図書館運営委員会	48
■ 図書館基本計画	49
武蔵野市図書館基本計画の概要	49
図書館評価	51
〈統計編〉	
■ 図書館評価のための主要指標	53
■ 一般統計(平成 23 年度)	54
■ 予約・リクエストサービス	62
■ サービス事業	63
■ レファレンスサービス	67
■ インターネット検索用パソコン	67
■ 他自治体図書館との比較	68
〈図書交流センター〉	
■ 図書交流センター	71
〈参考資料〉	
■ 参考資料	73
武蔵野市立図書館条例	73
武蔵野市立図書館条例施行規則	76
武蔵野市図書館処務規程	79
武蔵野市立図書館資料収集方針	81
武蔵野市立図書館除籍基準	86
武蔵野市立図書館読書の動機づけ指導実施要綱	87
武蔵野市子ども文芸賞実施要綱	89
武蔵野市立図書館身体障害者サービス実施要領	91
武蔵野市立図書館身体障害者書籍郵送サービスの実施要領	93
武蔵野市立図書館デジタル録音図書再生機器貸出サービス実施要綱	94
武蔵野市図書館運営委員会設置要綱	95
武蔵野市図書館運営委員会傍聴基準	96
武蔵野市立武蔵野プレイス条例	97
武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則	101
武蔵野市図書交流センター運営基準	107
武蔵野市立図書館年表	108

■ 図書館の概況

1. 機構

(1) 教育委員会の機構



中学校 6 校

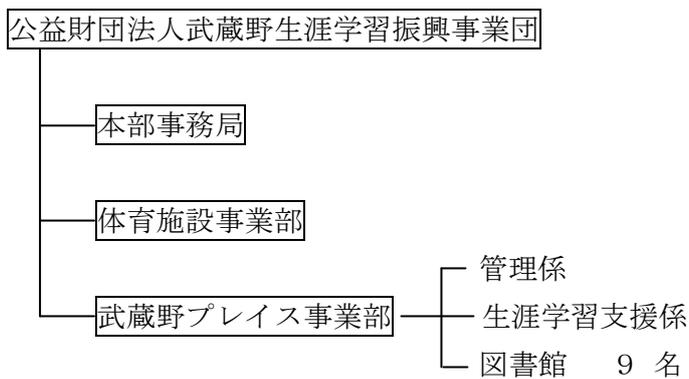
小学校 12 校

幼稚園 1 園

(2) 図書館の機構



館長 1 名



理事長 1 名

常務理事 1 名

顧問 1 名

館長 1 名

副館長 1 名

2. 図書館の管理運営

(1) 人的体制

図書館の運営は、常勤職員のほか、非常勤職員（嘱託職員）、臨時職員（アルバイト）等の臨時職員により担われています。

平成 23 年度

単位：人

図書館	常勤職員(司書資格)			非常勤職員			臨時職員※2		各館合計	
	館長※1	司書資格	職員数	司書資格	職員数	司書資格	職員数	司書資格	職員数	司書資格
中央	1	0	18	6	22	10	1.6	1	42.6	17
吉祥寺	—	—	7	3	7	2	7	0	21	5
プレイス	1	1	9	6	34	32	7	1	51	40
合計	2	1	34	15	63	44	15.6	2	114.6	62
司書率(%)	44.1%			69.8%			12.8%			

※1 武蔵野プレイス：副館長

※2 臨時職員は定期的なものほか、図書特別整理期間等における短期のものも含む。また、年間労働時間の合計 1500 時間を 1 人として換算する

(2) 平成 23 年度の主な取り組み

- ① 平成 23 年 7 月 9 日、西部図書館の機能を拡充し、移転した「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」を開館しました。（詳細については、第 4 項「武蔵野プレイスの開館」を参照）
- ② 市立図書館の図書等資料の充実を図りました。（受入資料数）
 - 中央図書館：図書 19,792 冊、CD 318 点、DVD 267 点
 - 吉祥寺図書館：図書 8,457 冊、CD 77 点
 - 武蔵野プレイス：図書 12,146 冊
- ③ 子ども読書活動推進計画の策定
平成 22 年度より、子ども読書活動推進計画策定委員会により検討してきた「武蔵野市子ども読書活動推進計画」を平成 23 年 8 月に策定しました。
- ④ 図書館評価の実施
第 4 期図書館運営委員会において検討してきた図書館評価の新しい仕組みに基づき、平成 23 年 10 月より第 5 期図書館運営委員会において、平成 22 年度図書館評価を実施するとともに、平成 23 年度の評価目標について審議しました。

(3) 東日本大震災、東京電力管内の電力不足への対応について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」に伴い、節電及び余震等への安全面に配慮し、平成 23 年 3 月 18 日から 4 月 17 日まで、平日の夜間開館を中止しました。また、3～4 月中旬（一部 5 月中旬まで）の集会行事についても中止としました。

電力不足への対応を行うため、5 月 28 日より節電対策を実施し、館内の照明を 25%～35%カットするとともに、空調温度を 28℃に徹底し、利用者にはエレベーターの使用を控えていただくよう周知しました。また、7 月 1 日より 9 月 22 日まで、全市的な節電対策のため、定期休館日のほかに週 1 日、輪番制による休館を実施しました。（中央図書館：毎週火曜日を臨時休館、吉祥寺図書館：毎週月曜日を臨時休館、武蔵野プレイス：毎週木曜日を臨時休館）

なお、節電対策のうち照明に関しては、通年継続して実施中です。

3. 施設概要

中央図書館

(平成7年4月2日開館)

所在地 武蔵野市吉祥寺北町4-8-3

電話 0422-51-5145

開館時間 月～木曜日 午前9時30分～午後8時

土・日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時

休館日 毎週金曜日、館内整理日…毎月第1水曜日（ただし、1月は4日、祝日の場合はその前後の平日）、年末年始、図書特別整理期間

施設

敷地面積 3,005.62 m²

延床面積 7,529.23 m²

- | | | |
|------|------|--|
| 階別構成 | 1階 | 新聞・雑誌コーナー、視聴覚コーナー、児童図書コーナー、おはなしのへや、ヤングアダルトコーナー、予約棚 |
| | 2階 | 一般図書コーナー、グループ学習室、談話室 |
| | 3階 | 参考資料室、視聴覚ホール、ボランティアルーム、対面朗読室 |
| | 4階 | 事務室 |
| | 地下1階 | 書庫 |
| | 2階 | 団体資料室、駐車場 |

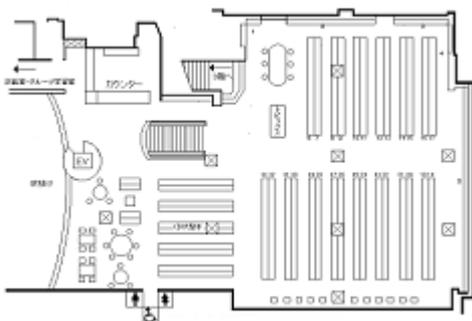
駐輪可能台数 185台

駐車可能台数 17台

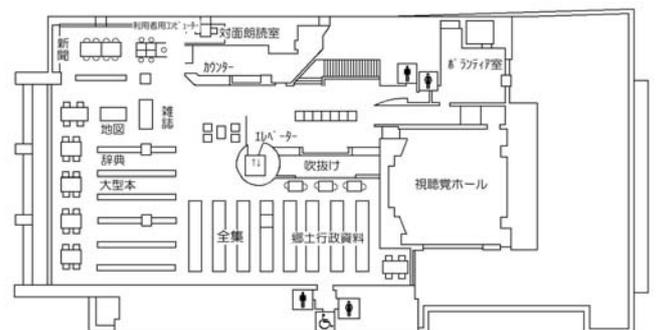
1F



2F



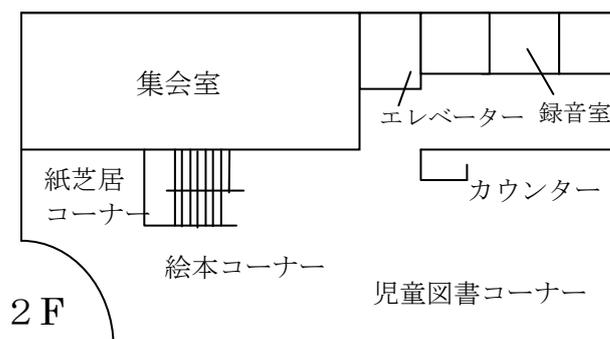
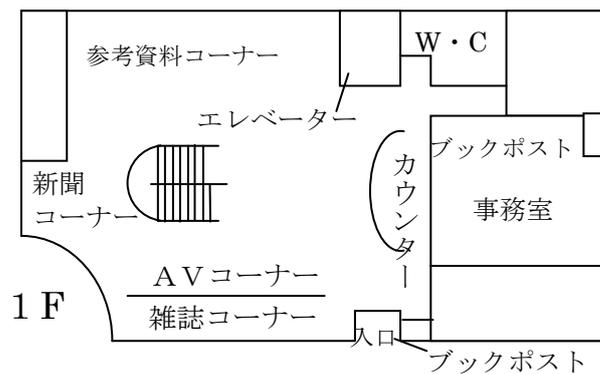
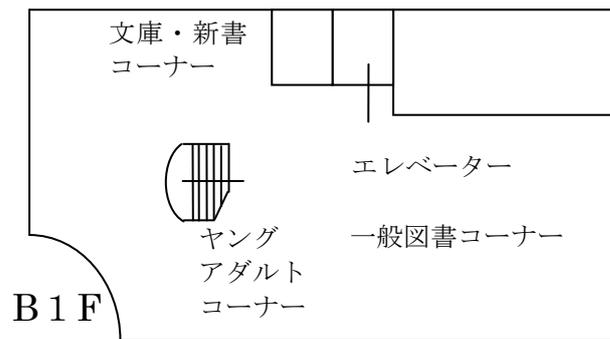
3F



吉祥寺図書館

(昭和 62 年 11 月 14 日開館)

所在地 武蔵野市吉祥寺本町 1-21-13
電話 0422-20-1011
開館時間 月～木曜日 午前 9 時 30 分～午後 8 時
土・日曜日・祝日 午前 9 時 30 分～午後 5 時
休館日 毎週金曜日、館内整理日…毎月第 1 水曜日（ただし、1 月は 4 日、祝日の場合はその前後の平日）、年末年始、図書特別整理期間
施設
敷地面積 815.31 m²
延床面積 1,655.96 m²
階別構成 地下 1 階 一般開架室、ヤングアダルトコーナー
1 階 事務室、参考資料コーナー、AV コーナー、新聞・雑誌コーナー
2 階 児童書開架室、集会室、録音室
駐輪可能台数 50 台



武蔵野プレイス

(平成 23 年 7 月 9 日開館)

所在地 武蔵野市境南町 2 - 3 - 18
電話 0422-30-1900
開館時間 午前 9 時 30 分～午後 10 時
休館日 毎週水曜日 (第 3 金曜のある週および 1 月の 5 日以降の第 1 水曜日を除く。水曜日が祝日の場合は開館し、翌日が振替休館)、第 3 金曜日、年末年始、図書特別整理期間

施設

敷地面積 2,166.20 m²

延床面積 9,809.76 m²

階別構成 地上 4 階、地下 3 階

1 階 新聞・雑誌コーナー、予約資料コーナー、新着・今日の返却資料棚、対面朗読室

2 階 生活関連図書・児童図書コーナー、おはなしのへや、託児コーナー

地下 1 階 一般図書コーナー、有料データベース等検索パソコンコーナー、レファレンスカウンター、録音室

地下 2 階 芸術系及び青少年向け図書コーナー

駐輪可能台数 145 台

駐車可能台数 30 台

B2F



B1F



1F



2F



4. 武蔵野プレイスの開館（平成 23 年度）

（1）開館までの経緯

昭和 48 年に農林省（当時）に、食糧倉庫跡地払い下げの要望書を提出してから 40 年あまり、平成 23 年 7 月 9 日、武蔵境駅前に「武蔵野市立 ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」が開館しました。武蔵野市では、中央図書館、吉祥寺図書館、そして同年の 3 月に閉館した西部図書館の 3 館を運営してきましたが、西部図書館の規模が小さいことや施設立地場所が偏っていることなどから、当初目指した市内 3 駅勢圏に図書館を 1 館ずつ設置する 3 館構想を実現するに至ってはいませんでした。この度、西部図書館機能を武蔵野プレイスに移転、拡充したことにより、名実ともに武蔵野市内の 3 駅勢圏に 3 館という構想が実現したことになります。

武蔵野プレイスは、図書館機能のほかに、生涯学習支援、市民活動支援、青少年活動支援の機能も併せ持ち、公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団が指定管理者として管理、運営を行っています。

（2）武蔵野プレイス図書館部分のフロア構成

1 階部分には、自動返却機、自動貸出機、利用者用検索機（OPAC）、返却棚、予約本コーナーが集中的に配置されています。返却棚と予約本コーナーには、アンテナの内蔵された書架が備え付けられており、本や雑誌についている IC チップの信号を読み取ることにより、返却されたばかりで、本来の書架に配置される前の本の所在をリアルタイムで確認することや、予約して用意が整った本の貸出を、カウンターを通さずに行うことができます。

マガジンラウンジでは、560 誌の雑誌最新号や 30 紙の新聞を閲覧することができます。フロア中央に設置されたカフェに持ち込んで、閲覧することも可能です。

また、視覚障害や学習障害をお持ちの方に対し、朗読ボランティア活動として、対面朗読サービスを行う対面朗読室も設置されています。

2 階は、一般書の中から日常生活上のさまざまな局面で便利に活用できる生活関連分野の図書約 25,000 冊を配置しているテーマライブラリーと、児童書が充実していた旧西部図書館の精神を引き継ぎ、約 30,000 冊の児童書と 20 誌の雑誌、3 紙の子ども向け新聞を配置しているこどもライブラリーとなっています。こどもライブラリー内に設置された「おはなしのへや」は、託児用に仕切れるようにできており、武蔵野プレイスに併設されている生涯学習支援部門で行われる託児付きの講座と連携することが可能です。また、フロア中央には、大人と子どもが共に閲覧ができるエリアを設けています。

地下 1 階は、図書館部分のメインライブラリーとして、一般書約 75,000 冊が配置されています。このフロアの図書の配置で市内の他の図書館と異なるのは、辞書、事典（参考図書）が貸出用の一般図書と一緒に配置されていることです。その他テーマ展示が行われるトピックスコーナー、インターネット環境への接続や各種有料データベースを無料で利用できるパソコンが 10 台設置されているサーチバー（検索コーナー）、レファレンス専用カウンター、拡大読書機や自動読み上げ機等が設置されています。

地下 2 階は、青少年活動支援機能フロアという特性につながる形で、青少年向けの図書（YA）約 6,000 冊と雑誌 20 誌が配置されています。テーマ展示の実施や、まちの書店のように楽しい POP で本を紹介しています。一般書のうち、芸術分野の図書約 9,000 冊も同フロアに配置されています。

■貸出サービス

1. 貸出サービス

武蔵野市に在住、在勤、在学の方、及び隣接市区（三鷹、小金井、西東京、杉並、練馬）に在住の方は、利用登録をすることができます。

【貸出可能数、期間】

資料名	貸出数	貸出期間
図書・雑誌	合わせて10冊	2週間
CD	2タイトル	
ビデオ・DVD	合わせて2タイトル	

※ DVDは平成23年1月より貸出を開始

2. 登録者数

【平成23年度図書館登録者】

	一般	児童	合計	人口	登録率(%)
市民	50,908	10,283	61,191	138,301	44.2%
市外	45,849	6,664	52,513	—	—
合計	96,757	16,947	113,704	—	—

※ 登録者数は平成21年3月31日以降の未利用者を除く

※ 登録率は人口に対する登録者の割合

※ 市外計は在勤・在学・近隣市区在住者

平成23年度は、図書館登録者が急増しています。昨年度は38.2%だった市民登録率が今年度は44.2%と6ポイント増となっています。また、市外の登録者の割合は、もともと41.4%ありましたが、さらに4.8ポイント増えて46.2%となっており、5割に迫ってきています。これは、7月に武蔵境駅南口に武蔵野プレイスが開館したことの影響と考えられます。今後は、市民に対してより利便を図り、市民登録率を増加させていく必要があります。

3. 貸出数

【平成23年度貸出件数】

開館 日数	図書			雑誌	視聴覚資料	相互貸借	合計	一日平均
	一般	児童	小計					
294	1,383,407	551,711	1,935,118	129,840	125,808	3,504	2,194,270	7,464

平成23年度、4～6月は中央、吉祥寺図書館の2館での運営となり、さらに東日本大震災の影響による夏の節電休館のため、例年より開館日が各館7～11日少なくなっていますが、武蔵野プレイス開館により、貸出冊数は飛躍的に伸び、一日平均貸出冊数は1,000件近く増加しています。

平成22年度の統計を見ると、武蔵野市立図書館の貸出数は、同規模自治体（人口10～15万人）の中で、全国第1位であり、近隣自治体の中でも、市民1人当たりの貸出数13.68冊は第1位です。（統計編p68参照）。今後とも、市民を中心とした利用者のニーズを把握しながら、蔵書構成やサービス内容に反映させ、さらに向上させていく継続的な努力が求められています。

■ 予約・リクエストサービス

1. 予約・リクエストサービス

図書館では、利用者から要望のあった資料が貸出中、他館在庫の場合は予約、所蔵していない場合は、リクエストとして受け付けています。

※視聴覚資料、新聞・雑誌（新規購入）、及びコミックスについては、リクエストは受け付けていません。

予約・リクエストの申し込みに対して、以下の方法により提供しています。

搬送：希望する資料が受け付けした市立図書館がなく、他の市内の図書館が所蔵している場合は、受取希望館に資料を搬送し、利用者に提供しています。

返却待ち：希望する資料が全て貸出中の場合は、返却されたものから予約申込順に希望者に資料が割り当てられ、受取希望館で提供しています。

購入：利用者からの要望に十分応えるために、新刊本や購入可能な図書は図書館の収集方針をもとに、できる限り提供しています。また、予約が多い図書は複数購入し、利用者の要望に迅速に応えられるようにしています。

相互貸借：予約図書は年々増加し、また多岐に渡っています。これらの要求に応えるために、市立図書館の蔵書だけでなく、都立図書館、多摩地区の市町村立図書館、都内の区立図書館、国立国会図書館などの相互貸借システムを利用して、利用者からの要望にできる限りお応えしています。

※ 平成 23 年 1 月より、予約・リクエストサービスの見直しを行い、近隣利用者より、市内在住者を優先するため、市内図書館に未所蔵の資料のリクエストについては、市内在住・在学・在勤のみをサービス対象とした。

2. 予約件数（館別受付予約件数）

単位：件

	中央	吉祥寺	プレイス	WEB予約	全館計
搬送・返却待ち	39,052	32,361	47,310	324,667	443,390
購入	1,835	992	1,307	—	4,134
相互貸借	1,793	1,176	746	—	3,715
合計	42,680	34,529	49,363	324,667	451,239

※ 「搬送・返却待ち」は図書・雑誌・AV含む

※ 処理館で集計

※ 相互貸借数は、館内閲覧分及び利用者キャンセル分も含む

3. 相互貸借件数

(1) 借受分（他の公共図書館から武蔵野市への借用分）

単位：冊

	中央	吉祥寺	プレイス	合計
他市区図書館	1,061	680	402	2,143
都立図書館	689	482	328	1,499
国会図書館	11	8	12	31
その他図書館	32	6	4	42
合計	1,793	1,176	746	3,715

※その他図書館：都外公立図書館、大学図書館等

(2) 貸出分（武蔵野市から他の公共図書館への貸出数）

単位：冊

	中央	吉祥寺	プレイス	合計
都内公立図書館	2,292	686	910	3,888
都外公立図書館	13	1	1	15
合計	2,305	687	911	3,903

4. 人気ランキング

一般図書ベスト20

単位：回

	書名	著者	出版社	回数
1	新参者	東野 圭吾	講談社	696
2	カッコウの卵は誰のもの	東野 圭吾	光文社	673
3	1Q84 1・2・3	村上 春樹	新潮社	657
4	プラチナデータ	東野 圭吾	幻冬舎	589
5	夜行観覧車	湊 かなえ	双葉社	584
6	聖女の救済	東野 圭吾	文藝春秋	551
7	小暮写真館	宮部 みゆき	講談社	535
8	パラドックス13	東野 圭吾	毎日新聞社	493
9	告白	湊 かなえ	双葉社	471
10	ガリレオの苦悩	東野 圭吾	文藝春秋	451
11	流星の絆	東野 圭吾	講談社	429
12	往復書簡	湊 かなえ	幻冬舎	408
13	麒麟の翼	東野 圭吾	講談社	402
14	謎解きはディナーのあとで [1] [2]	東川 篤哉	小学館	387
15	ダイイング・アイ	東野 圭吾	光文社	360
16	あんじゅう	宮部 みゆき	中央公論新社	359
17	夜明けの街で	東野 圭吾	角川書店	347
18	下流の宴	林 真理子	毎日新聞社	342
19	神様のカルテ	夏川 草介	小学館	338
20	もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら	岩崎 夏海	ダイヤモンド社	337

※ 多数巻の本については、貸出回数が最も多い巻の回数

ヤングアダルト図書ベスト20

単位：回

	書名		著者	出版社	回数
1	名探偵コナン	1～74	青山 剛昌	小学館	116
2	ONE PIECE	1～65	尾田 栄一郎	集英社	96
3	ドラゴンボール	1～34	鳥山 明	集英社	90
4	都会（まち）のトム&ソーヤ	1～10	はやみね かおる	講談社	84
5	RDG	1～5	荻原 規子	角川書店	78
6	涼宮ハルヒシリーズ（9冊）		谷川 流	角川書店	76
7	NARUTO	1～59	岸本 斉史	集英社	73
8	“文学少女”シリーズ（18冊）		野村 美月	エンターブレイン	72
9	あさきゆめみし	1～7	大和 和紀	講談社	71
9	西の魔女が死んだ		梨木 香歩	新潮社	71
11	“物語”シリーズ（13冊）		西尾 維新	講談社	69
12	ぼくらのモンスターハント		宗田 理	ポプラ社	68
13	No.6	#1～#9	あさの あつこ	講談社	67
14	GOSICK	1～8	桜庭 一樹	角川書店	65
15	キノの旅	1～15	時雨沢 恵一	メディアワークス	63
16	俺の妹がこんなに可愛いわけがない	1～10	伏見 つかさ	アスキーメディアワークス	61
16	真庭語		西尾 維新	講談社	61
18	のだめカンタービレ	1～25	二ノ宮 知子	講談社	59
18	銀魂	1～5	空知 英秋	集英社	59
18	妖怪アパートの幽雅な日常	1～10	香月 日輪	講談社	59

ヤングアダルト図書ベスト10（*マンガを除く）

単位：回

	書名		著者	出版社	回数
1	都会（まち）のトム&ソーヤ	1～10	はやみね かおる	講談社	84
2	RDG	1～5	荻原 規子	角川書店	78
3	涼宮ハルヒシリーズ（9冊）		谷川 流	角川書店	76
4	“文学少女”シリーズ（18冊）		野村 美月	エンターブレイン	72
5	西の魔女が死んだ		梨木 香歩	新潮社	71
6	“物語”シリーズ（13冊）		西尾 維新	講談社	69
7	ぼくらのモンスターハント		宗田 理	ポプラ社	68
8	No.6	#1～#9	あさの あつこ	講談社	67
9	GOSICK	1～8	桜庭 一樹	角川書店	65
10	キノの旅	1～15	時雨沢 恵一	メディアワークス	63

※ 多数巻の本については、貸出回数が最も多い巻の回数

児童図書ベスト20

単位：回

	書名	著者	出版社	回数
1	わたしのワンピース	にしまき かやこ	こぐま社	341
2	くっついた	三浦 太郎	こぐま社	295
3	おふろだいすき	松岡 享子	福音館書店	293
4	がたんごとんがたんごとん	安西 水丸	福音館書店	258
5	バムとケロのおかいもの	島田 ゆか	文溪堂	257
6	どろんこハリー	ジーン・ジオン	福音館書店	256
7	ぷくちゃんのすてきなぱんつ	ひろかわ さえこ	アリス館	240
8	かいじゅうたちのいるところ	モーリス・センダック	富山房	237
9	ドラえもん 1～45	藤子・F・不二雄	小学館	232
10	三びきのやぎのがらがらどん	マーシャ・ブラウン	福音館書店	231
11	ももたろう	まつい ただし	福音館書店	228
12	やさいだいすき	柳原 良平	こぐま社	223
13	ばいばい	まつい のりこ	偕成社	222
14	ぐるんぱのようちえん	西内 みなみ	福音館書店	220
14	コトコトでんしゃ	とよた かずひこ	アリス館	220
14	ブूपーバス	とよた かずひこ	アリス館	220
14	ももんちゃんあーん	とよた かずひこ	童心社	220
18	ももんちゃんぼっぼー	とよた かずひこ	童心社	218
19	しろくまちゃんぱんかいに	わかやま けん	こぐま社	213
19	ももんちゃんえーんえーん	とよた かずひこ	童心社	213

※ 平成23年4月～平成24年3月の貸出回数

※ 多数巻の本については、貸出回数が最も多い巻の回数

■ 新聞・雑誌

新聞・雑誌は、その時代の社会状況を最もよく映している資料として、発行直後はもとより、月日がたってからも多く利用されます。そこで、武蔵野市では利用頻度の多い資料及び所蔵する価値の高い資料等を3館で分担し、永久保存するものから短期間で廃棄するものまで分類して保存しています。

1. 新聞・雑誌所蔵タイトル数

種別	中央	吉祥寺	プレイス	全館
新聞	45 (12)	24 (2)	30 (10)	52(18)
雑誌	476 (30)	214 (3)	599 (22)	834(40)

※ () は外国語の新聞・雑誌のタイトル数

※ 新聞には、官報、東京都公報を含む

2. 官報・新聞縮刷版等

資料名	刊別	所蔵館及び保存年		
		中央	吉祥寺	プレイス
官報	日刊	10年	1年	1年
東京都公報	日刊	10年	1年	1年
朝日新聞縮刷版	月刊	1956(昭和31). 1～	2年	2年
日本経済新聞縮刷版	月刊	1981(昭和56). 1～	2年	2年
毎日新聞縮刷版	月刊	1981(昭和56). 1～	2年	2年
読売新聞縮刷版	月刊	1981(昭和56). 1～	2年	2年
朝日新聞武蔵野版※	日刊	1981(昭和56). 1～	—	—
産経新聞武蔵野版※	日刊	1957. 1～1974. 12 (昭和32～49) 1993(平成5). 1～	—	—
東京新聞武蔵野版※	日刊	1993(平成5). 1～	—	—
毎日新聞武蔵野版※	日刊	1951. 1～1975. 12 (昭和26～50) 1993(平成5). 1～	—	—
読売新聞武蔵野版※	日刊	1951. 1～1975. 12 (昭和26～50) 1993(平成5). 1～	—	—
朝日新聞復刻版	—	1888. 7～1955. 12 (明治21～昭和30)	—	—

※ 各新聞の武蔵野版のみを切り取り、製本したもの

■郷土・行政資料

武蔵野市に関する郷土・行政資料は、市立図書館が責任を持つべき資料として、積極的に収集、保存しています。

1. 資料の主な種類

- (1) 参考図書 [郷土・行政資料目録等]
- (2) 地域情報資料 [ガイドブック、地図等]
- (3) 自治体資料 [予算・決算書、議会議事録、例規類集、広報、統計、調査報告等]
- (4) 歴史・民俗資料 [地方史、祭礼等]
- (5) 雑誌 [タウン誌、地方誌、郷土研究誌等]

2. 分類

M	別置記号 (MUSASHINOの頭文字)
A1	主題分類 (英字1字・数字1字) : 三郷研 (※) 分類に準拠
00	地理区分 (数字2字) *武蔵野市は10 : 三郷研地理区分に準拠

※三多摩郷土資料研究会 (現「三多摩地域資料研究会」)

3. 年間受入・除籍資料冊数

平成23年度

単位：冊

	受入冊数	除籍冊数	資料数
中央	724	59	23,788
吉祥寺	164	181	926
プレイス	254	48	3,137
全館	1,142	288	27,851

4. 定点撮影

武蔵野市の景観の移り変わりを郷土写真資料として記録、保存するため、平成4年度より市内の定められた地点を定期的に撮影しています。平成18年度より、資料のデジタル化を進め、平成4年度～19年度はCD-R、平成20年度よりDVD-Rにて作成、管理しています。

撮影箇所 (平成23年度現在)

撮影地点	箇所	撮影年度
①道路交差点1、駅前広場、商店街、公団、踏切、橋、公衆浴場、その他	108箇所	隔年
②畑、茶畑、果樹園、栗林、雑木林、竹林、梅林、道路交差点2、並木道、銘木	154箇所	隔年
公園①	54箇所	4年に1回※
公園②	47箇所	4年に1回※

※ 新設公園については、設置年度に撮影する

5. 市民文庫

中央図書館では、市内在住の方が著して図書館が寄贈を受けた図書を、「市民文庫」として受け入れています。

■市史編纂

1. 武蔵野市史

昭和 37 年に武蔵野市史編纂委員会が発足し、昭和 40 年に『武蔵野市史資料編』、昭和 43 年に『武蔵野市史続資料編一』、昭和 45 年に『武蔵野市史』を刊行しました。

その後、委員会は解散しましたが、図書館内に置かれた「市史編纂室」で引き続き資料整理が行われ、専門家への委託により『続資料編』の刊行が継続されました。これらの刊行物は、図書館資料として広く一般利用に供するほか、有償刊行物として、各図書館、市役所西棟 7 階市政資料コーナーで提供しています。

(1) 市史編纂室が編纂した市史の刊行年及び内容等

	書名	刊行年	内容	価格
1	武蔵野市史資料編	昭和40年		2,200
2	武蔵野市史続資料編一	昭和43年	武蔵野市の民俗 他	1,000
3	武蔵野市史	昭和45年		4,700
4	武蔵野市史 史料目録編一	昭和48年	井口家文書（旧関前村）	500
5	武蔵野市史 史料目録編二	昭和49年	河田家（旧吉祥寺村）、井野家（旧西窪村）、平野家（旧境新田）、後藤家（旧境村）、延命寺（旧関前村）の各文書に基づく	750
6	武蔵野市史続資料編二	昭和59年	河田家文書（旧吉祥寺村）一	4,400
7	武蔵野市史続資料編三	昭和61年	河田家文書（旧吉祥寺村）二	4,400
8	武蔵野市史続資料編四	昭和62年	井口家文書（旧関前村）一	4,400
9	武蔵野市史続資料編五	平成元年	井口家文書（旧関前村）二	4,400
10	武蔵野市史続資料編六	平成3年	井口家文書（旧関前村）三	4,400
11	武蔵野市史続資料編七	平成5年	井口家文書（旧関前村）四	4,400
12	武蔵野市史続資料編八	平成6年	井口家文書（旧関前村）五	4,500
13	武蔵野市史 史料目録編三	平成11年	境・秋本家文書	3,500
14	武蔵野市史続資料編九	平成14年	諸家文書 一	4,500
15	武蔵野市史続資料編十	平成17年	境・秋本家文書一	4,500
16	武蔵野市史続資料編十一	平成19年	境・秋本家文書二	4,500
17	武蔵野市史続資料編十二	平成22年	境・秋本家文書三	4,500
18	武蔵野市史続資料編十三	平成23年	境・秋本家文書四	4,500

2. 子ども武蔵野市史

『子ども武蔵野市史』は、小学校高学年から中学生、および入門者を対象とした資料で、原始、古代から現代までの武蔵野市の歴史をわかりやすく紹介しています。平成 19 年度より、3 年間をかけて執筆され、平成 21 年度（平成 22 年 3 月）に刊行されました。図書館資料として広く一般利用に供するほか、有償刊行物としての提供も行っています。

(1) 『子ども武蔵野市史』の内容等

『子ども武蔵野市史』（井上 孝著 平成 22 年刊 原始・古代～現代史、年中行事 価格 500 円）

■ AVサービス

AV資料（視聴覚資料）は中央図書館でCD、ビデオ、DVD、LD、吉祥寺図書館でCDを所蔵しています。平成17年11月から予約を開始し、全館で貸出を行っています。平成23年1月より、DVDの貸出を開始しました。

貸出点数はCD1人2タイトル、ビデオ、DVD1人2タイトル、合計4タイトルまでです。貸出期間はそれぞれ2週間となっています。

なお、中央図書館のLDは館内視聴のみで貸出は行っていません。吉祥寺図書館の試聴ブースでは、CDの試聴ができます。館内視聴は各館とも1人1日1回に限り、当日1階メインカウンターで受け付けます。

1. 資料所蔵数

種別	中央	吉祥寺	合計
CD	8,788	2,938	11,726
ビデオ	2,660	—	2,660
LD	1,192	—	1,192
DVD	1,954	—	1,954

2. 貸出件数

中央	吉祥寺	プレイス	合計
88,294	30,436	7,078	125,808

3. 視聴用デッキ所有数

種別	中央	吉祥寺
CD用	—	3
CD・DVD共用1人用	5	—
LD1人用	1	—

4. AVブース利用状況

種別	中央	吉祥寺	合計
CD	241	1,298	1,539
LD	556	—	556
DVD	4,178	—	4,178
合計	4,975	1,298	6,273

■ 児童サービス

子どもと本のより良い結びつきを作り出すことを目的に、様々な児童サービスを行っています。

1. こどもまつり

様々な行事を行うことで、子どもたちに図書館が「新しい発見ができる、知的好奇心を刺激するところ」であることをアピールし、また図書館利用を促進させることを目的に、平成元年より開催しています。

場 所 中央・吉祥寺・プレイス

開催期間 7月21日(木)～7月31日(日)

対 象 幼児、小学生

中央図書館

単位：人

7月	行事内容	時間・定員など	子ども	大人	小計
21(木)	映画会「親子ねずみの不思議な旅」(85分)	午後2時：幼児・小学生とその保護者 70名	24	17	41
24(日)	科学遊び「紫外線ってなんだろう?～UVチェックストラップをつくろう～」	午前10時：小学生 25名	25	0	25
24(日)	科学遊び「ぼくもわたしもかみなりさま～電気がみえるカードをつくろう～」	午後2時：小学生 25名	24	0	24
25(月)	工作教室「木の実とフェルトでくまさんの庭をつくろう」	午後2時：小学生 25名	25	0	25
27(水)	お話し会スペシャル(各回40分)	午前10時30分：乳幼児 午後3時：小学生	47	42	89
28(木)	工作教室「ポップアツプカードをつくろう」	午後2時：小学3年生以上 25名	20	0	20
30(土)	映画会「ウルトラセブン1・2・3話」(80分)	午後2時：幼児・小学生とその保護者 70名	33	18	51
31(日)	昆虫教室「昆虫の魅力をさぐる～身近な昆虫から世界の昆虫まで～」	午後2時：幼児・小学生 40名	16	8	24
合 計			214	85	299

吉祥寺図書館

単位：人

7月	行事内容	時間・定員など	子ども	大人	小計
21(木)	お話し会スペシャル(各回40分)	午前10時30分：乳幼児 午後3時：小学生	31	23	54
23(土)	映画会「ピーターパン」(75分)	午後2時：幼児・小学生とその保護者 50名	19	13	32
26(火)	科学遊び「カガミの実験～ラビリンスボックスをつくろう～」	午後2時：小学生 25名	24	0	24
27(水)	科学遊び「にぼしのかいぼうとちりめんモンスターをさがせ」	午後2時：小学生 25名	27	0	27
28(木)	工作教室「木の実とフェルトでくまさんの庭をつくろう」	午後2時：小学生 25名	23	0	23
31(日)	映画会「きょうはなんてうんがいいんだろう」ほか(54分)	午後2時：幼児・小学生とその保護者 50名	22	17	39
合 計			146	53	199

武蔵野プレイス

単位：人

7月	行事内容	時間・定員など	子ども	大人	小計
22(金)	お話し会スペシャル (各回40分)	午前10時30分：乳幼児 午後3時：小学生	121	77	198
24(日)	工作教室「ポップアップカードをつくろう」	午後2時：小学生 25名	24	0	24
25(月)	科学遊び「月の世界～月齢早見盤をつくろう～」	午後2時：小学生 25名	27	0	27
26(火)	工作教室「木の実とフェルトでくまさんの庭をつくろう」	午後2時：小学生 25名	28	0	28
29(金)	映画会「にゃーご」ほか (54分)	午後2時：幼児・小学生とその保護者 70名	137	93	230
31(日)	映画会「ウルトラマン1・2・3話」(80分)	午後2時：幼児・小学生とその保護者 70名	56	45	101
合 計			393	215	608

単位：人

	子ども	大人	合計
3館合計	753	353	1,106

2. どっきんどようび

普段図書館に来ない子どもたちにも、図書館に親んでもらい、本に関連した楽しい催しを行うことで、図書の利用促進を図っています。

場 所 中央・吉祥寺・プレイス

日 時 中 央：偶数月 第2土曜日、午後2時30分より
吉 祥 寺：7・11・3月 第2土曜日、午後2時より
プ レ イ ス：5・9・1月 第2土曜日、午後2時より

対 象 小学生・幼児及びその保護者

※ 4月は東日本大震災の影響で中止。5月は本来プレイスで開催だが、7月新規開館のため、中央で開催

中央図書館

単位：人

月	内 容	定員	子ども	大人	小計
5	映画会 「たまごにいちちゃん」「まめうしくん」	70	27	17	44
6	映画会 「14ひきのびくにつく」「14ひきのあさごはん」ほか	70	30	24	54
8	映画会 「焼跡のお菓子の木」	70	7	8	15
10	お話し会 「アジアのおはなしをみんなで楽しもう！！」 (スカーレットアジアおはなしの会)	70	5	5	10
12	映画会 「クリスマスの鐘」「マッチ売りの少女」ほか	70	31	19	50
2	人形劇 「さむいぞぶるぶる」(木ぐつの木)	70	70	57	127
合 計			170	130	300

吉祥寺図書館

単位：人

月	内 容	定員	子ども	大人	小計
7	映画会 「たろうのおでかけ」 「ばけものづかい」	50	23	18	41
11	映画会 「大決戦！超ウルトラ8兄弟」	50	29	23	52
3	人形劇 「さんまいのおふだ」 (オフィスやまいも)	50	39	34	73
合 計			91	75	166

武蔵野プレイス

単位：人

月	内 容	定員	子ども	大人	小計
9	映画会 「ガリバー旅行記」	70	63	38	101
1	人形劇 「おむすびころりん」ほか (オフィスやまいも)	100	96	74	170
合 計			159	112	271

単位：人

3館合計	420	317	737
------	-----	-----	-----

3. おはなし会

絵本の読み聞かせや簡単な工作を通じて、子どもたちに本の楽しさを知ってもらい、図書館に親しみを持ってもらうため開催しています。

場 所 中央・吉祥寺・プレイス

日 時 中央・吉祥寺：

毎週水曜日（第1水曜日は館内整理日のため実施せず）、午後3時より
プレイス：

毎週金曜日（第3金曜日は休館のため実施せず）、午後3時30分より

対 象 幼児、小学校低学年

内 容 紙芝居・絵本等の読み聞かせ・語り・工作・折り紙

実施回数及び参加人数

	回数(回)	子ども(人)	大人(人)	計(人)
中央	37	268	190	458
吉祥寺	36	181	109	290
プレイス	24	297	229	526
合 計	—	746	528	1,274

※ 中央・吉祥寺図書館の第4水曜日と武蔵野プレイスの第2金曜日のおはなし会は、市内ボランティア「おはなし語ろう会」の協力により実施

※ 東日本大震災の影響により、中央・吉祥寺図書館は4月第2水曜日のおはなし会は中止

※ プレイスは7月新規開館のため、8月より開始

4. 児童用配布物

(1) 『しおりちゃん』・『ぶっくまーく』

それぞれ幼児・小学校低学年、小学校高学年を対象にした本の紹介小冊子で、年3回発行しています。

平成23年度テーマ：「魔女の本」、「龍・竜・ドラゴンの本」、「学校・幼稚園・保育園の本」

(2) ブックリスト『赤ちゃんといっしょに絵本を』・『絵本で広がる楽しい世界』

乳幼児向け図書の紹介リストで、それぞれ、0～2歳児向け、3～5歳児程度向けに作成しています。

(3) 『としょかんからのしょうたいじょう～あたらしく1ねんせいになったみんなへ～』

新小学1年生向けの図書館案内で、5月に市立小学校1年生全員に配布しています。

(4) 『としょかんだより～しんいちねんせいにすすめるほん』

平成23年度は図書館だよりの特別号として発行しました。図書館案内と一緒に市立小学校1年生へ配布しています。

5. むさしのブックスタート

「赤ちゃんと一緒に絵本で楽しい時間を共有して欲しい」という願いから、平成14年度に開始しました。0歳児に対して実施するとともに、絵本とのかかわりが継続し一層充実するように3歳児に対しても行っています。年間参加者は、ブックスタート2,090組、乳幼児向けおはなし会、講演会等は2,076人に上っています。

(1) ブックスタート

① 3～4か月児対象のブックスタート

場 所 保健センター（中央図書館隣）

内 容 3～4か月児健康診査（健診）の参加者に対して、図書館員が保護者へ個別にメッセージを伝え、ブックスタートパック（絵本、アドバイス集、ブックリスト、図書館案内等）を手渡す。

対 象 平成23年4月以降に誕生した市民及びその保護者

回 数 24回

実 施 数 1,116組（健診対象者数 1,190人）

② 3歳児対象のフォローアップ

場 所 保健センター（中央図書館隣）

内 容 3歳児健診の集団指導の時に、図書館員が子どもに向けて絵本の読み聞かせをした後、保護者に向けてメッセージを伝え、健診終了後に絵本とブックリストを手渡す。

対 象 平成23年4月以降に3歳になる市民及びその保護者

回 数 24回

実 施 数 974組（健診対象者数 1,044人）

(2) 乳幼児向けおはなし会

ブックスタートのフォロー事業の一つとして専門家に依頼し、平成14年度に開始しました。家庭における乳幼児との楽しいひとときの過ごし方の参考にしてもらい、ブックスター

トのメッセージをより深く浸透させることを目的としています。

場 所 市内各図書館

対 象 乳幼児及びその保護者

実施回数及び参加人数

	回数(回)	子ども(人)	大人(人)	合計(人)
中 央	24	485	461	946
吉祥寺	15	198	179	377
プレイス	12	311	288	599
合 計	—	994	928	1,922

※ 東日本大震災の影響で、4月のおはなし会は中止とし、中央は5月第3水曜日、吉祥寺は5月第4水曜日より開始

※ プレイスは7月新規開館のため、9月より開始

(3) 講演会等

乳幼児の読書および絵本の専門家を招き、講演会等を開催しています。

- ① 講演会 「小さなこどもたちに絵本を」
日 時 6月20日(月)
午前10時～正午
講 師 神沢 利子 氏(児童文学者)
参加人数 60人
保 育 12人(0歳児・4人 1歳児・4人 2～3歳児・4人)

- ② 人形劇 「ネズミのそうだん」「いぬさんのぼうけん」
日 時 11月20日(日)
午後2時30分～(約60分)
出 演 劇団なるにあ
参加人数 大人 38人 子ども 44人 合計 82人

6. 除籍資料のリサイクル

蔵書点検等で除籍した児童書を年1回、近隣の保育園、学童保育、学校図書室等に配布し、再活用しています。

実 績

単位：冊

	実施日	配布冊数
中 央	2月6日～7日	741
吉祥寺	1月16日～17日	403
プレイス	1月16日～17日	496
合 計	—	1,640

■ 読書の動機づけ指導

「読書の動機づけ指導」（略称「読書指導」）は、昭和 42 年、子どもたちに読書の楽しさを伝えることを目的に開始されました。以来 40 年以上、学校（学校教育）と、図書館（生涯学習）そして講師が連携する特色ある事業として続いています。平成 14 年には、文部科学大臣賞を受賞しました。

1. 概要

時期 5月中旬から6月中旬

場所 市立小学校（12校）

対象 市立小学校3年生

内容 毎年度、講師、学校側代表、図書館職員からなる「図書選定部会」が新刊書を中心に30数冊の本を選定します。当日は、講師と図書館職員が学校を訪問し、学校図書室等を会場に読書指導を行います。図書館職員による図書館紹介の後に、講師がブックトーク、読み聞かせ等を織り交ぜつつ本の紹介をします。使った本はその場でクラスに贈られ、その後、参観の保護者の方々との質疑応答や読書相談などを行っています。

講師 (50音順)

井出村 由江氏 (元武蔵野市立桜堤小学校教諭・紙芝居文化の会運営委員)

長田 道子氏 (元小学校教諭・紙芝居文化の会会員・日本子どもの本研究会会員)

坂内 登美子氏 (科学読物研究会・日本子どもの本研究会会員)

増本 裕江氏 (科学読物研究会・日本子どもの本研究会会員)

松木 やす子氏 (国分寺市立第九小学校学校運営協議会(学校評議委員会)委員)

山花 郁子氏 (日本子どもの本研究会・日本児童図書研究会・日本児童文学者協会評議員)

2. 参加人数

単位：人

学校名	クラス	児童	保護者	見学者	合計
第一小学校	2	64	16	6	86
第二小学校	2	61	17	3	81
第三小学校	2	78	14	1	93
第四小学校	2	53	18	4	75
第五小学校	2	53	9	2	64
大野田小学校	3	109	45	7	161
境南小学校	3	87	17	10	114
本宿小学校	1	35	3	5	43
千川小学校	2	52	19	5	76
井之頭小学校	2	57	9	5	71
関前南小学校	1	34	10	4	48
桜野小学校	3	106	21	5	132
合計	25	789	198	57	1,044

■ 学校連携

市内小学校、中学校等の図書館見学、調べ学習等の受け入れや、移動教室・修学旅行・セカンドスクールの事前学習用資料、調べ学習用資料や読書活動用資料の貸出を行っています。平成21年度から、貸出資料の範囲の拡大やPRの充実などにより、貸出件数、冊数が伸びています。

また、平成20年度から21年度まで、学校と市立図書館との連携検討委員会を設置し、今後の学校連携の拡充について検討し、報告書を作成しています。平成22年8月には初めての試みとして、各市立小中学校の先生と図書館員で、学校連携用図書の選書会議を開催しています。

1. 平成23年度実績

受入館	図書館見学				調べ学習				資料の貸出					
	幼稚園(人)		小学校(人)		中学校(人)		小学校(人)		中学校(人)		小学校(冊)		中学校(冊)	
中央	—	—	3校	192	—	—	5校	26	1校	62	106校	3,366	11校	291
吉祥寺	—	—	1校	39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プレイス	—	—	3校	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	7校	401	—	—	5校	26	1校	62	106校	3,366	11校	291

■ 職場体験

市内中学生（国公立・私立を問わず、また、他区市の学校に通学する市内在住の生徒も含みます）の職場体験の受け入れを行っています。また、司書資格取得課程の学生の図書館実習、教員養成課程の学生の職場体験も受け入れしています。

1. 平成23年度実績

受入月日	学年	人数	受入館
6月1日～3日	中学2年生	3	プレイス
7月13日～14日	中学3年生	2	中央
7月24日～8月4日	大学3年生	1	中央
9月1日～14日	大学4年生	1	吉祥寺
9月21日～22日	中学2年生	2	中央
10月4日～18日	大学3年生	1	中央
11月8日～10日	中学2年生	2	中央
11月8日～10日	中学2年生	1	吉祥寺
11月8日、10日	中学2年生	1	プレイス
合計		14	

■子ども文芸賞

平成 16 年度より子どもの読書活動推進を目的に実施してきた「読書感想作品募集事業（どっかん!）」をさらに発展させ、平成 18 年度より、小説や短歌、俳句、詩なども含めた『武蔵野市子ども文芸賞』を創設しました。子どもたちが日ごろ感じていること、思い描いたことなどを様々な方法で表現し、国語力の向上や豊かな表現能力の育成を図ることを目的に実施しています。

1. 概要

- 募集期間 9月20日（火）～10月16日（日）当日消印有効
- 対象 市内在住・在学の小中学生
- 募集内容 第1部門 小説、童話、ずい筆
第2部門 詩
第3部門 俳句、短歌
第4部門 読書感想作品（感想文、作者・登場人物への手紙等）
- 審査員 長井 るり子 氏（児童文学作家）
山口 彭子 氏（教育委員）
みなみ らんぼう 氏（シンガーソングライター・教育委員）
片山 由美子 氏（俳人）
山花 郁子 氏（児童文学作家）
- 応募作品数 2,401点（うち8点は規定外）

〔内 訳〕

単位：点

	小1～3	小4～6	中学生	合計
第1部門(小説・童話・ずい筆)	10	47	61	118
第2部門(詩)	134	86	138	358
第3部門(俳句)	182	243	503	928
第3部門(短歌)	3	147	84	234
第4部門(読書感想作品)	249	263	243	755
合計	578	786	1,029	2,393

受賞作品数 40点

〔内 訳〕 最優秀賞 1点 優秀賞 9点 佳作 30点

2. 表彰式

- 名 称 武蔵野市子ども文化・スポーツ表彰（武蔵野市児童生徒等表彰、武蔵野市子ども文芸賞 合同表彰式）
- 日 時 3月4日（日）午後1時30分～3時30分
- 場 所 武蔵野公会堂
- 対 象 最優秀賞・優秀賞・佳作受賞者

3. 作品集

受賞者全員、市内各小中学校及び希望者に配付。市内図書館で所蔵。

■ 子ども読書活動推進計画

平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、国は「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と位置づけました。

武蔵野市では、これまで様々な形で多くの施設や機関が子どもの読書活動に関わり、推進活動を行ってきています。これまでの活動や施策を、網羅的、体系的に整理し、よりいっそう子どもたちの読書活動が活発となるよう支援をすることを目的とし、平成22年6月に「武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会」を設置しました。図書館を事務局とし、関係各課、施設、学校等関係者から成る委員会で検討を重ね、平成23年8月に完成しました。

今後5年間、計画に沿って子どもの読書活動の推進に努めていくこととなります。

武蔵野市子ども読書活動推進計画策定経過

	開催日	主な内容
第1回委員会	平成22年6月10日	(1) 子ども読書活動推進計画について (2) 調査の実施について
調査	平成22年7月～9月	「子ども読書活動推進取組・計画に関する調査」
調査	平成22年10月	「子どもの読書活動に関する調査」
第2回委員会	平成22年11月24日	(1) 計画策定の背景 (2) 基本的考え方 (3) 子ども読書活動の現状と課題について
図書館運営委員会	平成22年12月1日	中間報告案について報告
第3回委員会	平成23年1月27日	中間報告案について
	平成23年3月1日 ～14日	パブリック・コメント募集
教育委員会	平成23年3月9日	中間報告について報告
第4回委員会	平成23年3月28日	最終案について
第5回委員会	平成23年6月28日	最終案について
	平成23年7月20日	教育長へ答申

■ 団体貸出サービス及び文庫活動助成

個人利用者への貸出だけでなく、家庭文庫や学級文庫、学童クラブ等の団体への貸出も行っています。団体貸出用図書は一般貸出用図書とは別に所蔵しています。

1. 蔵書数及び貸出数

	蔵書数	貸出数
一般書	5,449	1,731
児童書	18,054	6,316
合計	23,503	8,047

2. 団体貸出サービス

団体貸出登録数	24 団体
図書貸出期間	2 か月
貸出冊数	300 冊まで

3. 武蔵野市文庫連絡会（文庫連）事業

文庫連登録数	5 団体
定例会開催数	6 回
図書館・文庫連共催事業	2 回

(1) 秋の催し

場 所	中央図書館視聴覚ホール
日 時	10 月 18 日（火）午前 10 時 30 分～午後 0 時 30 分
対 象	武蔵野市文庫連絡会会員および一般利用者
内 容	講演会「書くことに出逢った日」
講 師	宮川 ひろ 氏（児童文学作家）
定 員	70 名
参加人数	33 名
保 育	3 名

(2) 冬の催し

場 所	中央図書館視聴覚ホール
日 時	1 月 23 日（月）午前 10 時 30 分～午後 0 時 30 分
対 象	武蔵野市文庫連絡会会員および一般利用者
内 容	講演会「絵本という表現のカテゴリー」
講 師	土井 章史 氏（トムズボックス店主・編集者）
定 員	70 名
参加人数	41 名
保 育	3 名

■ 障害者サービス

市内在住の視覚障害者、重度の肢体不自由者などの方々に図書館利用者登録の他、障害者サービスの登録をした方に以下のサービスを行っています。

音訳はボランティアグループ『武蔵野市立図書館朗読奉仕の会』、点訳は『六実会』の協力により実施しています。

平成23年、『武蔵野市立図書館朗読奉仕の会』は、財団法人鉄道弘済会、社会福祉法人日本盲人福祉委員会主催の第41回「朗読録音奉仕者感謝行事」において長年の業績が認められ、朗読録音奉仕グループ奨励賞を受賞しました。この賞は朗読録音奉仕者の養成活動実績が顕著なボランティア団体を対象に贈呈されています。

1. 登録者数

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
登録者数	101	98	97	99	102

2. 利用者サービス

(1) 録音図書

市内在住の視覚障害者、重度の肢体不自由者等に録音図書の貸出をしています。

① 録音図書所蔵数

録音図書には、音訳ボランティアの協力により図書館で録音作成した“自館作成”と、寄贈・購入・委託により受入をした資料があり、媒体は、カセットテープと、デージー（※）の2種類があります。

※DAISY規格

DAISYは「Digital Accessible Information System」の略で、カセットテープに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として普及しており、専用のツールを使って作成でき、専用機器やパソコンで再生することができます。

記録媒体の主なものはCD-ROMで、1枚に長時間の録音をすることができます。また、音質の劣化がなく、見出しやページでの検索が可能なおも大きな特徴です。

	平成23年度受入数		所蔵数	
	タイトル数	本数(枚数)	タイトル数	本数(枚数)
自館作成テープ	22	141	766	4,898
寄贈テープ	0	0	13	148
購入テープ	0	0	340	1,065
テープ合計	22	141	1,119	6,111
自館作成デージー	30	30	74	74
寄贈デージー	1	1	1	1
購入(委託)デージー	5	5	26	29
デージー合計	36	36	101	104
総計	58	177	1,220	6,215

② 録音図書貸出申込（タイトル）数

利用者は、声の図書目録や都立図書館発行の新作情報から必要なテープやデージーを申し込み、貸出を受けることができます。武蔵野市立図書館で所蔵していない場合は、全国の所蔵する図書館から取り寄せて貸出をしています。

	カセット	デージー
当館から利用者	90	50
当館から他公共図書館	88	45
当館から点字図書館	1	2
他公共図書館から利用者	35	84
点字図書館から利用者	21	58

※ 平成 24 年 1 月から 3 月まで資料整理期間のため貸出を休止

(2) 対面朗読サービス

市内在住の視覚障害者等の方で事前に申し込みをされた方に、図書館の本・新聞・雑誌や、個人所有の資料（手紙、電気製品などの説明書等）を音訳ボランティアの協力により実施しています。

これまでは中央図書館の 3 階対面朗読室のみで実施していましたが、武蔵野プレイスが開館したことにより、サービス拠点が増えました。（武蔵野プレイスは 1 階対面朗読室にて実施）。

また、中央図書館の対面朗読室には印刷物を自動で読み上げる機器が設置されており、事前申し込みにより、利用することができます。

	中央	プレイス
利用者数(延べ)	121人	15人
時間数(延べ)	235時間55分	30時間

※ 中央図書館は東日本大震災により 4 月上旬、7 月 12 日から 9 月 20 日までの第 1 を除く火曜日は節電休館のため、サービスを休止

(3) 書籍郵送サービス

市内在住の重度の肢体不自由者に希望の書籍の郵送貸出をしています。1 度に 2 冊まで、貸出期間は 3 週間です。

貸出回数（延べ） 44 人 貸出冊数 48 冊

(4) デジタル録音図書（デージー）再生機器貸出

カセットテープやカセットテープ用の録音機やダビング機などの機器類が製造中止になり、全国的にもデジタル化が進んでいるため、登録者にデージーを普及させる目的で再生機器の貸出を行っています。1 人につき 1 回 1 台、1 か月以内の貸出です。

貸出件数（延べ） 4 件

(5) 個人資料作成（プライベートサービス）

希望する資料を音訳または点訳します。資料と点字用紙・CD-ROM・カセットテープは利用者負担です。

音訳（継続的に作成している資料を含む）	20 件
点訳（六実会が直接依頼を受けた資料を含む）	52 件

(6) 情報資料の提供 音訳ボランティアの協力により実施

① 新作情報（テープ版・デージー版）の貸出

都立中央図書館発行の「東京都公立図書館録音・点訳図書、拡大写本新作情報」をダビングまたはコピーして、希望者に貸出・提供しています。

貸出回数：年 6 回

利用者数：29 名（テープ版）17 名（デージー版） 計 46 名

② 情報資料の貸出

「朗読奉仕の会」が定期的に作成している「声の会報」「週刊誌」「新聞」などの録音資料を希望者に郵送しています。

<声の会報>

内 容：図書館からのお知らせや出版情報など（各回 60 分テープ 1 本または CD-ROM 1 枚）

貸出回数：年 4 回

利用者数：31 名（テープ版）18 名（デージー版） 計 49 名

<週刊誌>

内 容：「週刊文春」4 月から 7 月、「週刊現代」8 月から 11 月、「週刊新潮」12 月から 3 月の記事を抜粋して音訳（各回 90 分テープ 1 本または CD-ROM 1 枚）

貸出回数：週 1 回

利用者数：14 名（テープ版） 15 名（デージー版） 計 29 名

<新聞切り抜き帳>

内 容：「朝日」「読売」「日本経済」「産経」「毎日」「東京」各紙から音訳者が記事を選んで音訳（各回 60 分テープ 3～4 本または CD-ROM 1 枚）

貸出回数：週 1 回

利用者数：10 名（テープ版） 13 名（デージー版） 計 23 名

3. 障害者サービス意見交換会

障害者サービスの質の向上を図るため、障害者サービス利用者（同伴者）、ボランティア団体会員、市内在住の希望者、図書館員で意見交換会を年 2 回開催しています。

<第 1 回>

日 時 9 月 14 日（水）午前 10 時～正午

参加人数 23 人（利用者 5 人、会員 14 人、図書館職員 4 人）

場 所 武蔵野プレイス 4 階フォーラム

内 容 武蔵野プレイス周知、意見交換

<第 2 回>

日 時 3 月 12 日（月）午後 1 時 30 分～4 時 30 分

参加人数 36 人（利用者 12 人、会員 18 人、図書館職員 6 人）

場 所 中央図書館3階 視聴覚ホール

内 容 音声ガイド・デカ字幕付き映画会『ミルコのひかり』、意見交換会

4. 講座

音訳、点訳の技術の向上を目的として、協力者であるボランティア団体会員を対象に講座を開催しています。

対 象 朗読講座・初級講座：「武蔵野市立図書館朗読奉仕の会」会員 会員数 102 人

点訳講座：「六実会」会員 会員数 29 人

場 所 中央図書館

(1) 朗読講座「音訳の読み」

日 時 5月17日(火)、6月9日(木)、7月12日(火)、9月13日(火)、10月11日(火)、11月16日(水)、12月13日(火)、1月17日(火)、2月14日(火)、3月13日(火) 午後1時30分～3時30分

講 師 磯部 誠子氏 (元ニッポン放送アナウンサー)

参加者数 延べ178名

(2) 朗読講座「口腔機能向上」

日 時 6月14日(火)、7月5日(火) 午後2時～4時

講 師 武田 全代氏 (歯科衛生士)

参加者数 延べ61名

(3) 朗読講座「音訳者に望むこと」

日 時 7月19日(火) 午後2時～4時

講 師 佐藤 聖一氏 (埼玉県立久喜図書館員)

参加者数 19名

(4) 朗読・点訳合同講座「音声ガイド・デカ字幕体験」

日 時 10月24日(月) 午前10時～正午

参加者数 23名

内 容 『ミルコのひかり』

(5) 点訳講座「小学部算数における図形指導」

日 時 12月22日(木) 午前10時～正午

講 師 小西 明子氏 (筑波大学附属視覚特別支援学校教諭)

参加者数 20名

5. 障害者サービス登録を必要としないサービス

(1) 大活字本の貸出

通常の図書の約4倍の大きさの文字で書かれた大活字本の貸出をしています。

蔵書数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
中央	1,031	1,071	1,115	1,168	1,361
吉祥寺	355	357	371	387	385
プレイス(西部)	541	541	534	786	787
合計	1,927	1,969	2,020	2,341	2,533

(2) 点字雑誌コーナー

中央図書館2階に点字雑誌コーナーを設けています。

(3) 拡大読書器の設置

中央図書館2階、武蔵野プレイス地下1階に、機器の上に置いた資料を拡大してモニターに映し出す拡大読書器を設置しています。

(4) 自動読み上げ機の設置

武蔵野プレイス地下1階に、印刷物を自動的に読み上げる機器を設置しています。

※ 中央図書館3階対面朗読室に設置の自動読み上げ機は障害者サービス登録、事前申し込みが必要です。

(5) 車いす専用席

中央図書館2階に車いすをご利用の方専用の閲覧席があります。

■ 一般向け催し

1. 映画会

青少年も含めた市民に名作映画等に親しむ機会を提供しています。

(1) 中央図書館「土曜の午後の映画会」

日 時 毎月第4土曜日 午後2時30分より
対 象 中学生以上
定 員 70名

月 日	上映作品	参加人数(人)
4月23日	東南角部屋二階の女	震災のため中止
5月28日	オー!	33
6月25日	オフサイド・ガールズ	25
7月23日	制服の処女	34
8月27日	父と暮らせば	53
9月24日	モーツァルトとクジラ	38
10月22日	死刑台のエレベーター	58
11月26日	ナビゲーター	46
12月24日	幌馬車	43
1月28日	小さな村の小さなダンサー	28
2月25日	アルジャーノンに花束を	50
3月24日	4分間のピアニスト	52

(2) 吉祥寺図書館「黄昏時の映画会」

日 時 偶数月の第2木曜日 午後5時15分より
対 象 中学生以上
定 員 40名

月 日	上映作品	参加人数(人)
4月14日	恋するばんだ日和	震災のため中止
6月9日	恋するばんだ日和	6
8月11日	黄金風景、檸檬	10
10月14日	高瀬舟、魔術	29
2月10日	富美子の足、グッドバイ	8

※ 12月は蔵書点検のため開催せず

(3) 武蔵野プレイス「すずかけの映画会」

日 時 第3日曜日 午後2時30分より
対 象 中学生以上
定 員 70名

月 日	上映作品	参加人数(人)
7月17日	ウィニング・パス	28
10月16日	次郎長三国志	41
12月18日	ポール・ニューマンの脱走大作戦	38
3月18日	地下鉄（メトロ）に乗って	29

2. 武蔵野プレイスオープニングイベント

武蔵野プレイスの開館を記念した企画、行事を開催しました。

(1) 「わたしのオススメこの1冊」

場 所	1階ギャラリー
日 時	7月9日（土）～7月19日（火）
内 容	自分が読んで面白かった本や他人に薦めたい本を地域住民から募集し、ギャラリーにて本をコメントとともに展示する。
募集対象	地域住民、学生、登録団体、地元業者（JR、イトーヨーカ堂） 内部スタッフ（図書館・生涯学習・市民活動・青少年）、カフェ事業者 ※オープン後はギャラリー内でも募集。回収ボックス設置
募集期間	平成23年5月23日（月）～6月19日（日）
展示冊数	84冊

(2) 「ギャラリーコンサート」

場 所	1階ギャラリー
日 時	7月10日（日） 1部：午後2時より 2部：午後4時より
内 容	新井薫 ハープの調べ
定 員	各回50名
出 演	新井 薫 氏（ハーピスト）
参加人数	1部92名、2部85名

(3) 「志茂田景樹 親子読み聞かせ劇場」

場 所	4階フォーラム
日 時	7月16日（土） 午後2時30分～3時40分
内 容	読み聞かせ（音楽付き）
定 員	100名
講 師	志茂田 景樹 氏（作家）
参加人数	合計106名（大人50名、子ども56名）

3. トピックス

利用者の読書のヒントとして、時事的なことがらや季節にふさわしいテーマを選び、そのテーマに沿った図書を展示しています。中央図書館では年約4回とミニ展示を2回、武蔵野プレイス（平成23年度より開始）では年約7回行っています。また、ブックリストを図書館ホームページにて公開しています。

中央図書館（平成23年度）

	期間	テーマ	冊数	備考
第1回	5～7月	経済小説	121	
ミニ	7～8月	古川タク展	53	吉祥寺美術館「古川タク展」開催に伴い、会期に合わせて実施
第2回	8月～10月	図書の中の図書館	103	武蔵野プレイス開館記念
ミニ	11月～12月	池田満寿夫展	41	吉祥寺美術館「池田満寿夫展」開催に伴い、会期に合わせて実施
第3回	11月～1月	名画と謎	108	
第4回	1月～4月	おいしい本	168	

武蔵野プレイス（平成23年度）

	期間	テーマ	冊数	備考
第1回	7～8月	わたしのオススメこの1冊	84	オープニングイベントとして実施
第2回	8～9月	戦争と平和の本	154	
第3回	9～11月	スローな旅	306	
第4回	11月～12月	映画の原作を読む	255	
第5回	1～2月	日本の冬を楽しむ	220	
第6回	3月	あたらしい春へ	198	
第7回	3月～5月	吉祥寺美術館10周年	22	

4. 課題解決テーマ展示

中央図書館では、平成23年度より、地域や市民の抱える課題を的確に把握し、課題解決に関連する資料や情報を提供していくため、「課題解決テーマ展示」を行っています。「地域や市民生活に役に立つこと、実際的な内容であること」を主眼に置いて、図書館資料や、行政情報を選択、展示しています。また、ブックリストを図書館ホームページにて公開しています。

課題解決テーマ展示（平成 23 年度）

月	課題	テーマ	冊数
5	省エネ・節電	どうする省エネ、節電～夏に備える暮らしの工夫	31
6	放射能・原子力	『原子力発電』についてどこまで知っていますか？ ～原発の放射能を理解する	47
7	熱中症	なぜなるの？知って防ごう熱中症～夏を楽しく過ごすための熱中症対策	33
8	涼しく過ごす夏	涼を感じる夏の知恵～夏バテしないで過ごす暮らし方	70
9	食の安全	安全な食品を選ぶために今知っておきたいこと	61
10	起業	どうやるの？小さな店の始め方～飲食店、カフェ、 雑貨屋、教室など～	38
11	女性の再就職	ワーキングママになりたい～どうする？仕事と子育て の両立～	40
12	おせち料理	おせちを作ろう！～由来やレシピ、おせちにまつわる豆知識	53
1	冬の感染症、インフルエンザ対策	知ろう、防ごう 冬の感染症とインフルエンザ	52
2	防災意識の向上維持	天災は忘れたころにやって来る	36
3	生活習慣病改善	春になったら散歩に行こう。体にいいウォーキングのすすめ	45

※ 展示期間は概ね 1 か月間

■ 除籍資料リサイクル事業

平成5年度より、各図書館で保存年限を過ぎた雑誌を再利用するためにリサイクルを開始しました。平成9年度からは、除籍図書等も含め、希望する利用者は無償で頒布しています。

1. 概要

(1) 内容

- ① 各図書館にブックリサイクルコーナーを設け、常時、リサイクル資料を無償で提供しています。
- ② 図書交流センターを通じて、市内公共施設、友好都市等にリサイクル資料を無償で提供しています。

(2) 対象資料

- ① 保存年限が過ぎ、廃棄の対象となった雑誌
- ② 時の経過につれて利用がなくなり保存価値を失ったもの
- ③ 利用の少ない複本図書
- ④ 改版が入手されたもの
- ⑤ 寄贈図書（図書館として不要な資料で、寄贈者からリサイクルの承諾を得ている図書）

(3) 提供冊数

利用者1人1回につき、10冊までを原則とします。

2. リサイクルコーナー提供資料数（平成23年度）

単位：冊

月	中央	吉祥寺	プレイス	合計
4	402	544	—	946
5	906	154	—	1,060
6	933	742	—	1,675
7	387	627	480	1,494
8	579	866	594	2,039
9	671	407	385	1,463
10	620	612	250	1,482
11	502	402	229	1,133
12	780	452	250	1,482
1	839	502	298	1,639
2	438	301	892	1,631
3	570	327	545	1,442
合計	7,627	5,936	3,923	17,486

※ プレイスは7月新規開館のため、7月より実施

■ グループ学習室利用

中央図書館 2階のグループ学習室は、学習会や読書会等のため、2人以上のグループで使用することができます。

1. 利用申込み及び利用方法

- (1) 図書館カードを提示し、2階カウンターで「グループ学習室申込書」に必要事項を記入する。
- (2) 利用申込みは、利用日の属する月の1か月前の初日とする（電話での申し込みも受け付ける）。
- (3) 利用申込みは、1グループにつき、1日1回で1か月に5回までとする。
- (4) 利用時間
 - A：午前9時30分～午後1時
 - B：午後1時～午後5時
 - C：午後5時～午後8時（土・日・祝日以外）
- (5) 利用人員等
 - 小学生以上の2～8名のグループ

2. 利用状況

平成 23 年度

単位：グループ

月	学習室1				学習室2			
	A	B	C	小計	A	B	C	小計
4	7	21	1	29	11	21	0	32
5	8	28	2	38	18	26	7	51
6	11	22	8	41	13	30	5	48
7	18	22	8	48	13	26	8	47
8	20	25	2	47	22	22	4	48
9	6	19	1	26	10	27	4	41
10	9	21	4	34	17	23	7	47
11	6	28	8	42	16	28	9	53
12	8	17	0	25	9	16	2	27
1	4	23	2	29	14	21	4	39
2	10	21	6	37	18	25	7	50
3	11	20	2	33	13	25	2	40
合計	118	267	44	429	174	290	59	523

※ 東日本大震災のため、4月17日まで夜間開館を中止

■大学図書館利用

利用資格に該当される方は、市内大学図書館を利用することができます。

1. 成蹊大学図書館

昭和 57 年 4 月、武蔵野市立図書館と成蹊大学図書館との利用協定が制定される。
平成 17 年度より、利用資格・手続き方法が変更される。武蔵野市立図書館では、1 日利用のみの受付となり、長期間利用の場合（有料）は、直接成蹊大学図書館での受付となる。

(1) 利用資格

既に武蔵野市立図書館利用者カードを持つ学生でない 23 歳以上の市内在住・在勤の方で特定の研究テーマをお持ちの方

(2) 利用の範囲

館内閲覧のみで、館外貸出は行わない。7 月・12 月・1 月の定期試験期間は、原則として利用不可。

(3) 利用手続

- ① 「成蹊大学図書館利用願」を武蔵野市立図書館に提出し、市内在住・在勤を証明できる公的な証明を提示する。
- ② 押印された利用願（1 日のみ）を成蹊大学図書館に 1 週間以内に持参する。

2. 亜細亜大学図書館

大学の社会への開放の一環として、一般社会人に対して図書館を公開している。武蔵野市立図書館では、1 日利用のみを受付し、長期間利用の場合（有料）は、直接亜細亜大学図書館での受付となる。

(1) 対象

市内在住・在勤で、学術的研究を目的として、亜細亜大学図書館の許可した方

(2) 利用の範囲

館内閲覧のみで、書庫の利用、館外貸出は行わない。

(3) 利用手続

- ① 「大学図書館利用願」を武蔵野市立図書館に提出し、市内在住・在勤を証明できる公的な証明を提示する。
- ② 押印された利用願（1 日のみ）を亜細亜大学図書館に利用希望日に提出する。

3. 日本獣医生命科学大学附属図書館

平成 17 年 5 月、覚書を取り交わしたことで市民が閲覧できると確認された。

(1) 対象

市内在住・在学・在勤で、学術的研究を目的としている方

(2) 利用の範囲

館内閲覧のみで、館外貸出は行わない。

(3) 利用手続

- ①利用希望日の 3～5 日前までに、武蔵野市立図書館に「日本獣医生命科学大学附属図書館利用紹介申請書」を提出し、住所を確認できるものを提示する。

②大学図書館に利用の可否を確認の後、「利用願」が発行される。

③「利用願」を日本獣医生命科学大学附属図書館に提出する。

4. 市内大学以外の利用紹介申請（閲覧・複写）

（1）対象

既に武蔵野市立図書館利用者カードを持つ原則として学生でない市内在住・在勤の方

※ その他の利用資格は、各大学の規程に準じる。

（2）利用の範囲

各大学の利用規程に準じる。

5. 大学図書館利用願発行実績

利用願発行実績（3館合計数）

単位：件

年 度	発行数		
	成蹊大学図書館	その他	合計
平成19年度	12	17	29
平成20年度	14	16	30
平成21年度	4	6	10
平成22年度	8	12	20
平成23年度	6	10	16

■ レファレンスサービス

レファレンスサービスとは、利用者の調査、研究についての相談を受けて、図書館職員が図書館資料等を利用して援助するサービスです。平成 17 年度より、Eメールレファレンスを受け付けています。また、ホームページで、武蔵野市に関するレファレンス情報提供を行っています。平成 23 年度より、全館でのカウンター受付レファレンス件数の集計を開始しました。

1. レファレンスサービス利用方法

- (1) 図書館カウンター
- (2) Eメールレファレンス（図書館ホームページ）
- (3) その他（電話・文書等）

2. レファレンスサービス利用対象

Eメールレファレンスについては、

- ・武蔵野市に在住、在勤、在学の図書館カードをお持ちの方
- ・武蔵野市の郷土行政資料に関するご質問の方

3. レファレンスサービス利用状況

平成 23 年度

単位：件

	カウンター			Eメール レファレンス	その他 (電話・文書等)	合計
	所蔵調査・ 書架案内	レファレンス	調べ学習			
中央	19,686	822	114	26	19	20,667
吉祥寺	6,230	652	22	—	—	6,904
プレイス	16,115	838	85	—	—	17,038
全館	42,031	2,312	221	26	19	44,609

※ 吉祥寺、プレイスは平成 23 年 7 月より集計開始

4. ホームページレファレンス情報提供

(1) 武蔵野市に関するレファレンス事例データベース

武蔵野市に関する質問（レファレンス事例）について、当市図書館所蔵資料を中心に調査したもの。平成 19 年度より公開。

(2) 武蔵野市に関する新聞記事見出しデータベース

新聞記事の中から、武蔵野市に関する記事を選択し、当館で「分類」、「主題・テーマ」を付与した索引データベース。平成 23 年 1 月より公開。

平成 11(1999)年 1 月～平成 23(2011)年 8 月分（平成 24 年 2 月現在）

収録紙：朝日・産経・東京・毎日・読売新聞

■ インターネット検索用パソコン

中央、吉祥寺図書館に1台ずつ、利用者用インターネット検索用パソコンを設置しています。新聞記事等のオンラインデータベースの利用や調査、研究に必要なWEBサイトの閲覧をすることができます。また、武蔵野プレイスには、10台のパソコンを設置した「サーチバー」（利用者用インターネットパソコンコーナー）があり、オンラインデータベースの利用、WEBサイトや地域アーカイブスの閲覧をすることができます。

1. サービスの概要

(1) 利用資格

中央・吉祥寺：18歳以上の武蔵野市の図書館カードをお持ちの方

プレイス：図書館カードをお持ちの方

(2) 利用時間

中央・吉祥寺：1日1回30分（次に予約がなければ30分延長可能）

プレイス：1日1回30分×2回または60分×1回

(3) 利用料金

無料（データベース等のプリントアウトは1枚10円）

2. オンラインデータベース

データベース名称	内容	導入館
日経テレコン 21	日経四紙、全国紙、地方紙、業界紙、会社情報等	中央・吉祥寺・プレイス
聞蔵Ⅱビジュアル	明治、大正、昭和の朝日新聞紙面 1985年～当日の朝日新聞記事	中央・吉祥寺・プレイス
ヨミダス歴史館	明治、大正、昭和の読売新聞紙面 1986年～当日の読売新聞記事	中央・吉祥寺・プレイス
LexisNexis. JP	判例、法令データベース	中央・プレイス
官報情報サービス	昭和22年5月3日から当日発行分の官報	中央・吉祥寺・プレイス
ジャパン・ナレッジ	事典、辞書類を中心に40以上のコンテンツ 『日本大百科事典』、『日本国語大辞典』、 『国史大辞典』、『日本歴史地名大系』等	プレイス
国立国会図書館歴史的音源配信試行	歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC） がデジタル化した音源	プレイス

3. 武蔵野地域映像アーカイブス（武蔵野プレイス）

昭和初期から現在までの市やNHKが所有する武蔵野市に関する資料や映像を選択し、「武蔵野地域映像アーカイブス」としてデータ化し、市民共有の文化資産として保存し、公開しています。

収録データ件数：映像 67件、静止画 127件（平成23年度）

4. 利用状況

平成 23 年度（全館）

月	中央		吉祥寺		プレイス		全館	
	利用人数	印刷件数	利用人数	印刷件数	利用人数	印刷件数	利用人数	印刷件数
4	168	67	144	2	—	—	312	69
5	213	26	180	1	—	—	393	27
6	173	39	192	25	—	—	365	64
7	146	11	165	9	663	226	974	246
8	183	44	141	0	959	312	1,283	356
9	129	5	153	3	868	296	1,150	304
10	147	72	151	0	1,110	438	1,408	510
11	137	107	150	0	1,076	424	1,363	531
12	107	64	120	27	939	490	1,166	581
1	108	41	133	25	1,084	576	1,325	642
2	139	29	128	0	1,279	410	1,546	439
3	152	13	172	58	1,308	553	1,632	624
合計	1,802	518	1,829	150	9,286	3,725	12,917	4,393

■ 図書特別整理

資料の現状を把握し、適正に管理するため、また、資料を整理し、利用しやすい環境を作るために、各館で年に1回特別整理を行っています。

1. 概要

(1) 実施期間

中央図書館	平成23年11月28日(月)～12月7日(水) ※11月28日(月)～30日(水)は、開館しながら書庫の点検を先行して行う
吉祥寺図書館	12月7日(水)～12日(月)
武蔵野プレイス	6月7日(火)～9日(木) ※開館準備と並行して行う

(2) 業務内容

- ① 所蔵資料の在庫点検(蔵書点検)、在庫本の確認(ICタグ読み取り操作)及び統計処理
不明本再確認及び統計処理
- ② 資料整理
開架、書庫本の書架整理
開架、書庫資料の選別及び整理、書架移動(配架変更等)
- ③ その他
書架表示修正、著者名表示追加、変更等

2. 実績

単位：冊・点

館	種別	蔵書数 ※1	不明数※2				参考 前年度の 蔵書点検 不明数
			前年度まで の不明数	今年度の蔵書点検不明数		計	
				点検前不明数(前 から11月 末までの 不明分)	蔵書点検期 間に判明した 不明分		
中央	図書	545,610	2,066	328	138	2,532	
	雑誌	33,607	668	32	37	737	
	AV	14,808	208	33	7	248	
	小計	594,025	2,942	393	182	3,517	705
吉祥寺	図書	94,837	1,482	240	47	1,769	
	雑誌	3,424	174	22	24	220	
	AV	2,930	143	16	0	159	
	小計	101,191	1,799	278	71	2,148	188
プレイス (西部)	図書	148,299	859	181	63	1,103	
	雑誌	7,536	155	7	9	171	
	小計	155,835	1,014	188	72	1,274	130
合計		851,051	5,755	859	325	6,939	1,023

※ 1・2：平成23年12月末現在

※ 前年度(平成22年度)は西部図書館、平成23年度は武蔵野プレイス

■ コンピュータシステムの概要

1. 導入の経過（主な経過）

昭和 58 年		図書館内部でコンピュータシステム導入のための検討が始まる。
昭和 59 年	10 月	武蔵野市立図書館電算機導入基本計画書作成。
	12 月	電算対策委員会設置（委員 6 名、労働組合も参加）
昭和 60 年	1 月	個人情報保護審議会に <input type="checkbox"/> 項目についての審議を諮問。 電算機種選定委員会を設置（助役、企画部長、教育次長、電算担当副参事、図書館長、図書館管理係長で構成）
	2 月	個人情報保護審議会より <input type="checkbox"/> 項目について承認される。
	5 月	電算機種選定委員会において機種決定される。 （NEC ACOS410 モデル 10 パッケージ L I C S 2）
	12 月	本格稼働開始（中央図書館、西部図書館）
昭和 62 年	11 月	吉祥寺図書館開館、3 館オンラインへ。
平成 4 年	11 月	システムのバージョンアップを図る。 （NEC ACOS 3300/55N） 市民会館とのネットワーク開始。（武蔵野市立図書館資料の検索及び返却のみ稼働）
平成 7 年	4 月	新中央図書館開館、利用者用検索機導入。
平成 9 年	9 月	電算機入替に関し、個人情報保護審議会承認される。
平成 10 年	1 月	電算機入替。（NEC より富士通へ） （富士通 GRANPOWER7000 モデル 200 パッケージ i L i s w i n g）
平成 13 年	2 月	東京都立図書館電算新システム稼働に伴い、検索用電算機設置。
平成 13 年	11 月	武蔵野市立図書館ホームページ開設。 （ http://www.library.musashino.tokyo.jp/ 、利用案内、蔵書検索、 新着図書案内機能等。www サーバ：富士通 PRIME POWER 200）
平成 17 年	5 月	システムのバージョンアップに関し、個人情報保護審議会承認される。
平成 17 年	7 月	システムのバージョンアップを図る。 （富士通 PRIME POWER450 パッケージ i L i s w i n g 21/UX+へ） 図書館ホームページのリニューアルをする。
平成 19 年	12 月	システムのバージョンアップを図る。 （富士通 PRIME POWER450 パッケージ i L i s w i n g 21/UX+ Ver 6 へ）
平成 20 年	3 月	IC タグ管理及びブックディテクションシステム（BDS）稼働
平成 22 年	12 月	電算機入替。（富士通より NEC へ） （NEC Web 型パッケージ L i c s - W e b II） 自動貸出機、自動返却機、予約棚等 IC タグを活用するシステムを導入
平成 23 年	7 月	武蔵野プレイス開館とともに返却棚、予約棚の運用を開始

2. 個人情報保護に関する留意事項

利用者データの入力については、移行時も含めすべて自館内で行っており、利用者の検索も、パスワードを入力しないと検索できないシステムとなっています。

また、入力データについては、個人情報保護審議会に諮問し、承認を得ています。さらに、他のコンピュータシステムとの接続を禁じるなど、プライバシー保護については、慎重を期しています。

- (1) 利用者の登録番号は、図書館で独自に設定し、住民基本台帳をもととした住民情報と接続しない。
- (2) 利用者の読書記録は持たない（返却と同時に貸出記録はすべて消滅する）。
- (3) 利用者ファイルには、図書コードのみを、図書ファイルには利用者コードのみを記録し、利用者名と書名の直接の対応を避ける。
- (4) 生年月日は、年のみ入力（月日は全員4月1日で入力）。
- (5) 利用者の登録、修正、削除等個人のデータについてはパスワード等により、作業者を特定する。

3. 図書館コンピュータシステム所蔵機器一覧（平成24年3月現在）

単位：台

館	場所	館内 OPAC	自動貸出機	自動返却機	ノート パソコン	デスクトップ パソコン	プリンター	サーバ	インターネット パソコン
中央	4階電算室	—	—	—	—	1	1	10	—
	4階事務室	—	—	—	6	4	2	—	1
	3階	1	—	—	1	—	2	—	1
	2階	3	2	—	1	1	1	—	1
	1階メイン	6	5	2	4	2	1	—	—
	1階児童	2	1	—	1	—	1	—	—
	地下1階	—	—	—	—	3	1	—	—
	地下2階	—	—	—	1	—	—	—	—
	小計	12	8	2	14	11	9	10	3
吉祥寺	1階	4	1	—	—	4	—	—	—
	1階事務室	—	—	—	6	1	2	—	1
	2階児童	2	—	—	—	2	—	—	—
	地階	2	—	—	—	—	—	—	—
	小計	8	1	0	6	7	2	—	1
プレイス	事務室	—	—	—	4	6	1	—	1
	2階メイン	2	—	—	—	3	1	—	—
	2階児童	1	1	—	1	—	—	—	—
	1階	5	6	2	—	6	1	—	—
	地下1階	4	—	—	—	6	1	—	1
	地下2階	1	—	—	1	—	1	—	—
	小計	13	7	2	6	21	5	0	2
合計	33	16	4	26	39	16	10	6	

※ その他利用者用インターネット検索用パソコンが中央、吉祥寺に各1台、プレイスに10台あり

■ 広報

図書館のサービスや事業、取り組み等を広く市民、利用者に周知し、図書館利用を促進するため、様々な広報活動を行っています。

1. 一般用配布物

(1) 図書館だより

全館ガイド（利用案内）より詳細な利用サービスのガイドとして年4回発行し、ホームページでも公開しています。平成23年度は年6回及び改訂版を発行しました。

平成22年度内容

No.81（平成23年4月10日発行）「利用者用検索端末（館内OPAC）を使いこなそう！

③検索編」

No.82（平成23年4月20日発行）「しんいちねんせいにすすめるほん」

No.83（平成23年7月9日発行）「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイスにようこそ！」

No.84（平成23年11月1日発行）「数字でみる武蔵野市立図書館2010」

No.85（平成24年2月15日発行）「図書館ホームページにようこそ！①入門編」

No.86（平成24年2月15日発行）「図書館ホームページにようこそ！②予約編」

改訂実績

No.71（平成23年9月28日改訂）「本の中の武蔵野市 1」

No.66（平成23年10月20日改訂）「オンラインデータベースを利用できます」

2. ホームページ

図書館ホームページは、利用案内、お知らせ、発行物・会議録等を公開し、蔵書検索（Web OPAC）、インターネット予約、利用状況確認、レファレンス受付等を利用することができます。

平成23年度ホームページ訪問数

月	訪問数	日数	1日平均	備考
4	53,019	30	1,767.3	震災のため夜間開館中止（～4/17）
5	57,868	31	1,866.7	
6	54,511	30	1,817.0	
7	63,928	31	2,062.2	武蔵野プレイス開館
8	67,394	31	2,174.0	
9	67,767	30	2,258.9	
10	69,713	31	2,248.8	
11	69,021	30	2,300.7	
12	62,934	31	2,030.1	中央・吉祥寺図書特別整理
1	72,660	31	2,343.9	
2	74,925	29	2,583.6	
3	76,661	31	2,472.9	
合計	790,401	366	2,159.6	

※平成22年度まではトップページカウンター数による算出。23年度よりアクセスログの解析開始

■人材育成・職員研修

平成 22 年 2 月に策定された『武蔵野市図書館基本計画』では、“質の高いサービスを支える体制・整備の施策”の一つとして、人材育成が挙げられています。同計画に基づき、平成 23 年 2 月、情報化社会の進展や職員体制の多様化等の変化の中で、図書館が目指す将来像を実現し、質の高い図書館サービスを提供するために、長期的な視点に立った図書館の人材育成計画を策定しました。

1. 職員研修の実施

日常業務の知識、技術の共有化と向上を図るため、館内整理日等を利用して、館内研修を実施しています。また、都立図書館、多摩地域公立図書館長協議会等が実施する外部の研修、研究会等に職員を派遣し、情報収集や各人の担当業務に関わる専門知識を習得するように努めています。

平成 23 年度館内研修実施実績

研修名	実施時期	対象職員	参加人数	備考
新任研修	4、5、9、10、11月	新任職員・新任嘱託職員	46	中央8名、吉祥寺3名 プレイス35名
業務研修	4月	職員	10	プレイス
「図書館基本計画」	4、11月	職員、嘱託職員	45	プレイス
カウンター業務研修	5、9月	職員、嘱託職員	84	中央2回40名 プレイス1回44名
レファレンス入門	6月	職員、嘱託職員	14	府中市立図書館と合同
I SO・情報セキュリティ	6月	職員・嘱託職員・臨時職員	114	3館全職員
インターネットデータベース研修	7月	職員・嘱託職員	180	プレイス44名×4回 中央4名×1回
郷土行政資料(地図)	8月	職員	14	中央
レファレンス研修	12、3月	職員・嘱託職員	35	中央※外部講師
課題解決テーマ展示	5～3月	職員	17	中央
検索・レファレンス研修	12月	嘱託職員	17	中央
防災訓練	11月	職員・嘱託職員・臨時職員	37	中央
クレーム対応研修	2月	職員・嘱託職員・臨時職員	38	中央※外部講師
接遇研修	6、11月	嘱託職員	35	プレイス

※ 参加人数には研修講師を務めたものを含む

※ 内容の異なる複数回の研修は延べ人数をとる。連続講座は一つの研修とする。

平成 23 年度外部研修参加実績

研修名	実施機関、団体	対象職員	参加人数	備考
レファレンス入門	府中市立図書館・武蔵野市立図書館	新任職員	7	府中市立図書館と合同
児童図書館専門研修	東京都立図書館	担当職員(新任)	3	
障害者サービス初級	〃	担当職員(新任)	2	
司書講習(通信教育)	文部科学省・近畿大学	司書資格未取得者	1	
レファレンス研修(講師養成)	東京都立図書館	中堅職員	1	
レファレンス研修	〃	〃	2	
東京都図書館研究交流会(講演会、講座、新館見学会)	〃	全職員	11	講演会1回(カーリル)、見学2回、講座2回(IT活用、書誌データ)

担当者会（レファレンス・地域資料）	東京都立図書館	担当職員	6	レファレンス2回、地域資料2回
担当者会・研究会（協力貸出、地域資料、障がい者サービス）	東京都市町村立図書館長協議会	担当職員	9	協力担当2回、地域資料3回、障がい者サービス1回
多摩地域公立図書館大会	東京都市町村立図書館長協議会	全職員	7	児童サービス、障がい者サービス、地域資料
全国図書館大会	日本図書館協会	〃	3	障害者サービス、電子書籍、利用教育
レファレンス研修	国立国会図書館	中堅職員	1	
ブックフェア	TRC、トーハン	全職員	5	本のディスプレイ、図書館の棚づくり、電子図書館、読書活動の工夫、本の修復
図書館総合展	図書館総合展運営委員会	〃	2	電子書籍講演会、企業展示見学
新任図書館長研修	文部科学省他	副館長	1	
講演会	武蔵野市小中学校教育研究会図書館部会	児童担当職員	1	
講演会（食と放射能）	教育企画課	課題解決テーマ展示担当	2	
HTML研修	ビット・ラボラトリ	HP担当	4	

※ 内容の異なる複数回の研修は延べ人数をとる

■ 図書館運営委員会

武蔵野市立図書館の運営に関して、地域から広く意見を求め、武蔵野市らしい特色ある図書館づくりを行うため、武蔵野市図書館運営委員会を設置して、①図書館サービスに関すること ②図書館主催事業に関すること ③施設、閲覧環境等に関すること ④その他図書館の充実に関すること について協議しています。(平成23年10月より第5期委員を委嘱)

○委員任期 図書館運営委員会：平成23年10月1日より平成25年9月30日

○委員数 図書館運営委員会：8名(学識経験者5名、公募市民3名)

○委員名簿 (委員長 船崎 尚 職務代理者 毛利 和弘)

委員名	任期	学識・公募
桂 まに子	平成23年10月1日～平成25年9月30日	京都女子大学 司書課程 専任講師
船崎 尚	平成23年10月1日～平成25年9月30日	武蔵野大学 司書課程 兼任講師 武蔵野百年史 続編 編さん委員
松山 巖	平成23年10月1日～平成25年9月30日	玉川大学 教育学部 教育学科 助教
毛利 和弘	平成23年10月1日～平成25年9月30日	亜細亜大学 司書課程 非常勤講師
伊野 啓子	平成23年10月1日～平成25年9月30日	武蔵野市立 関前南小学校 校長
三井 一夫	平成23年10月1日～平成25年9月30日	公募委員
酒井 有紀	平成23年10月1日～平成25年9月30日	公募委員
黒沢 明子	平成23年10月1日～平成25年9月30日	公募委員

○ 委員会開催状況

回	開催日	主な会議の内容
第1回	平成23年10月18日	・委嘱式 図書館運営委員会の運営について ・武蔵野市図書館基本計画・武蔵野市の図書館について ・平成22年度 武蔵野市図書館事業評価(案)について ・平成23年度 武蔵野市図書館事業目標(案)について
第2回	平成24年1月30日	・武蔵野プレイス施設見学 ・平成22年度 武蔵野市図書館事業評価(案)について ・平成23年度 武蔵野市図書館事業目標(案)について

■ 図書館基本計画

平成 22 年 4 月、武蔵野市図書館基本計画を策定しました。策定にあたっては、平成 21 年度に図書館基本計画策定委員会を設置し、検討を行いました。

1. 武蔵野市図書館基本計画の概要

【1 計画策定の背景】

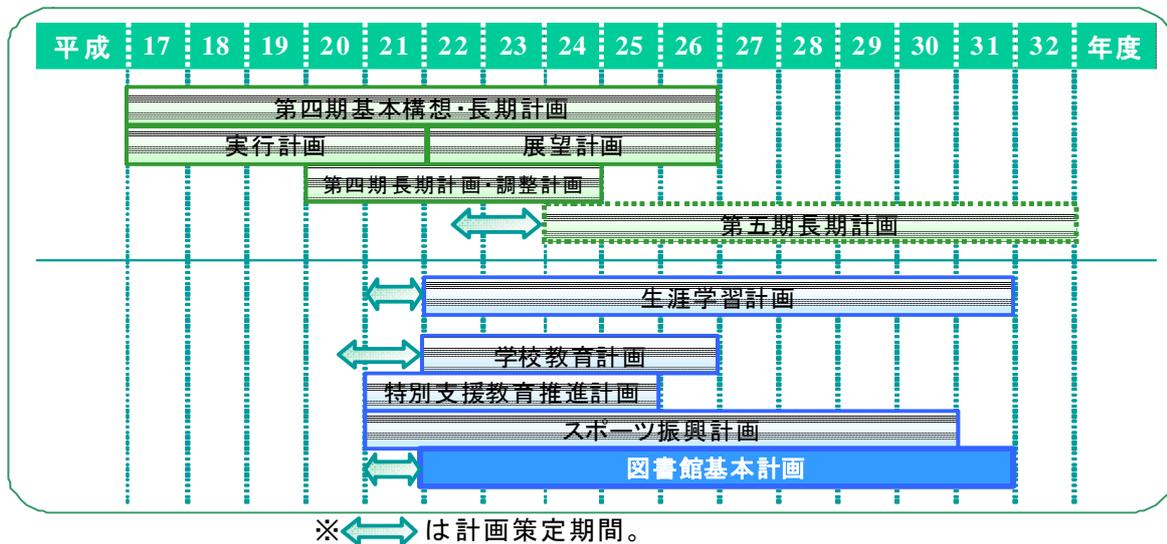
平成 23 年度の武蔵野プレイス開設にあたり、中央図書館、吉祥寺図書館、武蔵野プレイスの 3 館を核とし、既存の公共施設との連携を図りつつ、市内全域へサービスが行きわたるような図書館運営が求められています。また、情報化の進展や市民活動の発展、超高齢社会の到来による生涯学習機会のニーズの高まりなどといった、社会環境の変化の中で、図書館サービスに求められる役割は多様化しています。

こうした社会環境に見合った図書館運営を効率的・効果的に展開するとともに、相応しいサービスを展開するため、武蔵野市立図書館のあるべき姿を描くと同時に、その実現に向けて必要な施策を網羅的・体系的に整理することを目的として、「武蔵野市図書館基本計画」を策定することとしました。

【2 計画の位置づけ・計画期間】

本計画は、教育・文化行政推進のための基本計画の一つとして策定されている「生涯学習計画」の図書館部分について整理した個別計画として位置づけられており、武蔵野市立図書館 3 館が今後取り組むべき内容について網羅的に整理したものです。

本計画の計画期間は、平成 22～31 年度までの 10 年間とします。今後、教育委員会の基本方針や第五期長期計画に反映していくとともに必要に応じて計画期間中に見直しを行います。



【3 計画の構成】

本計画は、第 1 章で計画の位置づけについて整理した後、第 2 章で武蔵野市立図書館を取り巻く現状と課題について整理し、第 3 章では、武蔵野市立図書館が目指す 10 年後の将来像を明確にし、将来像の実現に向けた取り組み内容について項目ごとに記載しています。

第1章 計画の位置づけ	・本計画策定の背景や計画の位置づけ・計画期間等について記載
第2章 武蔵野市立図書館を取り巻く現状と課題	・図書館政策に関連する動向や、武蔵野市の地域特性、図書館施設や図書館サービスの現状を概括し、解決すべき課題を明確化
第3章 基本方針	・武蔵野市立図書館が目指す将来像を記載
第4章 実施計画	・将来像を実現するための取組み内容を記載
第5章 計画の実現に向けて	・計画の見直しや進行管理のあり方を記載

【4 四つの将来像】

これまでの図書館は、いわゆる貸出サービスを中心とした取組みが主となってきました。その結果として、図書館本来の機能を十分果たせなくなっていました。

貸出サービスがこれからも必要であることは変わりませんが、図書館がより市民や利用者にとって役に立つ機関であるためには、図書館の持つ多様な情報を活用して、市民の課題解決を支援するとともに、生涯学習に役立つ多様な情報提供を行っていくことが求められています。

本計画では、市民活動が活発であるといった本市の特色や、本市が有する様々な地域資源の存在を踏まえて、図書館の「力」や図書館資料の持つ「力」を引き出す方策について検討を進め、武蔵野市立図書館の将来像を設定しました。

(1) 図書や読書の大切さと喜びを実感出来、本のあるライフスタイルを提案・創造する図書館

いま一度図書館の原点に立ち返り、図書館が保有する様々な図書資料を活用し、読書の楽しさを実感出来る機会を積極的に提供するとともに、図書館以外の身近な場所でのサービス提供を進め、身近に本のある豊かなライフスタイルを提案する図書館を目指します。

(2) すべての人の学びを支援する図書館

必要な情報の収集はもとより、情報資源に的確にアクセスし必要な知識を得られるよう、図書館資料の活用方法を実際に「体験」しながら学ぶ機会を提供します。また、図書館の取組みを積極的に情報発信し、武蔵野市に住み、働き、学ぶすべての人の学びを支援する拠点となる図書館を目指します。

(3) 地域住民の課題解決を支援する図書館

図書館の保有する多様な資料を活用して、こうした生活課題の解決につながる情報を積極的に発信するとともに、必要に応じて行政窓口や専門機関との橋渡しをすることで、地域住民が生活情報や地域情報にアクセスしやすい環境を構築していきます。

(4) 人々が交流し文化を創造する地域拠点としての図書館

文化や情報を自ら生み出そうとする潜在的なエネルギーを活用し、図書館を訪れるすべての人々が、様々な知識や情報と出会い、また人々と交流し、新しい文化を創造していくための触媒の役割を果たす必要があると考えています。今後は、武蔵野市立図書館は、市民の知的な活動を育み、地域文化の創造を支援する図書館を目指します。

【5 施策体系】

武蔵野市図書館では、「目指す将来像」を実現するために、図書館運営に関する項目として3

つの基本施策を、図書館サービスに関する項目として5つの基本施策を設定し、それぞれ様々な施策・事業を展開していきます。

それぞれの施策に基づき、個別の事業に取り組むことで、「目指す将来像」に向けて着実に計画を実施していきます。

(図書館運営)

- (1) 図書館施設・機能の充実
- (2) 安心して利用出来る図書館環境の構築
- (3) 質の高いサービスを支える体制整備

(図書館サービス)

- (1) 地域の情報拠点としての情報蓄積
- (2) 市民や関係機関と連携したサービスの充実
- (3) 図書館の活用と情報収集の支援
- (4) 市民の学びと課題解決の支援
- (5) 利用対象者別の図書館サービスの充実

【6 計画実現に向けて】

図書館サービスが適切であるかを評価するとともに、本計画に示された各種事業が適切に実施されているかについて定期的にチェックを行うための事業進捗評価もあわせて実施します。

図書館サービス評価は、【5 施策体系】で示した「施策」を対象として、図書館が提供している様々なサービスが、客観的な成果指標や外部の視点からどの程度充実しているか、想定している効果をあげているかについて評価します。これに対して、事業進捗評価は、本計画の「事業」を対象として、事業が計画通りに実施されているかについて内部的に評価を行います。さらに、こうした2つの評価を活用して、計画実施後5年が経過した段階で、十分なサービスが提供出来ていない、事業の進捗が思わしくないなどの問題点を勘案した上で、必要に応じて計画内容（事業内容）の見直しを行います。

2. 図書館評価

「図書館基本計画」の実現に向けて、平成23年度以降、前年度事業を対象とする「図書館評価」を実施します。平成23年度は、第5期図書館運営委員会（以下委員会）において、平成22年度図書館事業目標に基づく評価を実施するとともに、平成23年度図書館事業目標の検討を進め決定しました。

なお、平成22年度評価結果については、別途公表予定です。

(参考) 図書館評価の概要

- ① 「図書館基本計画」の主要な施策に対して、平成22年から5年間（平成26年度まで）の取組目標を設定する
- ② 当該年度の取組目標を設定し、年度終了後にその取組結果（実績）を委員会に報告する
- ③ 項目ごとに、取組状況の経年の進捗状況を委員会に報告する
- ④ 委員会による評価を実施する
- ⑤ 評価結果を基に、計画策定5年後を目処に計画の見直しについての検討を行い、必要に応じて計画内容の再検討を行う。

■ 図書館評価のための主要指標

武蔵野市立図書館では、平成 23 年度の図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るために努力していきます。評価のための指標の推移は以下のとおりです。

1. 図書館評価のための主要指標の推移

※ 参考：『図書館評価プロジェクト中間報告』（日本図書館協会 2011）

※ 人口：平成 21 年度以降は、外国人登録者数を含む

【インプット指標】：投資された資源及びその蓄積

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人口	134,290	134,686	137,515	138,340	138,301
専任職員数	34	34	33	32	36
専任・非常勤・臨時・委託	79	80	80	78	115
蔵書冊数(図書)	664,244	681,057	696,649	717,456	793,110
視聴覚資料点数(貸出対象分)	15,979	16,057	15,461	17,035	16,340
蔵書点数(CD)	11,928	12,086	11,697	11,895	11,726
蔵書点数(カセット)	316	309	299		
蔵書点数(ビデオ)	3,735	3,662	3,465	3,432	2,660
蔵書点数(DVD)※館内視聴用を含む	956	1,222	1,481	1,708	1,954
市民一人当たりの蔵書冊数(図書)	4.95	5.06	5.07	5.19	5.73
市民一人当たりの図書館費	3,483	4,070	3,560	4,020	3,685
市民一人当たりの図書購入費	533	531	520	505	493
年間受入冊数(図書)	38,413	40,955	41,534	37,211	40,395
年間除籍冊数(図書)	18,419	24,519	26,554	16,006	17,596

【中間的指標】：資源、効果のうち図書館の努力により増加させることができる指標

開館日数	296	296	296	287	294
利用登録者数(市内)	54,001	51,161	51,552	52,908	61,191
利用登録者数(市外)	39,430	36,656	36,871	37,454	52,513
市民登録率	40.2%	38.0%	37.5%	38.2%	44.2%
専任司書率	41.2%	44.1%	45.5%	45.5%	44.1%
雑誌購入タイトル数	552	557	584	586	834
新聞購入タイトル数	44	44	45	45	52

【アウトプット指標】：資源とその活用により生まれた効果

利用者数	542,377	576,544	598,624	624,688	852,050
予約件数	205,958	252,701	283,819	303,172	451,239
貸出数(全資料)	1,714,821	1,861,446	1,924,454	1,892,219	2,194,270
貸出冊数(図書)	1,494,354	1,631,287	1,695,726	1,674,945	1,935,118
貸出点数(視聴覚資料)	120,567	122,732	117,099	107,294	125,808
貸出点数(CD)	93,680	98,200	97,323	86,748	84,850
貸出点数(カセット)	635	583	463	357	
貸出点数(ビデオ)	26,252	23,949	19,313	12,118	6,729
貸出点数(DVD)※館内視聴分を含む				8,071	34,229
蔵書回転率(図書)	2.25	2.40	2.43	2.33	2.44
蔵書回転率(視聴覚資料)	7.55	7.64	7.57	6.30	7.70
市民一人当たりの貸出冊数(図書)	11.1	12.1	12.3	12.1	14.0
一日当たりの貸出冊数(図書)	5,048	5,511	5,729	5,836	6,582
団体貸出冊数	8,623	9,930	11,765	10,915	8,047
レファレンス件数	15,974	15,401	16,572	15,626	44,609
事業参加人数(児童向け・一般向け)	5,184	5,041	4,601	4,136	5,914
ホームページアクセス件数	882,170	1,178,307	1,044,439	1,094,922	790,401

※ 視聴覚資料点数(貸出対象分)は、平成 22 年度より DVD を含む

※ レファレンス件数のカウンター受付分は、平成 22 年度までは中央分、平成 23 年度より全館分

※ 平成 23 年度よりホームページアクセス件数集計方法をアクセスログによる集計に変更

■ 一般統計（平成 23 年度）

1. 蔵書統計

(1) 分類別蔵書統計

単位：冊

		中 央	吉祥寺	プレイス	全 館
一般書	郷土行政	23,788	926	3,137	27,851
	0. 総 記	15,391	1,823	3,291	20,505
	1. 哲 学	21,116	2,603	4,532	28,251
	2. 歴 史	46,547	7,776	11,147	65,470
	3. 社会科学	83,005	7,578	15,434	106,017
	4. 自然科学	28,788	4,153	9,408	42,349
	5. 技 術	32,865	5,569	11,877	50,311
	6. 産 業	14,698	1,878	4,394	20,970
	7. 芸 術	44,460	6,717	13,462	64,639
	8. 言 語	9,050	1,671	2,633	13,354
	9. 文 学	122,485	23,315	30,889	176,689
小 計	442,193	64,009	110,204	616,406	
YA	0～9	17,937	4,168	6,091	28,196
	マンガ	4,664	373	109	5,146
	小 計	22,601	4,541	6,200	33,342
児童書	0～9	54,698	15,781	19,412	89,891
	絵 本	28,871	8,934	12,087	49,892
	紙芝居	1,397	1,009	1,173	3,579
	小 計	84,966	25,724	32,672	143,362
合 計		549,760	94,274	149,076	793,110

(2) 形態別蔵書統計【(1)に含まれる特殊形態書籍の統計】

単位：冊

種 別	中 央	吉祥寺	プレイス	全 館
文 庫	32,470	7,097	12,440	52,007
大型本	12,861	926	2,765	16,552
外国語図書	7,855	442	947	9,244
参考図書	26,301	3,108	3,252	32,661

(3) 視聴覚資料所蔵数（タイトル数）

種 別	中 央	吉祥寺	全 館
C D	8,788	2,938	11,726
ビデオ	2,660	—	2,660
L D	1,192	—	1,192
DVD	1,954	—	1,954

(4) 新聞・雑誌所蔵タイトル数

種別	中央	吉祥寺	プレイス	全館
新聞	45 (12)	24 (2)	30 (10)	52 (18)
雑誌	476 (30) 33,560冊	214 (3) 3,370冊	599 (22) 8,560冊	834 (40) 45,490冊

※ () は外国語の新聞・雑誌タイトル数

2. 利用状況

(1) 中央図書館

① 内容別貸出冊数 (図書)

	一般図書				児童書	合計	%
	郷土資料	一般	YA	小計			
郷土行政	1,766	—	—	1,766	—	1,766	0.2%
0. 総記	—	9,713	286	9,999	2,802	12,801	1.5%
1. 哲学	—	23,437	1,072	24,509	3,094	27,603	3.3%
2. 歴史	—	54,205	1,417	55,622	17,142	72,764	8.6%
3. 社会科学	—	58,627	1,343	59,970	7,591	67,561	8.0%
4. 自然科学	—	28,341	894	29,235	26,096	55,331	6.5%
5. 技術	—	70,065	2,617	72,682	9,775	82,457	9.7%
6. 産業	—	14,581	326	14,907	7,087	21,994	2.6%
7. 芸術	—	50,810	37,808	88,618	41,007	129,625	15.3%
8. 言語	—	10,180	502	10,682	2,600	13,282	1.6%
9. 文学	—	201,968	24,088	226,056	126,435	352,491	41.6%
絵本・紙芝居	—	—	—	—	8,873	8,873	1.0%
合計	1,766	521,927	70,353	594,046	252,502	846,548	—

② 月別貸出件数

	開館日数	図書			雑誌	視聴覚資料	相互貸借	合計	一日平均
		一般	児童	小計					
4月	24	51,044	19,506	70,550	4,915	7,550	156	83,171	3,465
5月	26	58,363	23,260	81,623	5,445	8,169	199	95,436	3,671
6月	25	54,902	23,947	78,849	5,133	7,784	206	91,972	3,679
7月	22	52,482	24,218	76,700	5,012	7,486	136	89,334	4,061
8月	22	51,932	24,193	76,125	4,826	7,079	141	88,171	4,008
9月	22	46,192	19,315	65,507	4,747	6,702	118	77,074	3,503
10月	26	51,461	22,422	73,883	5,576	7,849	111	87,419	3,362
11月	25	48,095	21,143	69,238	5,144	8,018	92	82,492	3,300
12月	18	37,497	15,103	52,600	3,821	5,473	108	62,002	3,445
1月	23	46,814	19,341	66,155	4,768	6,983	121	78,027	3,392
2月	24	47,142	20,242	67,384	4,920	7,306	137	79,747	3,323
3月	25	48,122	19,812	67,934	5,018	7,895	175	81,022	3,241
合計	282	594,046	252,502	846,548	59,325	88,294	1,700	995,867	3,531

※ 7月～9月は、節電休館のため例年より開館日数が少ない

(2) 吉祥寺図書館

① 内容別貸出冊数 (図書)

	一般図書				児童書	合計	%
	郷土資料	一般	YA	小計			
郷土行政	380	—	—	380	—	380	0.1%
0. 総記	—	5,461	148	5,609	864	6,473	1.5%
1. 哲学	—	15,185	436	15,621	706	16,327	3.7%
2. 歴史	—	33,470	388	33,858	4,741	38,599	8.9%
3. 社会科学	—	31,495	965	32,460	3,100	35,560	8.2%
4. 自然科学	—	14,624	386	15,010	9,335	24,345	5.6%
5. 技術	—	35,755	675	36,430	3,926	40,356	9.3%
6. 産業	—	7,957	94	8,051	2,670	10,721	2.5%
7. 芸術	—	24,781	8,446	33,227	10,135	43,362	10.0%
8. 言語	—	6,240	192	6,432	1,228	7,660	1.8%
9. 文学	—	132,297	13,924	146,221	60,546	206,767	47.5%
絵本・紙芝居	—	—	—	—	4,971	4,971	1.1%
合計	380	307,265	25,654	333,299	102,222	435,521	—

② 月別貸出件数

	開館日数	図書			雑誌	視聴覚資料	相互貸借	合計	一日平均
		一般	児童	小計					
4月	24	27,699	7,973	35,672	2,508	2,568	99	40,847	1,702
5月	26	31,863	8,535	40,398	2,782	2,954	124	46,258	1,779
6月	25	30,365	8,801	39,166	2,583	2,876	121	44,746	1,790
7月	23	28,281	9,846	38,127	2,599	2,400	73	43,199	1,878
8月	22	28,899	9,982	38,881	2,508	2,363	71	43,823	1,992
9月	23	26,637	7,365	34,002	2,576	2,277	112	38,967	1,694
10月	26	28,726	9,658	38,384	2,819	2,870	75	44,148	1,698
11月	25	26,482	8,981	35,463	2,681	2,551	70	40,765	1,631
12月	19	22,665	6,706	29,371	2,140	2,147	102	33,760	1,777
1月	23	26,630	8,254	34,884	2,747	2,403	98	40,132	1,745
2月	24	27,155	7,665	34,820	2,673	2,573	78	40,144	1,673
3月	25	27,897	8,456	36,353	2,820	2,454	94	41,721	1,669
合計	285	333,299	102,222	435,521	31,436	30,436	1,117	498,510	1,749

※ 7月～9月は、節電休館のため例年より開館日数が少ない

(3) 武蔵野プレイス

① 内容別貸出冊数 (図書)

	一般図書				児童書	合計	%
	郷土資料	一般	Y A	小計			
郷土行政	731	—	—	731	—	731	0.1%
0. 総記	—	7,985	152	8,137	3,140	11,277	1.7%
1. 哲学	—	16,656	607	17,263	1,408	18,671	2.9%
2. 歴史	—	37,803	669	38,472	9,750	48,222	7.4%
3. 社会科学	—	45,654	1,240	46,894	4,000	50,894	7.8%
4. 自然科学	—	27,249	636	27,885	20,951	48,836	7.5%
5. 技術	—	70,131	1,036	71,167	8,131	79,298	12.1%
6. 産業	—	14,377	72	14,449	4,047	18,496	2.8%
7. 芸術	—	37,907	15,609	53,516	31,891	85,407	13.1%
8. 言語	—	9,137	198	9,335	2,587	11,922	1.8%
9. 文学	—	149,009	19,204	168,213	99,992	268,205	41.1%
絵本・紙芝居	—	—	—	—	11,090	11,090	1.7%
合計	731	415,908	39,423	456,062	196,987	653,049	—

② 月別貸出件数

	開館 日数	図書			雑誌	視聴覚資料	相互貸借	合計	一日平均
		一般	児童	小計					
4月	0	—	—	—	—	—	—	—	—
5月	0	—	—	—	—	—	—	—	—
6月	0	—	—	—	—	—	—	—	—
7月	17	40,788	22,927	63,715	3,285	360	40	67,400	3,965
8月	22	53,301	27,453	80,754	3,881	776	68	85,479	3,885
9月	22	52,583	21,668	74,251	4,201	800	64	79,316	3,605
10月	27	55,337	22,839	78,176	4,476	926	87	83,665	3,099
11月	25	49,676	20,821	70,497	4,210	873	52	75,632	3,025
12月	24	45,884	19,034	64,918	4,126	754	82	69,880	2,912
1月	24	52,011	20,456	72,467	4,826	797	77	78,167	3,257
2月	24	52,251	20,176	72,427	4,751	864	119	78,161	3,257
3月	27	54,231	21,613	75,844	5,323	928	98	82,193	3,044
合計	212	456,062	196,987	653,049	39,079	7,078	687	699,893	3,301

※ 7月～9月は、節電休館のため例年より開館日数が少ない

(4) 全館

① 内容別貸出冊数 (図書)

	一般図書				児童書	合計
	郷土資料	一般	Y A	小計		
郷土行政	2,877	—	—	2,877	—	2,877
0. 総記	—	23,159	586	23,745	6,806	30,551
1. 哲学	—	55,278	2,115	57,393	5,208	62,601
2. 歴史	—	125,478	2,474	127,952	31,633	159,585
3. 社会科学	—	135,776	3,548	139,324	14,691	154,015
4. 自然科学	—	70,214	1,916	72,130	56,382	128,512
5. 技術	—	175,951	4,328	180,279	21,832	202,111
6. 産業	—	36,915	492	37,407	13,804	51,211
7. 芸術	—	113,498	61,863	175,361	83,033	258,394
8. 言語	—	25,557	892	26,449	6,415	32,864
9. 文学	—	483,274	57,216	540,490	286,973	827,463
絵本・紙芝居	—	—	—	—	24,934	24,934
合計	2,877	1,245,100	135,430	1,383,407	551,711	1,935,118

② 月別貸出件数

	開館日数	図書			雑誌	視聴覚資料	相互貸借	合計	一日平均
		一般	児童	小計					
4月	24	78,743	27,479	106,222	7,423	10,118	255	124,018	5,167
5月	26	90,226	31,795	122,021	8,227	11,123	323	141,694	5,450
6月	25	85,267	32,748	118,015	7,716	10,660	327	136,718	5,469
7月	23	121,551	56,991	178,542	10,896	10,246	249	199,933	8,693
8月	22	134,132	61,628	195,760	11,215	10,218	280	217,473	9,885
9月	23	125,412	48,348	173,760	11,524	9,779	294	195,357	8,494
10月	27	135,524	54,919	190,443	12,871	11,645	273	215,232	7,972
11月	25	124,253	50,945	175,198	12,035	11,442	214	198,889	7,956
12月	24	106,046	40,843	146,889	10,087	8,374	292	165,642	6,902
1月	24	125,455	48,051	173,506	12,341	10,183	296	196,326	8,180
2月	24	126,548	48,083	174,631	12,344	10,743	334	198,052	8,252
3月	27	130,250	49,881	180,131	13,161	11,277	367	204,936	7,590
合計	294	1,383,407	551,711	1,935,118	129,840	125,808	3,504	2,194,270	7,464

※ 開館日数は、館によって異なるため、多い日数を表示

※ 7月～9月は、節電休館のため例年より開館日数が少ない

3. 貸出利用登録者数

(1) 貸出利用登録者数（平成 23 年度）

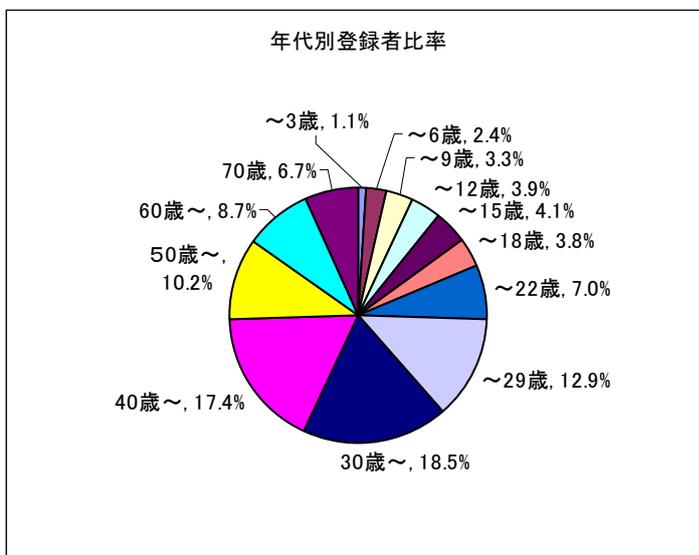
町名	一般	児童	合計	人口	登録率(%)
吉祥寺東町	4,406	647	5,053	12,542	40.3%
吉祥寺南町	4,392	818	5,210	13,528	38.5%
御殿山	1,061	138	1,199	3,556	33.7%
吉祥寺本町	4,063	547	4,610	11,404	40.4%
吉祥寺北町	6,356	1,489	7,845	15,967	49.1%
中町	5,008	793	5,801	12,748	45.5%
西久保	3,907	622	4,529	10,797	41.9%
緑町	3,229	1,050	4,279	8,515	50.3%
八幡町	1,429	403	1,832	4,227	43.3%
関前	3,006	701	3,707	8,940	41.5%
境	5,957	1,402	7,359	15,029	49.0%
境南町	5,878	1,077	6,955	13,944	49.9%
桜堤	2,216	596	2,812	7,104	39.6%
市内小計	50,908	10,283	61,191	138,301	44.2%
三鷹市	15,111	2,525	17,636		
小金井市	7,290	1,280	8,570		
西東京市	6,389	1,001	7,390		
練馬区	6,598	1,118	7,716		
杉並区	6,213	507	6,720		
その他の地区	4,248	233	4,481		
※市外小計	45,849	6,664	52,513	—	—
合計	96,757	16,947	113,704	—	—

※登録者数は平成 21 年 3 月 31 日以降の未利用者を除く

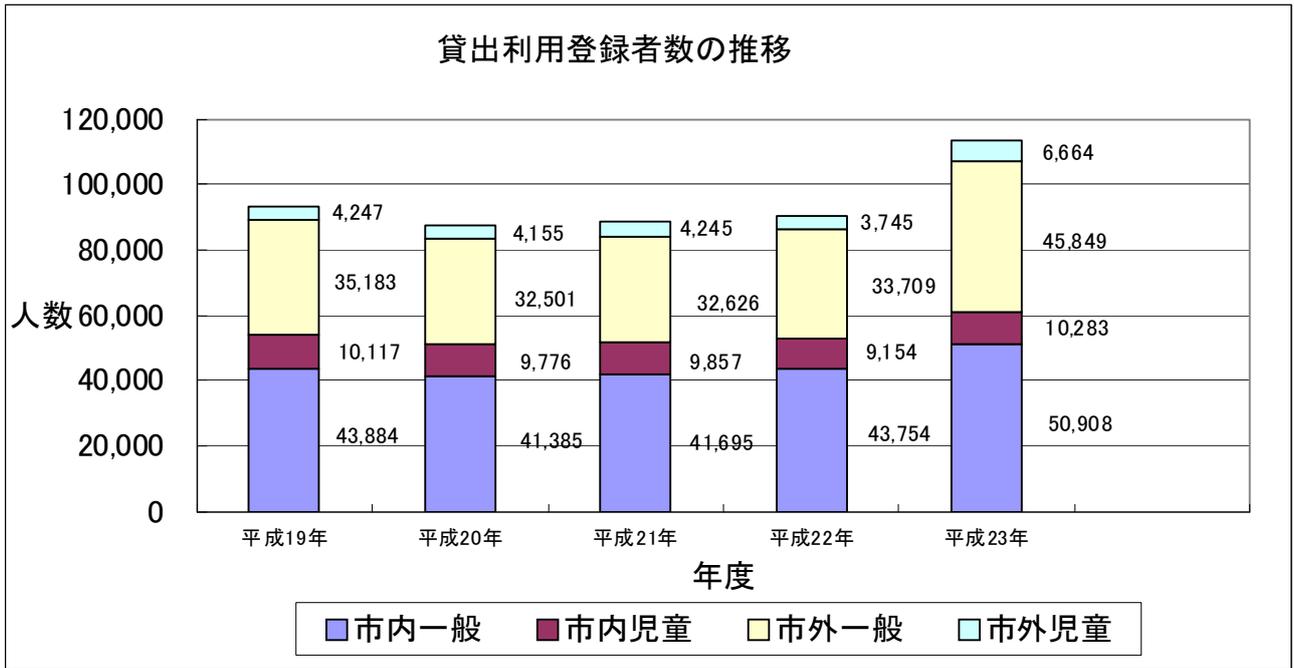
※登録率は人口に対する登録者の割合

※登録者数および人口は平成 24 年 3 月 31 日現在

※市外小計は在勤・在学・近隣市区在住者



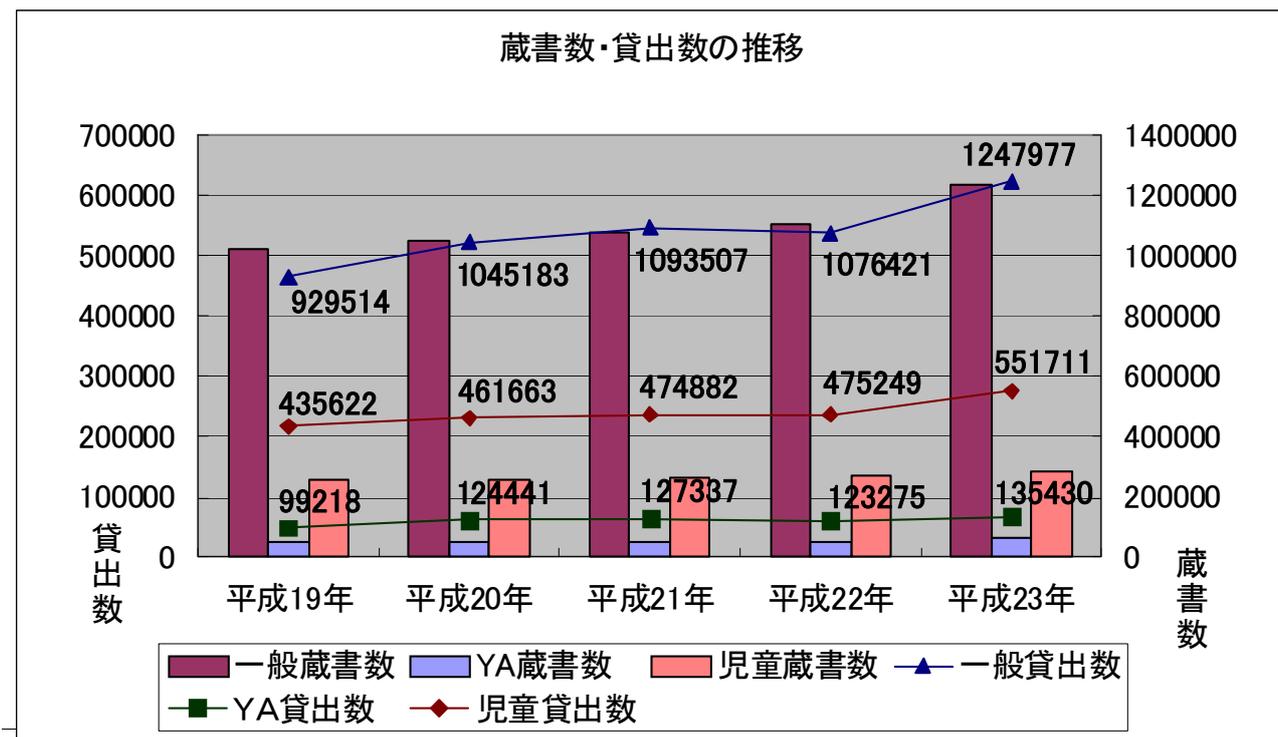
(2) 貸出利用登録者数の推移



(3) 年代別貸出利用登録者数と比率の推移

	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
～3 歳	1,395	1.5%	1,363	1.6%	1,352	1.5%	820	0.9%	1,226	1.1%
～6 歳	2,531	2.7%	2,366	2.7%	2,332	2.6%	1,998	2.2%	2,765	2.4%
～9 歳	3,337	3.6%	3,261	3.7%	3,337	3.8%	2,941	3.3%	3,785	3.3%
～12 歳	3,720	4.0%	3,617	4.1%	3,671	4.2%	3,544	3.9%	4,491	3.9%
～15 歳	3,381	3.6%	3,324	3.8%	3,410	3.9%	3,596	4.0%	4,680	4.1%
～18 歳	2,993	3.2%	2,833	3.2%	2,862	3.2%	2,992	3.3%	4,286	3.8%
～22 歳	8,534	9.1%	7,503	8.5%	7,063	8.0%	5,883	6.5%	7,908	7.0%
～29 歳	14,945	16.0%	12,554	14.3%	11,975	13.5%	12,573	13.9%	14,638	12.9%
30 歳～	17,478	18.7%	16,207	18.5%	16,315	18.5%	17,071	18.9%	21,027	18.5%
40 歳～	14,064	15.1%	13,916	15.8%	14,494	16.4%	15,503	17.2%	19,747	17.4%
50 歳～	9,375	10.0%	8,852	10.1%	8,811	10.0%	9,260	10.2%	11,648	10.2%
60 歳～	6,486	6.9%	6,809	7.8%	7,413	8.4%	8,047	8.9%	9,915	8.7%
70 歳～	5,192	5.6%	5,212	5.9%	5,388	6.1%	6,134	6.8%	7,588	6.7%
合計	93,431		87,817		88,423		90,362		113,704	

4. 蔵書数・貸出数の推移



5. 新システム導入後の機器毎の利用数

中央図書館 単位：件

	台数	貸出数	返却数	予約数	登録者数
カウンター・事務室等	22	121,912	168,819	14,317	4,560
自動貸出機	8	879,942			
自動返却機	2		797,283		
館内OPAC	12			28,363	
合計		1,001,854	966,102	42,680	4,560

※ 貸出数全体のうち貸出機の占める割合： 87.8%

吉祥寺図書館 単位：件

	台数	貸出数	返却数	予約数	登録者数
カウンター・事務室等	12	334,872	524,495	12,394	4,219
自動貸出機	1	161,880			
館内OPAC	8			22,135	
合計		496,752	524,495	34,529	4,219

※ 貸出数全体のうち貸出機の占める割合： 32.6%

武蔵野プレイス 単位：件

	台数	貸出数	返却数	予約数	登録者数
カウンター・事務室等	30	26,414	48,404	13,342	19,129
自動貸出機	7	669,751			
自動返却機	2		629,004		
館内OPAC	13			36,021	
合計		696,165	677,408	49,363	19,129

※ 貸出数全体のうち貸出機の占める割合： 96.2%

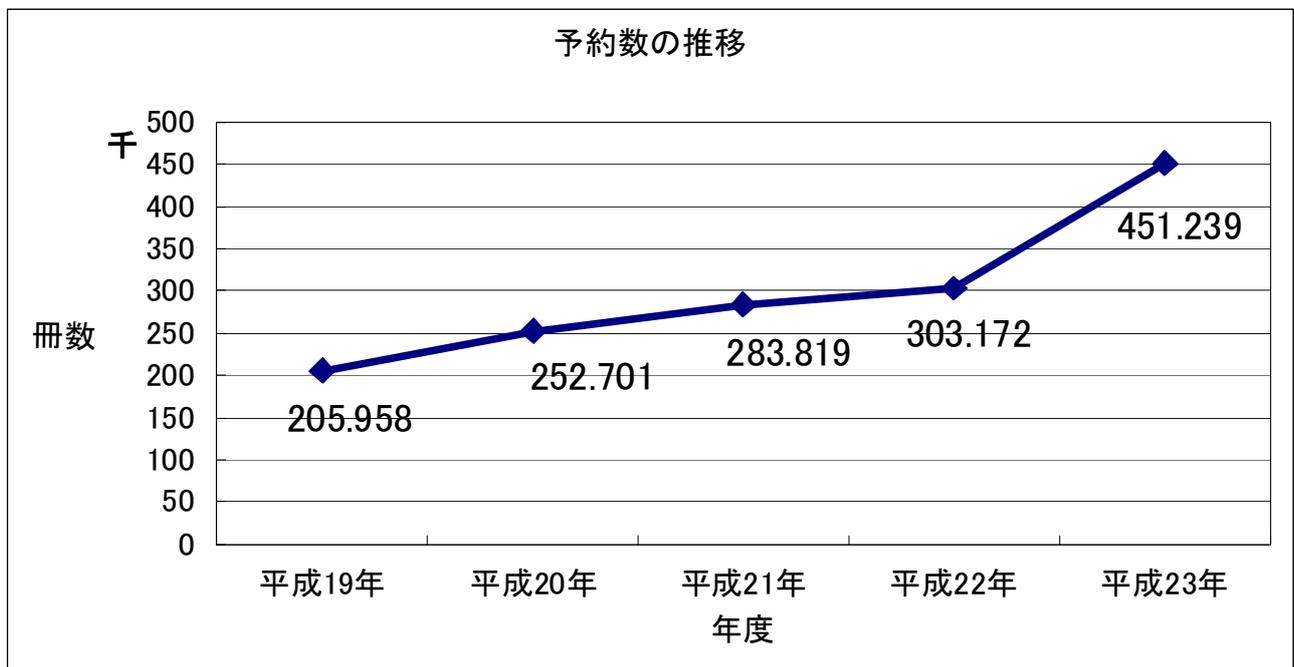
■ 予約・リクエストサービス

1. 予約の手段別内訳

単位：件

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
窓 口	30,422	32,388	34,706	35,549	40,054
OPAC	56,182	53,106	52,557	51,893	86,519
WWW	114,004	158,118	183,766	202,482	308,109
携 帯	5,350	9,089	12,790	13,248	16,557

2. 予約数の推移



※ 平成 22 年度までの予約数には都立・国会・他市区図書館からの相互貸借分、業務用予約を含む

■ サービス事業

1. 児童サービス事業統計の推移

① おはなし会

単位：人

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
中央	子ども	249	214	221	190	268
	大人	106	116	124	122	190
	計	355	330	345	312	458
吉祥寺	子ども	144	153	99	73	181
	大人	106	106	58	48	109
	計	250	259	157	121	290
プレイス (西部)	子ども	132	162	159	245	297
	大人	71	98	101	156	229
	計	203	260	260	401	526
合計		808	849	762	834	1,274

(2) 乳幼児向けおはなし会

単位：人

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
中央	子ども	465	446	334	332	485
	大人	430	411	312	317	461
	計	895	857	646	649	946
吉祥寺	子ども	349	222	175	203	198
	大人	322	211	144	183	179
	計	671	433	319	386	377
プレイス (西部)	子ども	188	163	259	255	311
	大人	170	135	198	227	288
	計	358	298	457	482	599
合計		1,924	1,588	1,422	1,517	1,922

(3) どっきんどようび

単位：人

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
中央	子ども	227	159	202	192	170
	大人	137	116	137	129	130
	計	364	275	339	321	300
吉祥寺	子ども	93	76	70	53	91
	大人	72	54	59	37	75
	計	165	130	129	90	166
西部 プレイス (23年度 以降)	子ども	45	65	76	74	159
	大人	31	36	45	41	112
	計	76	101	121	115	271
合計		605	506	589	526	737

(4) こどもまつり

単位：人

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
中央	子ども	196	275	284	218	214
	大人	77	113	105	86	85
	計	273	388	389	304	299
吉祥寺	子ども	121	144	153	131	146
	大人	50	47	51	39	53
	計	171	191	204	170	199
プレイス (西部)	子ども	145	139	181	183	393
	大人	47	44	54	67	215
	計	192	183	235	250	608
合計		636	762	828	724	1,106

(5) ブックスタート

単位：組

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
0歳	975	1,024	948	1,093	1,116
3歳	879	740	884	935	974
合計	1,854	1,764	1,832	2,028	2,090

(6) ブックスタート講演会、人形劇

単位：人

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
講演会	大人	51	34	33	45	60
	子ども (保育含む)	16	14	15	14	12
	計	67	48	48	59	72
人形劇	子ども	44	35	41	88	38
	大人	31	41	31	75	44
	計	75	76	72	163	82
合計		142	124	120	222	154

《児童向け事業参加人数》

単位：人

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童向け事業参加人数	4,115	3,829	3,721	3,823	5,193

※ 事業参加人数は、(1)～(4)、(6)の参加人数の合計。ブックスタートは除く

※ 平成22年度までは西部図書館、平成23年度より武蔵野プレイス(7月開館)

2. 学校連携事業統計の推移

(1) 図書館見学・調べ学習

		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		図書館見学	調べ学習								
中央	学校数	6	4	3	1	0	0	5	3	3	6
	人数	484	299	9	190	0	0	76	69	192	88
吉祥寺	学校数	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
	人数	6	0	4	0	0	0	12	0	39	0
プレイス (西部)	学校数	1	0	0	0	0	0	1	0	3	0
	人数	61	0	0	0	0	0	5	0	170	0
計	学校数	8	4	4	1	0	0	7	3	7	6
	人数	551	299	13	190	0	0	93	69	401	88

(2) 貸出冊数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
学校数	10	6	39	71	117
冊数	233	190	1,398	2,232	3,657

(3) 職場体験・大学生図書館実習

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
回数	5	8	7	6	9
人数	13	21	23	12	14

3. 一般向け事業統計の推移

(1) 映画会

単位：人

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
中央	690	737	603	525	460
吉祥寺	272	278	197	156	53
プレイス(西部)	34	63	22	216	136
全館計	996	1,078	822	897	649

(2) 文庫連事業（講座・講演会）

単位：人

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者数	92	127	55	91	74
保育	13	7	3	8	6

《一般向け事業参加人数》

単位：人

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般事業参加者数	1,101	1,212	880	996	729

※ 平成22年度までは西部図書館、平成23年度より武蔵野プレイス（7月開館）

(3) トピックス

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
中央	回数	4	5	5	4	6
	展示冊数	257	286	363	293	594
プレイス	回数	—	—	—	—	7
	展示冊数	—	—	—	—	1,239
合計	回数	4	5	5	4	13
	展示冊数	257	286	363	293	1,833

(4) 課題解決テーマ展示 (中央)

	平成23年度
回数	11
展示冊数	506

4. 施設利用統計の推移

(1) グループ学習室 (中央図書館)

単位：グループ

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用数	1,054	1,066	970	978	952

(2) AVブース利用

単位：回

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
中央	8,567	9,251	9,086	7,749	4,975
吉祥寺	1,314	1,202	1,367	1,329	1,298
合計	9,881	10,453	10,453	9,078	6,273

※ 平成23年1月より、中央図書館のレイアウト変更により、AVブース数を減らしたため利用数が減少している

■ レファレンスサービス

1. レファレンスサービス利用状況の推移

単位：件

	カウンター			Eメール レファレンス	その他(電話・ 文書等)	合計
	所蔵調査・ 書架案内	レファレンス	調べ学習			
平成19年度	15,171	646	99	32	26	15,974
平成20年度	14,694	572	79	26	35	15,406
平成21年度	15,956	519	55	26	16	16,572
平成22年度	14,987	484	92	25	38	15,626
平成23年度	42,031	2,312	221	26	19	44,609

※「カウンター」は、平成22年度までは中央図書館受付分のみ。平成23年度7月より、吉祥寺、武蔵野プレイスで集計開始

※「その他(電話・文書等)」は、中央図書館受付分

■ インターネット検索用パソコン

1. 利用状況の推移

年度	中央		吉祥寺		プレイス(西部)		全館	
	利用人数	印刷件数	利用人数	印刷件数	利用人数	印刷件数	利用人数	印刷件数
平成19年度	1,934	600	2,315	88	416	161	4,665	849
平成20年度	1,883	853	2,256	234	471	31	4,610	1,118
平成21年度	1,910	856	2,564	317	791	114	5,265	1,287
平成22年度	1,885	1,190	2,365	147	500	172	4,750	1,509
平成23年度	1,802	518	1,829	150	9,286	3,725	12,917	4,393

※ 平成22年度までは西部図書館、平成23年度より武蔵野プレイス(7月開館)

※ 中央、吉祥寺、西部は各館1台、プレイスは10台

■他自治体図書館との比較

1. 近隣区市との比較（三鷹市、小金井市、西東京市、杉並区、練馬区）平成23年度

※『平成23年度「東京都公立図書館調査」(東京都立中央図書館 2011)より作成

自治体名	人口	館数	蔵書冊数	市民1人 当たり 蔵書冊数	登録者数	貸出数 (全資料)	市民1人 当たり 貸出数	予約件数
武蔵野市	138,340	3	717,456	5.19	90,362	1,892,219	13.68	303,172
三鷹市	179,533	5	641,635	3.57	50,640	1,664,083	9.27	260,740
小金井市	115,625	3	437,141	3.78	53,295	716,398	6.20	117,683
西東京市	197,652	7	758,893	3.84	57,101	2,540,432	12.85	717,166
杉並区	539,211	13	2,276,114	4.22	209,556	5,046,094	9.36	1,188,704
練馬区	708,488	12	1,644,084	2.32	252,600	6,754,978	9.53	1,866,592

※ 人口：「東京都総務局『世帯と人口 平成23年4月1日現在』

【参考】※各市区HPより作成

自治体名	貸出可能数(本・雑誌、視聴覚資料等)	予約可能件数
武蔵野市	10冊、CD2点、ビデオ・DVD2点	6冊、AV2点
三鷹市	10冊、CD・カセット	6冊(内CD・カセット1点)
小金井市	無制限、CD5点	20冊(内CD5点)
西東京市	30冊、CD・カセット3点	30冊、CD3点
杉並区	15冊、CD・カセット・レコード4点	20冊、未所蔵5冊、CD4点
練馬区	10冊、CD等5点、ビデオ1点、布絵本2点	10冊、CD等5点、ビデオ1点、布絵本2点

2. 同規模自治体（人口10万～15万人）図書館との比較 平成21年度

※『図書館年鑑 2011』（日本図書館協会 2011 ※2010年4月1日調査）より作成

蔵書冊数

	自治体名	(千冊)
1	東近江市	924
2	長浜市	894
3	成田市	817
4	刈谷市	783
5	多摩市	742
6	飯田市	737
7	東村山市	725
8	彦根市	698
9	北見市	697
10	武蔵野市	697

資料費

	自治体名	(万円)
1	西条市	11,634
2	成田市	9,750
3	武蔵野市	9,271
4	小牧市	8,869
5	東近江市	7,700
6	諫早市	7,498
7	藤枝市	7,033
8	中央区	6,704
9	刈谷市	6,664
10	土浦市	6,564

貸出数

	自治体名	(千冊)	貸出可能数
1	武蔵野市	1,925	10冊、AV4点
2	多摩市	1,792	無制限、AV5点
3	我孫子市	1,439	10冊、AV5点
4	岩国市	1,396	10冊、AV4点
5	諫早市	1,343	10冊、AV4点
6	草津市	1,335	15点(全資料)
7	生駒市	1,330	5冊
8	箕面市	1,306	20冊
9	半田市	1,303	30点(全資料)
10	成田市	1,285	10冊、AV3点

予約件数

	自治体名	(千件)	予約可能件数
1	多摩市	449.6	20冊、AV5点
2	中央区	447.9	10冊、AV7点
3	武蔵野市	283.8	6冊、AV2点
4	箕面市	221.1	10冊
5	東村山市	173.2	20冊、CD・カ3点
6	我孫子市	172.6	10冊、CD・カ5点
7	三田市	164.8	無制限
8	国分寺市	153.1	12冊、CD2点
9	草津市	140.6	15件
10	稲沢市	140.5	10冊、リク5点、AV2点

※ カ：カセットテープ

※ リク：リクエスト

■ 図書交流センター

武蔵野市在住の蔵書家のコレクションを譲り受け、市民の貴重な知的財産である書籍の散逸を防ぎ、その有効活用を図ることを目的に、平成 15 年 4 月に、旧桜堤小学校 3 階（桜堤 1 - 7 - 25）に設置されました。

1. 主な業務内容

- (1) 遺贈・寄贈された蔵書コレクション（以下「蔵書コレクション」という）の受け入れ・整理
- (2) 蔵書コレクションの保存・有効活用
- (3) 蔵書コレクションの活用を通じた、姉妹友好都市との交流事業

2. 経過

平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟県小国町に開設された愛蔵書センターへ、書籍・雑誌を寄託・寄贈（約 1 万 2,000 冊）。同町立保育園・小・中学校へ児童書を寄贈（約 1,100 冊）（8 月～） ○図書交流センター運営委員会が発足
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○小国町愛蔵書センター・友好都市の小・中学校への寄託・寄贈（約 4,500 冊） ○小国町震災復興支援のため「がんばれ小国ブックリサイクル」と「武蔵野から本がくるくるブックフェア」を実施（提供した書籍 約 2,100 冊）（平成 17 年 3 月）
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○小国愛蔵書センターへ「笑いをテーマとした本」等を寄贈（約 870 冊）5 月～8 月 ○武蔵野市内の保育園・幼稚園・こどもクラブなどへ図書館からのリサイクル児童書を提供（約 1,700 冊）（6 月・平成 18 年 3 月） ○長岡市立小国中学校復興支援のため「がんばれ小国ブックリサイクル 2」を開催（提供した書籍 約 1,600 冊）（10 月） ○「小国の中学生に本を贈ろう！」で市民より寄せられた本を、小国中学と小国愛蔵書センターへ寄贈（約 1,000 冊）（12 月～平成 18 年 3 月） ○都立図書館除籍資料再活用プロジェクトに参加。4 万 9,000 冊の書籍を分別・整理作業が当センターで行われる（12 月～平成 18 年 1 月）
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○武蔵野市内あそべえ・こどもクラブなどへ図書館からのリサイクル児童書を提供（1,058 冊） ○「チャリティブックリサイクル・本がくるくる」を開催し、募金 10 万 5,454 円を「のぞみの家」へ寄付（提供した書籍 約 3,000 冊）（10 月・11 月） ○寄贈図書の一部の販売を開始（販売冊数 230 冊）（11 月～） ○小国愛蔵書センターへ児童書などを寄贈（約 1,000 冊） ○中日新聞東京本社から、戦後 40 年間のテーマ別新聞記事切抜きを受け入れ（12 月）
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○「チャリティブックリサイクル・本がくるくる 2、3、4」を開催。募金総額 21 万 2,820 円を市民社会福祉協議会へ寄付（提供した書籍 約 1 万 700 冊） ○古書販売冊数（545 冊）
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○「チャリティブックリサイクル・本がくるくる 5、6、7、8」を開催。募金総額 14 万 6,060 円を市民社会福祉協議会へ寄付（提供した書籍 約 1 万 1,700 冊） ○古書販売冊数（722 冊）

平成 21 年度	○受け入れ済みの古書をリスト化（ドイツ語 120 冊・和書 30 冊） ○古書販売冊数（228 冊）
平成 22 年度	○小国愛蔵書センターの閉鎖（6 月） ○古書販売冊数（83 冊） ○8 月より中央図書館 4 階で展示室を開設。毎週月曜日（平成 23 年 2 月から第 2・第 4 日曜日も追加）本センターの周知と理解を深める活動を実施
平成 23 年度	○ブックリサイクル（9 月 17～19 日：プレイスにて）（3,769 冊提供） ○展示室での資料公開を継続（中央図書館 4 階）毎週月曜日と第 2・4 日曜日 ○大学図書館・専門図書館への提供拡大（成蹊大学・武蔵野大学・秩父宮記念スポーツ図書館など） ○古書販売冊数（135 冊）

3. 寄贈、資料提供実績

単位：冊

年度	寄贈受入	公立・専門図書館等への資料提供	市関係機関への寄贈	ブックリサイクル他	古書販売冊数
平成 15 年度	約 30,000	約 660	約 13,100	—	—
平成 16 年度	約 7,400	約 3,630	約 4,500	約 2,100	—
平成 17 年度	約 1,000	約 700	約 3,570	約 1,600	—
平成 18 年度	約 5,700	約 2,200	約 2,060	約 3,000	230
平成 19 年度	約 1,770	約 2,300	—	約 10,700	545
平成 20 年度	約 5,340	約 1,570	—	約 11,700	722
平成 21 年度	8,411	437	—	—	228
平成 22 年度	28,409	8,598	—	124	83
平成 23 年度	1,311	2,025	—	3,879	135

■ 参考資料

武蔵野市立図書館条例

平成6年12月20日条例第47号

武蔵野市立図書館設置条例（昭和26年4月武蔵野市条例第13号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、武蔵野市立図書館（第5条第7号を除き、以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（管理）

第3条 図書館は、武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。ただし、武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス（第5条各号に掲げる事業を行う部分に限る。以下「プレイス」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）第4条各号のいずれにも該当し、かつ、第1条に規定する目的を達成するために必要な能力及び実績を有する者とする。

（職員）

第4条 図書館（プレイスを除く。）に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書
- (3) 司書補
- (4) 前3号に掲げる者のほか、委員会が必要と認める職員

（事業）

第5条 図書館は、法第3条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の個人及び団体への閲覧、視聴及び貸出し
- (3) 調査研究の支援、読書指導、読書案内及び読書相談その他図書館資料を利用するための相談
- (4) 学校等との連携及び協力
- (5) 地域文庫、子ども文庫その他の地域における読書活動への協力及び支援
- (6) 読書会、お話し会、研究会、講演会、資料展示会等の開催
- (7) 他の図書館との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借

- (8) 図書館に附帯する施設（以下「図書館施設」という。）の供用
- (9) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事業
（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) プレイスにおける前条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) プレイスにおける図書館資料、図書館施設並びに図書館施設に附帯する設備及び器具（以下「図書館資料等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プレイスの管理及び運営に関する業務のうち、市長又は委員会
のみの権限に属する事務を除く業務
（休館日）

第7条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、図書館の全部又は一部を臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 金曜日
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
 - (3) 館内整理日（1月4日及び1月を除く毎月第1水曜日をいう。）
 - (4) 年10日以内で委員会が指定する図書特別整理日
- 2 前項の規定にかかわらず、プレイスの休館日については、武蔵野市立武蔵野プレイス条例（平成22年3月武蔵野市条例第10号。以下「プレイス条例」という。）第5条に定めるところによる。
（開館時間）

第8条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる日に応じてそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から木曜日まで（次号に規定する休日を除く。） 午前9時30分から午後8時まで
 - (2) 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
午前9時30分から午後5時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、プレイスの開館時間については、プレイス条例第6条に定めるところによる。
（貸出登録）

第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、委員会が規則で定めるところにより、登録を受けなければならない。

（図書館の利用の制限）

第10条 委員会（プレイスにあっては、指定管理者。第12条第1項において同じ。）は、図書館を利用する者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 図書館資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団の利益になるとき。
- (4) 貸出しの手続きをとらずに所定の場所以外の場所に図書館資料を持ち出したとき。
- (5) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (6) 係員の指示に従わないとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があるとき。

(駐車場の使用料)

第11条 武蔵野市立中央図書館駐車場の使用料は、1台1時間につき200円とする。ただし、委員会が、特に必要と認めたときは、使用料を免除することができる。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、図書館資料等の利用を終了したとき又は第10条の規定により図書館の利用を禁止され、若しくは退館を命ぜられたときは、その利用した図書館資料等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償義務)

第13条 利用者は、故意又は過失により図書館資料等を損壊し、又は紛失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、利用者が前項に規定する義務を履行しない場合に準用するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則 (平成22年9月22日条例第28号)

(施行期日)

この条例は、平成7年4月2日から施行する。

1 この条例は、武蔵野市立武蔵野プレイス条例(平成22年3月武蔵野市条例第10号)の施行の日から施行する。ただし、別表の改正中武蔵野市立西部図書館の項を削る部分は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 次に掲げる準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(1) 改正後の武蔵野市立図書館条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項ただし書の規定による指定

(2) 前号に掲げるもののほか、改正後の条例を施行するために必要な準備行為

別表 (第2条関係)

名称	位置
武蔵野市立中央図書館	武蔵野市吉祥寺北町4丁目8番3号
武蔵野市立吉祥寺図書館	武蔵野市吉祥寺本町1丁目21番13号
武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス	武蔵野市境南町2丁目3番18号

武蔵野市立図書館条例施行規則

平成22年12月8日教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市立図書館条例（平成6年12月武蔵野市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出登録の要件)

第2条 条例第9条の登録（以下「貸出登録」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する個人

ア 武蔵野市内に居住し、通勤し、又は通学する者

イ 三鷹市、小金井市、西東京市、杉並区又は練馬区の区域内に居住する者（アに該当する者を除く。）

(2) 武蔵野市内に所在する学校、官公署その他地域文庫等公共的な活動を行っている団体（以下「団体」という。）

2 前項の規定にかかわらず、武蔵野市立図書館（以下「図書館」という。）の館長（武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイスにあっては、条例第3条第1項ただし書の規定により、武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する者。以下「館長」という。）が特に必要と認める者は、貸出登録を受けすることができる。

(貸出登録の申請等)

第3条 貸出登録を受けようとする者は、委員会が別に定める貸出登録申請書により、館長に申請しなければならない。この場合において、前条に定める要件（以下「登録要件」という。）に該当することを明らかにする書類を提示するものとする。

2 館長は、前項の規定による申請があった場合において申請者が登録要件に該当すると認めるときは、当該申請者に係る貸出登録を行うものとする。

3 前項の規定により貸出登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、貸出登録を受けた事項に変更があったときは、その旨を館長に届け出なければならない。

4 館長は、特に必要と認めるときは、登録者に対し、第1項の書類の提示を求めることができる。

(図書館カードの交付等)

第4条 館長は、登録者に対し、委員会が別に定める図書館カード（以下「図書館カード」という。）を交付するものとする。

2 登録者は、条例第1条に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）の貸出しを受けようとするときは、図書館カードを提示しなければならない。ただし、館長が適当と認めるときは、この限りでない。

3 登録者は、図書館カードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 登録者は、図書館カードを紛失したときは、その旨を館長に届け出なければならない。

(登録者に貸し出すことができる図書館資料の種類等)

第5条 登録者に貸し出すことができる図書館資料の種類、数量及び期間は、別表に定めるとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(図書館資料の貸出しの制限等)

第6条 前条の規定にかかわらず、登録者は、図書館資料のうち、館長が特に指定するものは、貸出しを受けることができない。

第7条 館長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館資料の貸出しを制限し、又は当該登録者に係る貸出登録を取り消すことができる。

- (1) 登録要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第3条第4項の規定による書類の提示の求めがあった場合において当該求めがあった日から3か月を経過する日までに当該書類を提示しなかったとき。
- (3) 第4条第4項の規定による届出を行ったとき。
- (4) 図書館資料の貸出しを受けた場合において第5条の期間の末日から2週間を経過する日までに当該図書館資料を返却しなかったとき。
- (5) 図書館カードを他人に貸与し、又は譲渡したとき。

(図書館資料の閲覧及び視聴)

第8条 条例第10条の利用者(以下「利用者」という。)は、図書館資料を所定の場所において閲覧し、又は視聴しなければならない。

- 2 利用者は、館内において視聴することができるものとして館長が指定する図書館資料(以下「視聴覚資料」という。)を視聴しようとするときは、委員会が別に定める視聴票により、館長に届け出なければならない。この場合において、視聴することができる視聴覚資料は、1人につき1日1点を限度とする。

(図書館資料等の複写等)

第9条 利用者は、図書館資料(館長が指定するものに限る。)を複写し、又は電子計算組織の端末を利用して検索することができる情報(館長が指定するものに限る。)を表示した画面を印刷することができる。この場合において、利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を負担するものとする。

- (1) 単色のもの 複写面又は印刷面1面につき10円
- (2) カラーのもの 複写面又は印刷面1面につき50円

(図書館資料の購入)

第10条 図書館資料を図書館に売却しようとする者は、その種類、書名、冊数、売却希望価格等を記載した書面により、館長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申出があった図書館資料の購入は、時価又はその状態により適正な価格で行うものとする。

(図書館資料の受贈)

第11条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

- 2 前項に規定する寄贈を受けた図書館資料は、広く公衆の閲覧又は視聴に供するものとする。

(図書館資料の受託)

第12条 図書館資料を図書館に寄託しようとする者は、その種類、書名、冊数等を記載した書面により、館長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申出により寄託を受けた図書館資料(以下「受託図書館資料」という。)は、広く公衆の閲覧又は視聴に供するものとする。
- 3 受託図書館資料が火災、盗難その他天災により損失を生じたときは、図書館は、その責任を負

わない。

- 4 受託図書館資料の寄託をした者は、当該受託図書館資料を他人に譲渡し、又は売却しようとするときは、事前に館長に申し出なければならない。

(駐車場の使用料の免除)

第13条 条例第11条ただし書の委員会が必要と認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 歩行に際して補装具等を必要とする者が運転し、又は同乗する車両を駐車するとき。
- (2) 介護を必要とする者等が同乗する車両を駐車するとき。
- (3) 図書館の運営に要する車両を駐車するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が必要と認めるとき。

(事故責任)

第14条 駐車場及び図書館の敷地内で発生した事故等については、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、武蔵野市教育委員会教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、武蔵野市立武蔵野プレイス条例（平成22年3月武蔵野市条例第10号）の施行の日から施行する。

(武蔵野市立図書館規則の廃止)

- 2 武蔵野市立図書館規則（平成7年3月武蔵野市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日において、前項の規定による廃止前の武蔵野市立図書館規則第8条又は第9条の規定による図書館カードの交付を受けている者は登録者と、当該交付を受けている図書館カードは第4条第1項の規定による交付を受けたものとみなす。

別表（第5条関係）

	図書館資料の種類	数量	期間
個人	図書	10冊以内	貸出しを受けた日から起算して2週間を経過する日まで
	コンパクトディスク及びカセットテープ	2点以内	
	ビデオテープ及びデジタルバーサタイルディスク	2点以内	
団体	図書	300冊以内	貸出しを受けた日から起算して2か月を経過する日まで

武蔵野市立図書館処務規程

昭和32年1月11日教育委員会訓令第2号

第1条 武蔵野市立図書館（武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイスを除く。以下「市立図書館」という。）の処務は、この規程の定めるところによる。

第2条 市立図書館を管理するため、図書館を置く。

2 図書館に館長を置く。館長は、上司の命を受け図書館の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 図書館に副参事を置くことができる。副参事は、上司の命を受け担任の事務をつかさどる。

第2条の2 図書館に課長補佐を置くことができる。課長補佐は、館長を補佐する。

2 館長に事故がある場合において、館長専決事項中急施を要するものがあるときは、課長補佐が代決することができる。

第3条 図書館に次の係を置く。

管理係

中央図書館

吉祥寺図書館

2 管理係に係長を、中央図書館及び吉祥寺図書館に館長を置く。

3 係長及び前項に規定する館長（以下「係長」という。）は、第2条第2項に規定する館長（以下「館長」という。）の命を受け係の事務を処理する。

4 係に担当係長を置くことができる。担当係長は、館長の命を受け担任の事務をつかさどる。

5 館長に事故がある場合において、館長専決事項中急施を要するものがあるときは、主管する係長及び担当係長が代決することができる。

6 係に主任を置くことができる。主任は、上司の命を受け担任の事務を処理する。

7 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

第4条 係の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 文書の管理に関すること。
- (2) 施設の管理に関すること。
- (3) 関係各機関との連絡に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) その他図書館の庶務に関すること。

中央図書館

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の館内及び館外利用に関すること。
- (3) 図書館の蔵書構成の調整に関すること。
- (4) 図書館の読書傾向の調査及び研究に関すること。
- (5) 参考事務及び読書相談に関すること。
- (6) 郵送貸出、録音及び対面朗読に関すること。
- (7) 地域図書館活動への協力に関すること。
- (8) 読書指導に関すること。

- (9) 集会、行事等の開催に関すること。
- (10) 市史の編さんに関すること。
- (11) その他図書館奉仕に関すること。

吉祥寺図書館

- (1) 吉祥寺図書館の管理に関すること。
- (2) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (3) 図書館資料の館内及び館外利用に関すること。
- (4) 参考事務及び読書相談に関すること。
- (5) 集会、行事等の開催に関すること。
- (6) 録音及び対面朗読に関すること。
- (7) その他図書館奉仕に関すること。

第5条 文書の方式及び処理並びに館長その他の職員の服務については、別表に定めるものを除くほか、武蔵野市教育委員会事務局及びその職員の例による。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

(略)

付 則 (平成23年3月31日(教)訓令第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正は、武蔵野市立武蔵野プレイス条例(平成22年3月武蔵野市条例第10号)の施行の日から施行する。

別表(第5条関係)

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで		
休憩時間	正午から午後1時まで。ただし、勤務の実情により館長が教育長の許可をうけて上記以外の時間に1時間の休憩時間を定めることができる。		
勤務を要しない日	(1) 金曜日 (2) 2週間につき、館長が指定する一の土曜日及び一の日曜日で、下欄に定める日		
土曜日及び日曜日の勤務	職員を2班編成とし、次表の勤務割に基づいて交替勤務を行う。		
		土曜日の勤務	日曜日の勤務
	通常勤務	A型 平常勤務 午前8時30分から 午後5時15分まで	勤務を要しない日
	B型	勤務を要しない日	平常勤務 午前8時30分から 午後5時15分まで
休日が勤務を要しない日に当たる場合	金曜日が祝日の場合	当該休日を土、日曜日以外の日で、館長が職員ごとに指定する日に与える。	
	土曜日が祝日の場合	B型については、当該休日を土、日曜日以外の日で、館長が職員ごとに指定する日に与える。	
	日曜日が祝日の場合	A型については、当該休日を土、日曜日以外の日で、館長が職員ごとに指定する日に与える。	

武蔵野市立図書館資料収集方針

武蔵野市立図書館は図書館法及び武蔵野市立図書館設置条例第 1 条に定められた事業を十分かつ円滑に運営するため資料を収集する。

(目的)

この方針は、資料収集にあたっての基準を定めるものとする。

(基本方針)

- 1 武蔵野市立図書館は、武蔵野市の地域的特性を基盤として、市立の公共図書館としての役割を考慮に入れ、広く市民の教養、調査研究、レクリエーションなどに役立てることを目的とし、図書及びその他の資料を収集・整理し、保存する。
- 2 収集する資料の範囲については、各館の地域性を考慮しながら、市民の要望に十分こたえられるように、各分野にわたり、必要な資料を広範囲に収集する。
また、中央図書館は、地域館として一般書を収集する一方で、地域館の収集範囲を超える専門的な資料及び高価な資料の収集にもつとめる。
- 3 収集する資料の種類については、図書・逐次刊行物など、多様な形態の資料を収集する。
また、将来登場するであろう、新しいメディアについても、積極的にその収集を検討する。
- 4 資料の選択は、担当の図書館員がこれにあたり、決定を下すのは図書館長である。
選択にあたっては、すでに当館で所蔵している資料の内容、市民の要求、資料の著者・発行所・内容・資料的価値・形態などを検討し、決定する。なかでも市民の要求を最重要の要素として考える。ただし、一部の市民の要求だけでなく、広範な市民の要求、潜在している市民の要求も十分に考慮して収集する。
- 5 基本的人権のひとつである「知る自由」を市民に対して保障することが自治体図書館のつとめであることをふまえ、資料選択の上で以下の点に留意する。
 - (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受け入れにあたっても同様である。

なお、図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

(平成 4 年 7 月 16 日)

資料別収集方針

1 一般図書

全分野にわたり基礎的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集する。ただし極めて高度な専門書、学術書、学習参考書、各種試験問題集、コミック類は原則として収集しない。

2 参考図書

調査、研究に役立つものとなるよう、全分野にわたり辞典、事典、図鑑、名鑑、年鑑、目録、書誌、地図等を幅広く収集する。

3 郷土・行政資料

- (1) 武蔵野市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、パンフレット、写真、地図等可能な限り収集する。特に市の行政資料は網羅的、継続的に収集する。
- (2) 武蔵国、相模国に関する資料のうち武蔵野市に特に関係のある資料を中心に収集する。
- (3) 東京都及び都内、区、市町村に関する資料は基本的資料（歴史、地理、統計書、要覧等）を収集する。

4 官公庁出版物

政府諸機関が発行する資料については、主要なものを幅広く収集する。

5 逐次刊行物

(1) 雑誌

あらゆる分野における基本的な雑誌を中心に幅広く収集する。外国誌も代表的なものを収集する。ただし、高度な学術専門誌、漫画雑誌は原則として収集しない。

(2) 新聞

国内発行の主要全国紙を中心に幅広く収集する。外国語新聞も代表的なものを収集する。

6 視聴覚資料

市民の趣味、教養または文化活動に資するため、CD・ビデオテープなど、それぞれの分野の基本的作品・内外の著名な作者・代表的演者の作品を中心に収集する。

7 点字資料及び録音図書

視覚障害者等の日常・社会生活に必要な点字資料・録音図書・大型活字本・さわる絵本・拡大写本等を積極的に収集する。

8 外国語資料

市内に在住する外国人に必要な情報・資料を提供するため、また国際化時代の市民要望に十分応えるため、英語を中心にアジア地域の言語にも留意し、できるだけ幅広く収集する。（収集方針については、別に定める）

9 寄贈資料

- (1) 寄贈資料については、当館の収集方針に基づいて資料的価値のあるものは蔵書として受入れる。
- (2) 市民が「著」「訳」「編」「監修」等、なんらかの形で著作に関わっている資料は、市民文庫として収集に努める。

10 特殊コレクション

特に必要と認められる個人・団体の文庫等の資料は、特殊コレクションとして収集する。

11 ヤング・アダルト資料

- (1) ヤング・アダルト（児童にも成人にも属さない10代の若者）の知的好奇心を刺激するような資料を収集する。
- (2) ヤング・アダルトに関心の高い時代に即した分野（AV資料・雑誌を含む）を考慮して幅広く収集する。

12 児童図書

児童図書については別に定める。

〈廃棄について〉

常に質の高い新鮮な蔵書構成を維持するため、必要に応じて資料的価値を失った資料などを廃棄し、蔵書の更新を行う。

廃棄については、別に図書館資料除籍基準に定める。

(平成4年7月16日)

児童図書資料収集方針

(目的)

武蔵野市立図書館の児童図書資料の収集にあたっての基準を定めるものとする。

(基本方針)

武蔵野市立図書館の児童図書資料として以下のものを収集する。

- 1 読書を通じて子どもの豊かな感性・想像力を養い、子どもに読書の楽しさを伝えられる資料。具体的には以下の点に留意する。
 - (1) 絵がすぐれているかどうか(絵を主な表現手段としているものについて)
 - (2) 作者の訴えたいものが伝わるかどうか
 - (3) 話がおもしろく、また読みたいと思うかどうか
- 2 学習・教養・レクリエーションなどに役立つ資料(ただし、学習参考書・受験参考書などは原則として収集しない。)
- 3 障害のある子どもが利用できる資料。
- 4 高い評価を得ている外国語で書かれた図書。
- 5 その他
 - (1) ダイジェスト本を入れる場合は、できるだけ原作の意をそこなわずに書かれたものを収集する。
 - (2) マンガについても、原則として他の資料と同様に検討の対象とする。

(ジャンル別収集方針)

各々のジャンルについては、以下の方針に基づいて収集すること。

- 1 絵本
 - (1) 子どもにとっての最初の読書の体験を与えるものとして、創造性・想像性の豊かなもの
 - (2) 絵がすぐれているもの
 - (3) 子どもが理解でき、美しい言葉で書かれているもの
 - (4) 子どもの発達段階に応じた書き方のされているもの
 - (5) 子どもが扱いやすく、こわれにくいもの
- 2 よみもの
 - (1) それぞれの年齢にあった書き方がされているもの
 - (2) 登場人物が生き生きと描かれていて、子どもが共感できるもの
 - (3) 明解・簡潔で美しい言葉で書かれているもの
 - (4) さし絵が内容にふさわしいもの
- 3 知識の本
 - (1) 正確な知識に基づき、最新の情報がもりこまれているもの
 - (2) 子どもにとって興味深く、わかりやすく書かれているもの
- 4 実用書(芸術・スポーツ・趣味・娯楽)
 - (1) 子どもの興味あるもので、わかりやすく、楽しめるもの
 - (2) 子どもの生活に役立ち、自分で工夫をこらすことのできるもの

5 郷土資料

- (1) 武蔵野市の地域学習に役立つ資料
- (2) 子どもに、武蔵野市の歴史や市の様子について、興味をもたせるもの
- (3) それらのことがらが、わかりやすくかかれているもの

6 参考図書

- (1) 内容が正確で新しく、わかりやすくかかれているもの
- (2) 子どもが自分で調べたり、学習したりするときに使いやすいもの

7 紙芝居

- (1) 子どもが楽しめるもの
- (2) 文にリズムがあり、演じやすいもの
- (3) 紙芝居で表現することが、ふさわしいもの
- (4) 大勢の子どもたちに演じることができるもの

8 児童図書選定のための資料

- (1) 小さな子どもをもつ親や、子どもの本に関心をもつ人などが、子どもの本を選んだり、与えたりする際の参考となるもの（ブックリストなど）

(平成4年7月16日)

武蔵野市立図書館除籍基準

(目的)

この基準は、武蔵野市立図書館の所蔵資料の現状を明確にし、常に有効な利用状態に置くため、資料を除籍するときの基準について定める。

(基本方針)

図書館資料の除籍にあたっては、中央館、地域館とも、次のことに留意し、相互に連絡調整する。

- 1 中央館は、地域館の所蔵変更を容易にするため、総合的な保存体制を確立するようにする。
- 2 地域館は、自館の所蔵能力に基づいて計画的な所蔵更新をはかるようにする。

(範囲)

1 不用

- (1) 情報が古くなり利用価値を失ったもの
- (2) 利用が少なくなり複本を所蔵するもの（地域館については他館に所蔵のあるもの）
- (3) 改版が入手されたもの
- (4) 著しい破損、汚損のため修理が不可能なもの
- (5) 雑誌、新聞については、保存年限を経過したもの

2 亡失および不明

- (1) 利用者が紛失または破損、汚損した資料で、弁償が完了したもの
- (2) 天災その他やむを得ない事由により失ったもの
- (3) 未返納資料のうち、督促不能の状態となったもの
- (4) 未返納資料のうち、一定期間を経過したもの
- (5) 図書特別整理期間に行う蔵書点検で引き続き2回にわたり所在不明のもの

3 保管替

他の図書館へ所属替えするもの

4 合冊・分冊

合冊又は分冊により、冊数を変更したもの

5 その他、館長が認めたもの

(除籍の調整)

この基準に定めるもののほか、図書館資料除籍について必要な事項は館長が決定する。

(基準の改定)

必要と認めるときは、これを改訂する。

(平成 14 年 8 月 6 日)

武蔵野市立図書館読書の動機づけ指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵野市立の各小学校（以下「各市立小学校」という。）の第3学年の児童（以下単に「児童」という。）に読書の楽しみを伝えることを通じて、読書への意欲を高め、及び読書の習慣を身につけさせ、豊かな心を育てることを目指す読書の動機づけ指導（以下「読書指導」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 読書指導は、児童を対象として実施するものとする。

(実施場所及び実施時期)

第3条 読書指導の実施場所は、各市立小学校とする。

2 読書指導は、各市立小学校と調整のうえ、夏季休業期間の開始の日の3週間前までに実施するものとする。

(実施手順)

第4条 指導時間は1クラス90分とし、午前中に実施する。この場合において、60分を児童への指導に充て、30分を次条の講師、参観した保護者及び見学者との懇談に充てるものとする。

2 読書指導の終了後、使用した図書教材を各クラスに配布する。

3 読書指導終了後も各市立小学校においては、児童の読書意欲を高めるため、継続して指導を行うよう努めるものとする。

(講師)

第5条 読書指導の講師（以下「講師」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者から、次条第1項の委員会が選出するものとする。

(1) 小学校教諭として読書指導の実績を持つ者

(2) 図書館勤務において児童奉仕サービスの実績を持つ者

(3) 子どもの本の研究に携わっている団体に所属し、その活動に実績を持つ者

(4) 前3号に掲げるもののほか次条第1項の委員会が認める者

2 講師は、児童に対し読書指導を行う。

3 講師は、前条第1項に規定する懇談会で、児童の読書についての質問及び相談に答えるものとする。

4 講師は、3年以上連続して同一の小学校を指導することができない。

(委員会等の設置)

第6条 読書指導の実施計画等を策定するため、武蔵野市立図書館読書の動機づけ指導運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織し、武蔵野市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 各市立小学校の校長を代表する者 1人

(2) 各市立小学校の副校長を代表する者 1人

(3) 教育部指導主事 1人

(4) 講師 6人

(5) 武蔵野市立小中学校教育研究会小学校図書部会を代表する者 2人

(6) 各市立小学校を代表する教諭 各校1人

(7) 教育部図書館長

第7条 指導用図書教材を選定するため、委員会に図書選定部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は、次に掲げる部会員で組織する。

- (1) 前条第2項第1号から第5号までに掲げる者及び人数
- (2) 前条第2項第6号に掲げる者のうちから選出する者 2人
- (3) 前条第2項第7号に掲げる者
- (4) 教育部図書館の職員であって読書指導を担当する者 若干人

3 部会は、武蔵野市児童図書資料収集方針（平成4年7月16日制定）及び次に掲げる選定基準に基づき、指導用図書教材を選定するものとする。

- (1) 児童の読書能力を考慮すること。
- (2) 図書の構成は、新刊書に重点を置くこと。
- (3) 図書の種類は、絵本、物語、ノンフィクション、科学読み物等とすること。
- (4) 第3号の絵本、物語の中でも、ファンタジー作品については、児童のイメージが膨らみ、空想の世界に導く作品であること。
- (5) 生活体験に具体性を持つ作品については、日常生活を豊かにする作品であること。
- (6) 第3号の科学読み物については、単に知識を与えるものだけでなく、科学的な考えを踏まえた物語性のある作品であること。

（委員長及び副委員長）

第8条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は第6条第2項第1号に掲げる者を、副委員長は同項第2号に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は、委員を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

5 委員会の委員長及び副委員長は、部会の部会長及び副部会長を兼ねるものとする。

（任期）

第9条 委員会の委員及び部会の部会員の任期は、1年間とする。ただし、補欠の委員及び部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員及び部会員は、再任されることができる。

（事務局）

第10条 委員会及び部会の庶務は、教育部図書館が行う。

（経費）

第11条 読書指導に要する経費は、教育部図書館が負担する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、読書指導について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年9月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

武蔵野市子ども文芸賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学生及び中学生の文芸活動を奨励し、優れた文芸作品を顕彰する武蔵野市子ども文芸賞（以下「文芸賞」という。）を実施することにより、ことばの豊かな子どもの育成及び地域文化の向上に資することを目的とする。

(応募資格)

第2条 文芸賞に応募することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 武蔵野市内に在住する小学生又は中学生
- (2) 武蔵野市外に在住し、かつ、武蔵野市内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒

(募集作品)

第3条 文芸賞の募集の対象とする作品は、次に掲げる作品であって、日本語で表現されたものとする。

- (1) 小説、童話又は随筆。ただし、小学生は20,000字以内、中学生は40,000字以内のものに限る。
- (2) 詩
- (3) 俳句又は短歌
- (4) 読書感想作品（図書（漫画を除く。）を読んで感じたことを、感想文、作者又は登場人物への手紙、当該図書の紹介文等の形態により表現したものをいう。）。ただし、小学生は1,200字以内、中学生は1,600字以内のものに限る。

(応募の制限)

第4条 文芸賞に応募することができる作品の数は、1人につき、前条第1号、第2号及び第4号に掲げる作品についてはそれぞれ1点以内、同条第3号に掲げる作品については2点以内とする。

(優秀作品の選考)

第5条 文芸賞に大賞、最優秀賞、優秀賞及び佳作を設け、審査により選考するものとする。

(審査員)

第6条 前条の審査を行うため、武蔵野市子ども文芸賞審査員（以下「審査員」という。）を置く。

- 2 審査員は、教育長、教育部長、教育部指導課長及び教育部図書館長の職にある者その他教育長が別に指定する者をもって充てる。

(審査の区分)

第7条 第5条に規定する優秀作品の選考は、第3条各号に掲げる作品ごとの部門に、それぞれ3年生以下の小学生、4年生以上の小学生及び中学生の小部門を設けて行うものとする。

(優秀作品の数)

第8条 大賞は、文芸賞に応募があったすべての作品のうちから、1点以内を選考するものとする。

- 2 最優秀賞は、部門ごとに1点以内を選考するものとする。
- 3 優秀賞は、小部門ごとに2点以内を選考するものとする。
- 4 佳作は、小部門ごとに必要と認める数を選考するものとする。

(庶務)

第9条 文芸賞に関する庶務は、教育部指導課及び教育部図書館において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、文芸賞の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

武蔵野市立図書館身体障害者サービス実施要領

平成 13 年 4 月 1 日要綱第 14 号

武蔵野市立図書館身体障害者サービス実施要領

武蔵野市立図書館「身体障害者サービス」実施要領（昭和 63 年 10 月 1 日施行）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要領は、武蔵野市立図書館身体障害者サービス（以下「身体障害者サービス」という。）を実施するために必要な事項を定め、円滑な運用を図ることを目的とする。

（事業）

第 2 条 身体障害者サービスは、次に掲げる事業を行うものとする。

（1）録音図書の貸出し

（2）対面朗読

第 2 章 録音図書の貸出し

（対象）

第 3 条 録音図書の貸出しの対象は、市内に居住する視覚障害者、ねたきり老人、重度の肢体不自由者及びその他館長が適当と認めた者で、身体障害者サービスを受ける者として登録されたものとする。

（貸出方法）

第 4 条 録音図書の貸出方法は、窓口渡し又は郵送とする。

（貸出数）

第 5 条 録音図書は、1 人 5 タイトルまで貸し出すことができる。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（貸出期間）

第 6 条 録音図書の貸出期間は、3 週間以内とする。この場合において、郵送により貸し出したときは、郵送した日から起算するものとする。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りでない。

（損害の弁償）

第 7 条 録音図書の貸出しを受けた者が、録音図書を破損し、又は紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

第 3 章 対面朗読

（対象）

第 8 条 対面朗読の対象は、市内に居住する視覚障害者その他館長が認めた身体障害者で、身体障害者サービスを受ける者として登録されたものとする。

（手続）

第 9 条 対面朗読を希望する場合は、事前に申し込むものとする。

（実施場所）

第 10 条 対面朗読は、武蔵野市立図書館対面朗読室で実施する。

（実施時間）

第11条 実施時間は、図書館の開館時間内とし、1人1日につき、2時間以内とする。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

武蔵野市立図書館身体障害者書籍郵送サービスの実施要領

昭和 58 年 9 月 1 日要綱第 7 号

武蔵野市立図書館身体障害者書籍郵送サービスの実施要領

この要領は、身体障害者への図書の郵送について必要な事項を定め、円滑に運用されることを目的とする。

1 対 象

市内に居住する重度と肢体不自由者、及びその他館長が適当と認めた者に貸し出しすることができる。

2 貸出方法

図書の貸出は、本人の登録にもとづき郵送する。

3 貸出数

図書は、1人2冊まで貸し出しすることができる。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りでない。

4 貸出期間

図書の貸出期間は、郵送に要する期間を含め、3週間（21日）以内とする。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りでない。

5 損害の弁償

図書の貸出を受けた者が、図書をはなはだしく破損し、もしくは紛失したときは、現品または相当の代価をもつて弁償しなければならない。

6 郵送できない図書

- (1) 貴重な図書
- (2) 辞書及び参考書
- (3) 館長が指定した文書
- (4) 郵便規則第39条により 3 kgをこえる図書

付 則

この要領は、昭和58年9月1日から実施する。

付 則（昭和63年10月1日）

この要領は、昭和63年10月1日から実施する。

武蔵野市立図書館デジタル録音図書再生機器貸出サービス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、視覚障害者等へデジタル録音図書再生機器（以下「デイジー再生機」という。）の貸出しを行うことにより、視覚障害者等への図書館の利用を促進し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 デイジー再生機の貸出し（以下「貸出し」という。）の対象となる者（次条及び第4条において「対象者」という。）は、武蔵野市立図書館身体障害者サービス実施要領（平成13年4月1日施行）第3条に規定する対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 活字資料を読むことが困難な者
- (2) 前号に掲げる者のほか、館長が適当と認める者

(貸出方法)

第3条 貸出しは、対象者又は対象者の家族その他対象者の介護を行う者からの申込みに基づき、武蔵野市立中央図書館において直接手渡しで行うものとし、原則として郵送等による貸出しは行わないものとする。

(貸出数)

第4条 貸出しは、対象者1人につき1回1台とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1か月以内とする。ただし、館長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(損害の弁償)

第6条 貸出しを受けた者が、当該機器を著しく破損し、又は紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

付 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

武蔵野市図書館運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立図書館の運営に関して、地域から広く意見を求め、武蔵野市らしい特色ある図書館づくりを行うため、武蔵野市図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 図書館サービスに関すること。
- (2) 図書館主催事業に関すること。
- (3) 施設、閲覧環境等に関すること。
- (4) その他図書館の充実に関すること。

2 委員会に選書部会を設置し、所管事項について協議する。

3 選書部会の設置については、別に教育長が定める。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 公募による市民 3人以内

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育部図書館が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

武蔵野市図書館運営委員会傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、武蔵野市図書館運営委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、当日会場における先着順により、20人とする。ただし委員会の委員長（以下「委員長」という。）が特に認めるときは、定員を超えて傍聴をさせることができる。

(傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、受付において傍聴申込書に、住所及び氏名を記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴しなければならない。

2 傍聴券は、委員会当日受付で交付する。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 鉢巻、ゼッケン、たすき、腕章その他これらに類する物を着用している者
- (4) ラジオ、拡声器、マイク、旗、プラカードその他の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者
- (5) 前4号に掲げるものの他、委員長が会議の運営上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと
- (2) 会議における発言に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと
- (3) 会場内では飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の妨害となるような行為をしないこと

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席においてカメラ、ビデオカメラ等により撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長に許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの基準に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この基準は、平成18年10月30日から適用する。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

武蔵野市立武蔵野プレイス条例

（平成22年3月18日）
条例第10号

（設置）

第1条 市民の多様な活動及び学習の場を創出することにより、市民文化の振興を図ることを目的として、武蔵野市立武蔵野プレイス（以下「プレイス」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 プレイスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス	武蔵野市境南町2丁目3番18号

（管理）

第3条 プレイスは、武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

2 前項の規定による管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 指定管理者は、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）第4条各号のいずれにも該当し、かつ、第1条に規定する目的を達成するために必要な能力及び実績を有する者とする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- プレイスの使用の承認に関する業務
- プレイスの使用料の免除に関する業務
- プレイスの施設及び設備の維持管理に関する業務
- 第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に関する業務
- 前各号に掲げるもののほか、プレイスの管理及び運営に関する業務のうち、市長又は委員会のみの権限に属する事務を除く業務

（休館日）

第5条 プレイスの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、プレイスの全部又は一部を臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 水曜日（毎月第3水曜日及び1月の第1水曜日を除く。）及び毎月第3金曜日。ただし、当該水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て、指定する日とする。

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

(3) 年10日以内で指定管理者が指定する図書特別整理日

（開館時間）

第6条 プレイスの開館時間は、午前9時30分から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、これを変更することができる。

（使用の承認）

第7条 プレイスの施設を使用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の承認をするときは、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、市、委員会又は指定管理者が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。

(使用の不承認)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プレイスの施設の使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) プレイスの施設又は当該施設に附帯する設備及び器具（以下「附属設備」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プレイスの管理上支障があるとき。

(使用期間の制限)

第9条 プレイスの施設の使用期間は、同一の利用者が使用する場又は同一の利用目的で使用する場合は、引き続き6日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第10条 プレイスの施設の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 附属設備の使用料は、1設備1回の使用につき10,000円（規則に定めるワーキングデスクの年間使用料については、24,000円）を限度として規則で定める。
- 3 前2項に規定する使用料は、使用の承認の際納入しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の返還)

第12条 納入済の使用料は、返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 第7条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、承認した事項を変更し、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (3) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (4) 係員の指示に従わないとき。
- (5) 不正又は偽りの行為により、使用の承認を受けたとき。
- (6) 災害、工事その他プレイスの管理上支障があると指定管理者が認める事由によりプレイスを使用することができなくなったとき。

- 2 前項の規定により承認した事項を変更し、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用の中止を

命じた場合（同項第6号に該当するときを除く。）において使用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

（原状回復義務）

第15条 使用者は、その使用が終了したとき又は前条第1項の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

（損害賠償義務）

第16条 使用者は、故意又は過失によりプレイスの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、使用者が前項に規定する義務を履行しない場合に準用するものとする。

（委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成23年5月（教）規則第5号で、同年7月9日から施行）

（準備行為）

2 次に掲げる準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（1） 第3条第2項の規定による指定

（2） 第7条第1項の規定による申請、承認その他この条例を施行するために必要な準備行為

別表（第10条関係）

1 会議室使用料

(単位 円)

施設名称	区分		午前9時30分から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時30分から午後10時まで
	区分	使用				
フォーラム	A		3,900	5,700	6,200	14,500
	B		2,500	3,700	4,000	9,300
	全部使用			6,400	9,400	10,200
スペースA	全部使用		800	1,100	1,200	2,800
スペースB	全部使用		800	1,100	1,200	2,800
スペースC	全部使用		2,400	3,500	3,900	9,000
スペースD	全部使用		1,200	1,800	2,000	4,500
スペースE	全部使用		1,200	1,800	2,000	4,500

2 スタジオ使用料

(単位 円)

区分	午前9時30分から正午まで	正午から午後2時30分まで	午後2時30分から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後7時30分から午後10時まで
サウンドスタジオA	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
サウンドスタジオB	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
パフォーマンススタジオ	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
クラフトスタジオ	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

3 ギャラリー使用料

(単位 円)

区分	午前9時30分から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時30分から午後10時まで
ギャラリー	1,700	2,500	2,700	6,300

備考

- 1 武蔵野市内に住所を有する者、武蔵野市内の事業所に勤務する者若しくは武蔵野市内の学校に在学する者（以下「市民」という。）以外のもの又は市民を含む団体以外のものが使用する場合の使用料は、この表に規定する額（以下「規定使用料」という。）に当該規定使用料の2割に相当する額を加算した額とする。
- 2 規則で定める年齢の市民（以下「青少年市民」という。）又は規則で定める年齢の者（以下「青少年」という。）のみで構成し、かつ、青少年市民を含む団体が使用する場合のスタジオ使用料は、規定使用料の1割に相当する額とする。
- 3 市民以外の青少年又は市民以外の青少年のみで構成する団体が使用する場合のスタジオ使用料は、規定使用料の2割に相当する額とする。

武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則

（平成23年4月28日）
教育委員会規則第4号

（趣旨）

第1条 この規則は、武蔵野市立武蔵野プレイス条例（平成22年3月武蔵野市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（使用の申請）

第3条 条例第7条第1項の規定によりプレイスの施設を使用しようとする者及び別表第2に定める附属設備（ワーキングデスク及びロッカーに限る。次条において同じ。）を使用しようとする者は、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用申請書（以下「施設使用申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用の申請は、別表第1左欄に掲げる施設又は附属設備ごとに同表中欄に掲げる使用者が行うことができるものとし、その受付期間は同表右欄に掲げるとおりとする。

3 指定管理者は、公益上必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、別表中欄に掲げる使用者以外の者からの第1項に規定する使用の申請を受け付けることができる。

（使用の承認等）

第4条 条例第7条第1項の規定によるプレイスの施設の使用の承認及び附属設備の使用の承認（以下「使用の承認」という。）は、申請の順序による。ただし、申請が同時のときは、抽選により決定する。

2 指定管理者は、使用の承認をするときは、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用承認書兼領収書（以下「施設使用承認書兼領収書」という。）を交付する。

3 指定管理者は、使用の承認をしないときは、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用不承認書を交付する。

（使用の変更）

第5条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の承認を受けた事項を変更しようとするときは、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用変更・取消申請書（以下「施設使用変更・取消申請書」という。）に、施設使用承認書兼領収書を添えて指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる施設につき、それぞれ施設を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の当該各号に定める日前までに、1回に限り行うことができる。

(1) フォーラム 60日

(2) ギャラリー 30日

(3) スペース、サウンドスタジオ、パフォーマンススタジオ及びクラフトスタジオ 3日

3 指定管理者は、第1項に規定する承認（以下「使用変更の承認」という。）をしたときは、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用（変更・取消）承認書（兼領収書）（以下「施設使用（変更・取消）承認書」という。）を使用者に交付する。

4 使用変更の承認により、変更後の使用料と納入済みの使用料との間に過不足額が生じた場合の使用料の精算は、次に掲げるとおりとする。

(1) 不足額については、使用料の納入に準じて納入しなければならない。

(2) 超過額については、使用料の返還に準じて返還するものとする。

(使用の承認の取消し等)

第6条 使用者が、使用の承認を受けた事項を取り消そうとするときは、施設使用（変更・取消）申請書に施設使用承認書兼領収書又は施設使用（変更・取消）承認書を添えて指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する承認（以下「使用取消しの承認」という。）をするときは、使用者に施設使用（変更・取消）承認書を交付する。

3 指定管理者は、条例第14条に規定する使用の承認の取消し等をするときは、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用取消等通知書を使用者に交付する。

(附属設備の使用料)

第7条 条例第10条第2項に規定する附属設備の使用料（以下「設備使用料」という。）は、別表第2のとおりとする。

(ワーキングデスク)

第8条 条例第10条第2項に規定するワーキングデスク（以下「ワーキングデスク」という。）は、次の各号に定めるいずれかの方法により使用することができる机及び椅子のことをいう。

(1) 通常使用 別表第2備考2に定める時間帯区分を単位として使用する方法

(2) 年間使用 4月1日から翌年の3月31日まで（年度の途中で使用の承認を受ける場合は、承認を受けた日から同日の属する年度の末日まで）の期間、指定管理者が別に定める回数を上限として複数回使用する方法

2 ワーキングデスクの年間使用ができる者は、武蔵野市立図書館条例施行規則（平成22年12月武蔵野市教育委員会規則第2号）第2条に定める貸出登録の要件を満たす者であって、ワーキングデスクの年間使用の承認を受けたもの（以下「ワーキングデスク登録会員」という。）とする。

3 ワーキングデスクの年間使用の承認をする人数は、指定管理者が別に定める。

(使用料の免除)

第9条 条例第11条の規定による使用料を免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 市、委員会又は指定管理者が主催し、又は共催する行事に使用するとき。

(2) 武蔵野市立の小学校及び中学校が教育活動として使用するとき。

(3) 官公署が公益のために使用するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する車両に係る駐車場の使用料は、免除することができる。

(1) 歩行に際して補装具等を必要とする者等が運転し、又は同乗する車両

(2) 介護を必要とする者等が同乗する車両

(3) プレイスの運営に要する車両

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める車両

3 第1項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用料免除申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定による使用料の免除の申請を承認したときは、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用料免除承認書を交付する。

(使用料の返還)

第10条 条例第12条ただし書の規定による使用料の返還をすることができる場合は次の各号のいずれかに該当するときとし、返還する額はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第14条第1項第6号に掲げる事由により指定管理者が使用の承認を取り消したとき。
全額
- (2) 第6条第1項の規定により使用者が次のアからウまでに掲げる施設につき、それぞれ使用日の当該アからウまでに定める日前までに使用の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認したとき。 使用料の額の100分の50に相当する額
 - ア フォーラム 60日
 - イ ギャラリー 30日
 - ウ スペース、サウンドスタジオ、パフォーマンススタジオ及びクラフトスタジオ 3日
- 2 使用変更の承認を受けた場合で、納入済の使用料が変更後の使用料を超過することとなったときは、その超過する金額の100分の50に相当する額を返還する。
- 3 第1項各号に該当するとき又は前項に該当するときの設備使用料は、全額を返還する。
- 4 前項の規定にかかわらず、指定管理者が、ロッカーの使用又はワーキングデスクの年間使用について、使用取消しの承認をしたときは、それぞれ別表第2に定める使用料を12で除して得た金額に、当該使用取消しの承認をした日の属する月の翌月から同日の属する年度の末月までの月数を乗じて得た金額を返還する。
- 5 前各項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用料返還請求書に施設使用承認書兼領収書又は施設使用(変更・取消)承認書を添えて、委員会に請求しなければならない。

(年齢)

第11条 条例別表備考2に規定する規則に定める年齢は、満19歳以下とする。ただし、満20歳に達する日の属する年度の末日までは、満19歳とみなす。

(ロッカー、メールボックス等)

第12条 ロッカー、メールボックス、複写機、印刷機及び高速インクジェットプリンターを使用することができるものは、武蔵野プレイス登録市民活動団体(別に定める手続により、登録の承認を受けたものをいう。以下同じ。)とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 ロッカー及びメールボックスの使用期間は、4月1日から翌年の3月31日まで(年度の途中で使用の承認を受ける場合は、承認を受けた日から、同日の属する年度の末日まで)とする。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 火薬類その他危険物を所持する者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者
- (3) プレイス内において許可なく物品の販売その他営業行為をする者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プレイスの管理上支障があると認められる者

(使用者の義務)

第14条 使用者は、その使用について条例及びこの規則に定めるもののほか係員の指示に従わなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、プレイスの管理及び運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

(受付期間の特例)

2 第3条第2項及び別表第1の規定にかかわらず、施設の使用申請の受付を開始する日は、平成23年6月14日以降の日とし、指定管理者と協議のうえ別に定めるものとする。

別表第1（第3条関係）

施設又は附属設備	使用者	受付期間	
フォーラム ギャラリー	市民又は市民を含む 団体	使用日の属する月の6か月前の月の 14日から使用日の3日前まで	
	市民以外の者又は市 民を含む団体以外の 者	使用日の属する月の6か月前の月の 21日から使用日の3日前まで	
スペースA スペースB スペースC スペースD スペースE	市民又は市民を含む 団体	使用日の属する月の2か月前の月の 14日から使用日まで	
	市民以外の者又は市 民を含む団体以外の 者	使用日の属する月の2か月前の月の 21日から使用日まで	
	サウンドスタジオA サウンドスタジオB パフォーマンススタジオ クラフトスタジオ	青少年市民又は青少 年のみで構成し、か つ、青少年市民を含 む団体	使用日の属する月の2か月前の月の 14日から使用日まで
		市民以外の青少年又 は市民以外の青少 年のみで構成する団体	使用日の属する月の2か月前の月の 21日から使用日まで
		市民又は市民を含む 団体	
市民以外の者又は市 民を含む団体以外の 者			
ワーキング デスク	通常使用	市民又は市民以外の 者	使用しようとする別表第2備考2に 定める時間帯区分のそれぞれ15分前 から（9時40分からの当該時間帯区 分については10分前から）当該時間 帯区分の終了時間の30分前まで
	年間使用	ワーキングデスク登 録会員	使用しようとする年度の前年度の2 月15日から同月末日まで。ただし、 年度の途中で使用の承認を受ける場 合については、教育長が別に定める。
ロッカー	武蔵野プレイス登録 市民活動団体	使用しようとする年度の前年度の3 月1日から同月15日まで。ただし、 年度の途中で使用の承認を受ける場 合については、教育長が別に定め る。	

備考

受付期間に定める日が武蔵野プレイスの休館日にあたる時は、その翌日とする。

別表第2（第7条、第8条、第10条関係）

分類	附属設備		単位	使用料 (単位 円)	摘要
会議等設備	拡声装置		1式	1,000	ワイヤレスマイク4本（ハンドマイク2本及びピンマイク2本）、ダイナミックマイク1本、マイクスタンド（床上型）、マイクスタンド（卓上型）を含む。
	ポータブル拡声装置		1台	500	マイクを含む。
	天井吊下型プロジェクター		1式	2,000	電動昇降式スクリーンを含む。
	プロジェクター		1台	500	スクリーンを含む。
	オーバーヘッドカメラ		1台	1,500	
	デジタルバーサタイルディスクデッキ		1台	1,500	
	ビデオデッキ		1台	1,500	
	コンパクトディスクデッキ		1台	1,500	
	カセットデッキ		1台	1,500	
	花台		1台	200	
展示設備	展示用スポットライト		1式	300	
印刷設備	複写機		白黒1枚	10	
			カラー1枚	50	
	印刷機		製版1枚	100	
			印刷10枚	10	
高速インクジェットプリンター		1枚	10		
その他	ワーキングデスク	通常使用	1席	400	1時間帯区分につき
		年間使用	1件	24,000	1年につき
	ロッカー		1個	2,400	1年につき
	駐車場		1台	200	30分間につき

備考

- 1 会議等設備及び展示設備の使用料は、午前9時30分から午後0時30分まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までのそれぞれの1区分当たりの金額とする。
- 2 ワーキングデスクの通常使用の時間帯区分は、午前9時40分から午後1時40分まで、午後1時50分から午後5時50分まで及び午後6時から午後10時までとする。
- 3 ワーキングデスクの年間使用について、年度の途中で使用の承認を受けた場合は、この表に規定する使用料を12で除した金額に、承認を受けた日の属する月から同日の属する年度の末日までの月数を乗じて得た金額を使用料とする。
- 4 ロッカーについて、年度の途中で使用の承認を受けた場合は、この表に規定する使用料を12で除した金額に、承認を受けた日の属する月から同日の属する年度の末日までの月数を乗じて得た金額を使用料とする。

武蔵野市図書交流センター運営基準

(平成 15 年 6 月 25 日制定)

(平成 23 年 5 月 19 日改正)

(目的)

第 1 条 この基準は、市民の蔵書コレクション（以下「蔵書コレクション」という。）の廃棄及び散逸を防ぎ、蔵書コレクションが貴重な資料として活用されることを目的として事業を実施する武蔵野市図書交流センター（以下「図書交流センター」という。）の運営の基準を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 図書交流センターは教育委員会に設置し、管理運営に関する事務は、教育部図書館が所轄する。

(事業)

第 3 条 図書交流センターは、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 武蔵野市民からの蔵書等の寄贈に関すること
- (2) 武蔵野市民から寄贈された蔵書等の保存及び活用に関すること
- (3) 武蔵野市民から寄贈された蔵書等の活用に関する情報の収集及び姉妹友好都市との図書の交流に関すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事業

(受贈対象)

第 4 条 図書交流センターが寄贈を受ける蔵書等は、次のとおりとする。

- (1) 武蔵野市に在住し、及び特定分野の蔵書コレクションを持つ市民から寄贈される蔵書等
- (2) 武蔵野市に在住し、及び特定分野の蔵書コレクションを持つ市民の遺族から寄贈される蔵書等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めるもの

(蔵書等の活用)

第 5 条 図書交流センターで寄贈等を受けた蔵書等の活用方法は、次のとおりとする。

- (1) 武蔵野市立図書館の蔵書とする方法
- (2) 他自治体の公共図書館へ提供する方法
- (3) 大学図書館及び専門研究機関等へ提供する方法
- (4) 友好都市へ提供する方法
- (5) 古書として有償で売却する方法
- (6) 武蔵野市立図書館除籍資料リサイクル実施要綱の規定によるリサイクルをする方法
- (7) 前 6 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める方法

(その他)

第 6 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

武蔵野市立図書館年表

年 月	沿革
昭 和	
21・8	武蔵野町立第四小学校の教室を利用し、武蔵野町立図書館として発足
22・11	市制施行にともない、武蔵野市立図書館と改称
23・9	市立第四小学校より（旧）市役所北側の軍政部読書室へ移転 その後改築し、木造平屋214m ² 図書6,000冊、雑誌、官報、新聞等所蔵 休館日毎月15日、祭日、土曜と日曜は午前中開館
24・9	「武蔵野図書研究会」発足 会長 荒井源吉市長
25・3	3月の利用者数1,849人、1日平均64人
25・5	図書館第1回レコードコンサート開催
25・11	市制施行3周年事業「三多摩文化誌料展覧会」開催
27・2	2月の利用者数2,059人、閲覧図書数3,935冊
27・11	市制施行5周年記念事業「明治・大正文学図書展覧会」開催。麗書会同人秘蔵書と図書館蔵書を合わせて300点陳列
27・11	アメリカより600冊の英文図書の寄贈を受け、「東京アメリカ文化センター武蔵野デポジット」を図書館内に開設
31・11	「現代名家随筆展示会」開催
	故高橋久一氏より購入した「随筆文庫」800余冊とその後補充した1,000冊余りを読書週間行事として展示
33・6	団体貸出開始 「いとし児会」「竹の子子ども会」「藤森太郎 方」の3団体
33・10	曝書休館実施（10月17日～11月5日） 蔵書 21,000冊
34・3	市報246号に図書館施設紹介。キャッチフレーズ“生活の中に図書館を”利用者連日120人～150人、蔵書約21,000冊（内児童書3,000冊） 市内に保証人がいれば、「帯出券」による館外貸出も可能 婦人会、子供会、職場サークル、青年会等、団体貸出実施 開館時間 平日午前9時～午後5時、土曜・日曜午前9時～正午 休館日 毎月15日、年末年始、国民の休日、曝書期間
34・11	市報263号「市民相談室」に“図書館の改築を早く”と市民からの投書
	市長「市制10周年記念事業として昭和33年度予算に計上したが水害対策に回した。敷地の問題で延びているが、見通しもついたので新築に努力したい」と回答
37・2	市史編纂委員会発足
37・8	市制施行15周年記念事業として、図書館建設工事着工
38・3	市立図書館完成（吉祥寺北町4-8-11） 3月16日落成式 構造 鉄筋コンクリート造り3階建 総面積 950m ² 延床面積 951m ² 1階 軽読書室（新聞・雑誌）、児童室 2階 学習室、研究室、市政資料室（郷土資料展示） 3階 視聴覚室
38・7	新図書館開館 武蔵野市立武蔵野図書館と改称
40・4	市史編纂室、井の頭公園に「御殿山縄文遺跡」の記念碑（高さ80cm・幅1m）建立
40・10	読書動機づけ指導研究会開催 大野田小学校3年生1クラスに実施

42・5	学級招聘による読書動機づけ指導実施（3年生各1クラス対象）
43・8	「武蔵野市史続資料編一」刊行
44・10	第10回児童に対する図書館奉仕全国研究集会、武蔵野市で開催
51・5	休館日を火曜日から月曜日に変更
51・12	図書館増築改装工事開始
52・4	新装開館（延床面積1,266㎡）
	閉架式から開架式、ブラウン方式に移行
	市民文庫コーナー開始（市民文化会議の提唱により、市内の学者文化人に著書、訳書の寄贈を依頼）
52・7	市民文庫580冊、169人
53・4	北風バス文庫開始（関前1丁目久保公園内に中古のマイクロバスを設置）
54・9	増築工事開始 工事期間54年9月～55年1月末
55・3	新装開館 延床面積1,608.5㎡
55・4	「武蔵野市立図書館朗読奉仕の会」発足
55・11	身障者コーナー設置（録音室、対面朗読室、身障者用トイレの開設）
56・1	土曜日の閉館時間変更 正午閉館から午後5時閉館に
	館内整理日変更 毎月15日から毎月第3木曜日に
56・3	図書館活動市民委員会が発足
57・1	東町市民図書室開設（吉祥寺東町4-3-13） 開館日・時間 火・水・木曜日 午後2時30分～4時30分 蔵書3,300冊 運営 東町市民図書室協議会に委託
57・4	成蹊大学図書館の利用について協定する
57・5	武蔵野市立西部図書館開館（境5-15-5） 蔵書 一般書14,000冊 児童書9,000冊
57・5	武蔵野市立武蔵野図書館から武蔵野市立中央図書館に名称変更
58・1	図書館活動市民委員会が最終報告を提出
58・9	本町図書室開設（吉祥寺本町4-20-13） 開館日・時間 火・木・土曜日 午後2時～5時 蔵書3,500冊
60・4	本町図書室開館日を火～土曜日に変更
60・9	武蔵野市図書館構想策定委員会を設置
60・10	杉並区、三鷹市、武蔵野市の図書館相互利用開始（三鷹市は実施を延期）
60・12	武蔵野市立図書館電算システム稼働開始
60・12	武蔵野市図書館構想策定委員会「東部図書館建設に関する基本計画」中間報告を提出
61・1	教育委員会会議において「東部図書館建設に関する基本計画」を可決 東部図書館を小山邸跡地に建設決定、文教委員会において土屋市長報告
61・2	東部図書館（仮称）建設地元懇談会を設置
62・3	図書館構想策定委員会「武蔵野市における図書館の整備充実に関する基本構想」を教育委員会に報告
62・4	教育委員会会議において、上記基本構想を武蔵野市教育委員会の基本構想とすることを決定
62・11	武蔵野市立吉祥寺図書館開館（吉祥寺本町1-21-13）
	武蔵野市立図書館3館で夜間開館開始 中央、吉祥寺は火・水・金曜日午後7時まで、西部は火・金曜日午後7時まで

平成	
1・7	第1回“としょかんこどもまつり”3図書館で開催 テーマ「恐竜」
1・10	武蔵野市立中央図書館新築基本構想策定委員会設置
2・3	武蔵野市立中央図書館新築基本構想策定委員会、「武蔵野市立中央図書館基本構想」の中間報告書を市長に提出
2・8	武蔵野市立中央図書館新築基本構想策定委員会、「武蔵野市立中央図書館基本構想」の最終報告書を市長に提出
	「武蔵野市立中央図書館に関する市民意識調査」の実施報告書
2・11	新中央図書館用地決定（吉祥寺北町4-8-3）
3・1	武蔵野市立中央図書館建築基本計画策定委員会設置
3・6	武蔵野市立中央図書館建設懇談会設置（期間平成3年6月～平成4年3月）
4・1	武蔵野市立中央図書館建築基本計画策定委員会、最終報告書を市長に提出
4・5	多摩地区で初めて、中央・吉祥寺図書館、平日午後8時まで開館
4・12	武蔵野市立中央図書館建築工事着工
4・12	学校5日制への対応として第2土曜日・毎週水曜日、市内13小学校で図書室開放開始 各小学校に2名、学校図書室開放指導員を図書館から派遣し実施
5・4	毎月第2土曜日、3図書館において児童対象行事「どっきんどようび」の開始
5・5	廃棄雑誌リサイクル第1回開催 以後毎年4回（2・5・8・11月第3日曜日）3図書館で開催
5・7	館内整理日を毎月末から、毎月第1木曜日に変更
6・7	武蔵野市、三鷹市、小金井市、田無市、保谷市の5市行政連絡協議会「図書館相互利用」開始
7・3	武蔵野市立中央図書館落成式
7・4	武蔵野市立中央図書館開館
	館内OPAC（利用者用検索機）の利用開始
9・2	武蔵野市立中央図書館の来館者が100万人を超える
9・10	除籍資料リサイクル実施（廃棄雑誌リサイクルは発展的に解消）
10・1	電算システム入替（NECより富士通へ）
10・12	武蔵野市立中央図書館の来館者数が200万人を超える
12・3	武蔵野市立図書館ISO14001の認証を取得
12・8	武蔵野市立中央図書館の来館者数が300万人を超える
12・10	祝日開館開始（休館日は金曜日に、館内整理日は第一水曜日に変更）
13・3	東町市民図書室・本町図書室を閉室
13・4	都立中央図書館との交換派遣研修実施（～17年度）
13・10	貸出冊数を10冊に変更
13・11	ホームページ開設（利用案内、蔵書検索、新着図書案内機能等）
14・4	図書館運営委員会設置
	武蔵野市立中央図書館が子どもの読書活動優秀実践図書館表彰を受ける
14・5	むさしのブックスタート事業開始
15・4	初の公募採用による図書館長就任
	武蔵野市図書交流センター設置。市が寄贈を受けた小池辰雄氏の遺贈書を中心とした書籍の整理、活用を図る
	武蔵野市立境南小学校が子ども読書活動優秀実践校表彰を受ける
15・8	友好都市である新潟県小国町に愛蔵書センターが開館。図書交流センターより1万冊以上の資料を寄贈、寄託

16・3	第1期図書館運営委員会報告書、選書部会報告書が教育長に提出される
16・4	武蔵野市立第六中学校が子ども読書活動優秀実践校表彰を受ける
17・3	新潟県中越地震で被災した小国町支援のため「がんばれ小国ブックリサイクル」を開催
	第1回読書感想作品募集事業（愛称「どっかん！」）記念講演会開催
	北風文庫『バス文庫』閉鎖（拠点を移して文庫活動は継続）
17・5	日本獣医畜産大学附属図書館（当時）の利用についての覚書を取り交わす
17・7	3館に利用者用インターネット開放端末設置
	電算システム入替（検索システム機能向上等）及びホームページのリニューアルを行う。館内OPAC（利用者用検索機）での図書・雑誌の予約開始
17・9	インターネットからの貸出中の図書・雑誌の予約開始
17・10	小国町震災復興支援のため、「がんばれ小国ブックリサイクル2」を開催
	武蔵境駅南口の農水省食料倉庫跡地に建設予定の図書館機能を中心とした複合施設、武蔵野プレイス（仮称）の基本設計がまとめられる
17・11	視聴覚資料（CD・ビデオ・カセット）の予約開始
18・3	中央図書館が新築されてから10周年の記念講演会開催
18・5	第2期図書館運営委員会報告書、選書部会報告書が教育長に提出される
18・7	「武蔵野プレイス（仮称）専門家会議」が設置される。（平成19年3月、「武蔵野プレイス（仮称）専門家会議最終報告書」が提出される）
18・12	子ども文芸賞を創設。（平成19年3月、第1回表彰式を行う）
19・5	インターネットからの市内各館に在庫の資料の予約開始
19・6	専門家会議の最終報告書の提言を受けて、「武蔵野プレイス（仮称）についての基本的な考え方」がまとめられる
19・10	「武蔵野プレイス（仮称）基本設計（修正版）の概要について」がまとめられる
20・3	「武蔵野プレイス（仮称）管理運営の基本方針」がまとめられる
20・10	第3期図書館運営委員会報告書『これからの武蔵野市の図書館のあり方について』、選書部報告書が教育長に提出される
22・3	平成20年度より委員会を設置し、検討を行った「学校と市立図書館との連携検討委員会報告書」が教育長に提出される
	『子ども武蔵野市史』が刊行される
22・4	武蔵野市図書館基本計画策定委員会の提言を受けて、「武蔵野市図書館基本計画」が策定される
22・6	新潟県長岡市小国町愛蔵書センターが閉鎖される（委託資料は引き取り）
23・1	電算システム入替（富士通よりNECへ）。自動貸出機・自動返却機・予約棚等ICタグを活用するシステムを設置するとともにホームページのリニューアルを行う
23・3	東日本大震災と福島第一原発事故の発生に伴い、節電及び余震等への安全面に配慮し、3月18日～4月17日夜間開館を中止する。また、3～4月中旬（一部5月中旬まで）の集会行事についても中止とする
	31日、西部図書館が閉館する
23・7	7月1日より9月22日まで、全市的な節電対策のため、定期休館日のほかに週1日、輪番制による休館を実施
	武蔵野市立ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイス開館（境南町2-3-18）
24・3	第5期図書館運営委員会による「平成22年度図書館評価」が教育長に提出される

武蔵野市の図書館

平成23年度

発行年月 平成24年7月

編集・発行 武蔵野市教育委員会
教育部図書館

武蔵野市吉祥寺北町4-8-3

(0422) 51-5145